

官報

号外 昭和二十四年五月二十八日

第五回 参議院會議錄第三十六号

昭和二十四年五月二十七日(金曜日)午前十二時二十六分開議

議事日程 第三十五号

昭和二十四年五月二十七日

午前十時開議

第一 議員星野芳樹君懲罰事犯の件

第二 國立病院特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 國家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 行政機關職員定員法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 行政機關職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 食糧増産確保基本法案(補見義男君外十八名発議)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

(委員長報告)

第九 食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一〇 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一二 懲罰権の適用範囲に関する調査に関する件(委員長報告)

〇副議長(松嶋喜作君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十五日議員から左の懲罰動議を提出した。

松嶋喜作君、淺岡信夫君、加藤常太郎君、池田宇右衛門君、岡元義人君、北村一男君、矢野西雄君を懲罰に付するの動議(中野重治君提出)

昨二十六日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

國家公務員法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する等の法律案

國立學校設置法案

協同組合による金融事業に関する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

海上運送法案

兒童福祉法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院回付の左の本院提出案に対する衆議院の修正に同意した旨衆議院に通知した。

食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案

優生保護法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求むるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食糧品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に關し承認を求むるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に關し承認を求むるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

國家公務員法に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律案

自動車競技法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

地方税法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

認知の訴の特例に關する法律案

弁護士法案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

國家公務員法に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律案

昭和二十五年三月三十一日
第三編 郵便物 第三十一頁

同日議長から、内閣総理大臣、農林大臣及び大蔵大臣宛左の決議を送付した。

水産金融に關する決議

同日議長において採択することを議決した内閣市官公吏勤務地手当に關する請願外二百六十四件の請願及び島根縣津和野町に簡易裁判所及び区檢察廳設置の陳情外六十九件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

一昨二十五日委員から左の少数意見報告書を提出した。

食糧管理法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書(農林委員板野勝次君提出)

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書(農林委員板野勝次君提出)

食糧増産確保基本法案に対する少数意見報告書(農林委員板野勝次君提出)

日本銀行法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書(大藏委員中西功君提出)

國立病院特別會計法案に対する少数意見報告書(大藏委員中西功君提出)

國立學校設置法案に対する少数意見報告書(文部委員岩間正男君提出)

行政機關職員定員法案に対する少数意見報告書(内閣委員堀真琴君提出)

〇副議長(松嶋喜作君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、議員星野芳樹君懲罰事犯の件を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。懲罰委員長太田敏兄君。

一〇六五

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

官報号外 昭和二十四年五月二十八日 参議院會議錄第三十六号 議長星野芳樹君懲罰事犯の件

審査報告書

議員星野芳樹君懲罰事件の件
右の件は、星野芳樹君に対し、国会
法第二百二十二條第一号により公開議
場における戒告を與うべきものと議
決した。よつて多数意見者の署名を
附し、戒告文案を添えて報告する。
昭和二十四年五月二十三日

懲罰委員長 太田 敏兒

参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

荒井 八郎 遠山 丙市

大山 安 松井 道夫

戒告文案

議員星野芳樹君は、昭和二十四年
五月十九日の在外同胞引上問題に關
する特別委員会において、通称吉村
隊事件に關する調査報告書に對する
討論中、他の議員に對して不禮當の
言を用い、議院の体面を汚した。議
員の職分に顧みて、誠に遺憾である。
よつて国会法第二百二十二條第一号
により、ここに、これを戒告する。

〔太田敏兒君登壇、拍手〕

○太田敏兒君 只今上程になりました
議員星野芳樹君の懲罰事件に關する
委員会の経過並びに結果を御報告申
上げます。

本件は去る二十日、本委員会に付託
になりましたので、翌二十一日から二
十三日まで前後三回委員会を開きまし
て、慎重にこれが審議をいたしましたの
であります。動議提出の理由につきま
しては、過日の本会議における草葉議員
の趣旨弁明によりまして明らかであり
ますからここに申上げませんが、委
員会におきましては、更に詳細に調査
の必要がありましたので、審議者の一

人である國元義人君及び本人星野芳樹
君を召喚し、それ／＼趣旨の説明及び
一身上の弁明を求め、更に審議の必要
上、在外同胞引上問題に關する特別委員会
の委員長紅澤みつ君及び委員北條秀
一、木内キヤウの両君を召喚し、同委
員会における前後の事情を詳細に聴取
し、且つ各委員より右の五氏に對し熱
心なる質問應答がありました。その
内容は速記録に議することをお許し願
いたいと思ひます。

質問を終つて討論に入りましたとこ
ろ、先ず松井委員から、「菊／＼も占領
下の日本で軍國主義思想を持つてい
る」といふことが、その指摘された人にと
つて重大な名譽の毀損であり、又議員
としての、指名の上、かかる軍國主義的
の思想を持つが故に除名すべきものだ
と言はれることは大なる侮辱である。

併し星野議員の弁明を聴くと、星野議
員の判斷にもその思想傾向からして尤
もであると思はれるような事情があ
つたように思はれる。〔拍手〕併し
ながら特殊の思想の持主が、これと異
なる思想を持つ者を、直ちにさういふ
言辭で攻撃するのは當を得ないもの
と思ふ。これは院內言論自由の範圍
を逸脱したもので、議院の体面を汚
すことになる。故に、前述の尤もの
事情もあつたように窺はれる情狀も
酌量して、「戒告」の懲罰に付すること
とを適當とする」との発言があり、

これに對し大野議員は、「星野議員
が特別委員会において眞摯に熱心に
働いていたといふことは、関係者が
ひとしく認めていふところであるが、
同議員と淺岡、矢野、國元三議員の思
想傾向においては相隔たること遠いも

のがあつた。そこで三議員の吉村隊長
を庇護するごとき行動から、星野議員
が軍國主義の影響下にゐると言われ
た。又右の三議員を反動的議員である
から除名するといふことが引揚進進に
最も有効な手段と断ぜざるを得ないと
言つたのは、彼の本當の信念によつて
意見を發表したに過ぎないので、三人
の体面を汚さんと考えたものではな
い。究極するところを思想を發表したに
過ぎないのであつて、我々は思想を發
表するに何ら拘束を受けるものではな
い。即ち星野君の発言は言論の範圍を
逸脱したものとは思はれない。故に星野
君の懲罰には反對である」と論じて反
對されたのであります。他の各委員か
らもそれ／＼賛否の意見が開陳されま
したが、討論を終結して採決に入りま
したところ、四對二の多数を以て、星
野議員に對し、国会法第二百二十二條に
よる「公開議場における戒告」の懲罰に
付することに決しました。よつて委員
会におきましては、直ちに次のごとき
戒告文案を起草いたしました。それを
読み上げます。

戒告文案

議員星野芳樹君は、昭和二十四年
五月十九日の在外同胞引上問題に關
する特別委員会において、通称吉村
隊事件に關する調査報告書に對する
討論中、他の議員に對して不禮當の
言を用い、議院の体面を汚した。議
員の職分に顧みて、誠に遺憾である。
よつて国会法第二百二十二條第一号
により、ここに、これを戒告する。
以上を以て報告を終ります。〔拍手〕
○副議長（松崎喜作君） 星野芳樹君よ
り一身上の弁明を求められましたから

許可いたします。暫らくお待ち下さ
い。……星野芳樹君の登壇を許します。

〔星野芳樹君登壇、拍手〕

○星野芳樹君 私は、この度の私の発
言に對して懲罰動議が出され、懲罰委
員長より只今委員会としては戒告とい
ふような御報告があつたよりでありま
すが、これに對して、私は何らその戒
告の理由がないと思ひますので、一上
の弁明のために暫らく皆様の貴重な
時間を割かせて頂きます。

先ず第一に、懲罰動議を草葉國君
より提出されたのであります。この
中に、私が特別委員会の審議を妨害し
て、一々遅々として進まなんだのはそ
こにあると信ずると、殊に委員長が御
婦人でありましたより關係で、その
一点について星野議員の態度に非協力
のところがあつたといふようなことを
お書きになつておりますが、私のいわ
ゆる失言と言はれる問題は、吉村隊事
件の委員会の討論が殆んど終結いたし
まして、全部済んだあげくに、僅かに
前々から約束をして置いて、速記をと
つて討論をするといふときに申上げた
ので、何ら議事妨害をしていないので
あります。そうして一々進まなかつた
理由と申しておりますが、これは政見が
異なるが故にこれを堂々と討論するの
は當り前のことで、これについては後
程も申上げますが、決してこの遅々と
して進まなかつたのが私の責任でもな
く、殊に委員長が婦人でありましたか
らといふことは全く意味のないことで
あり、これによつて事情を知らない議
員諸君を雷同せしめるといふような、
衛策的な方法であると思ひますので、
この点は誠に意味のないことであるこ

とを初めに申上げます。

それから本論に入りますが、私の言
動が決して議院規則にあるような野卑
な言動と品位を害するやうな言動でな
かつたことは明らかであります。何ら
野卑な言動は一言も申しておりませ
ん。ただ政治的な我々の見解を申上げ
たのであつて、こうした見解さえも懲
罰に付せられるといふことになりました
と、憲法によつて保障された言論の自
由といふものを危うくすると言はなけ
ればならないと思ひますのであります。殊
に國會議員は議會における言論に對し
ては一般の方よりも保障されてい
ると思ひます。然るに外部にお
いても、内閣打倒、反動議員の追放と
いふやうなことは當然言はれてい
る、許されていふことで、これが我がボ
ツボツ宣言によつて與えられた、前
にはなかつた民主的國家になつた証據な
のであります。〔拍手〕然るに議會にお
いて私の言動に何ら野卑な言動がな
く、ただ反動的三議員の除名を決議す
ることが至當であると考え、こ
う申したことがさういふ懲罰に値するとい
ふ、全く國會における言論の自由が奪
われることになると思ひますので、こ
れは單に私個人の問題でなく、皆様御
見識ある方々は、憲法擁護のためにか
かる懲罰に賛成なさることを切に希
望するものであります。〔拍手〕
それから、それでは私の言つたこと
が適切であつたかどうかといふ問題に
なりますが、これに對しては私は誠に
本當のことを本當のままに言つたに過
ぎないといふことを確信しているの
であります。〔拍手〕その事實は、私が申
上げたことは吉村隊長が軍國主義的な

影響下にこうした思想を持つてゐるといふのでなく、実に今日この日本國土において、而も政治の中核である國會の中にもこうした軍國主義的な影響下にある人々があるといふことを実に結論せざるを得ないのであります。そして吉村隊長と心情が相通するものがあるといふことを指摘したのであります。これは誠に吉村隊長の審議の経過を通じて、明々白々の事実として明らかになつたのであります。(拍手)吉村隊長の事件の審議に當りまして、私が指摘しました三君は、盡くこれを、一切を蒙古政府の命令とし、すべてを蒙古政府の責任とし、そして吉村隊長に對しては、ただ岡元議員が草案されたこの報告書にも、一部は給養状態であり、一部は吉村隊長の責任としておりますが、これを厳正に考えますと、給養状態においては、他の証人からして聞き得たところは、蒙古における入蒙當時の第一年の給養状態は相當粗悪なものがあつたようであり、第三年目には殆んど衣食住に關する限りは完全に解決されたといふのが、各証人からの証言であります。こういう事実でありますのに、このことに一向触れず、第一年の最も窮乏していた時のみを挙げておるのであります。併し吉村隊長事件が起つたのは第二年目であり、聊か外の隊では給養が改善されておる事態の下に起つておるのであります。それでありまして、この吉村隊長事件の起つた責任は、重点的には大部分は吉村隊長の責任であるに拘わらず、これを一部は／＼と半分々々に取扱ひ、むしろ責任を外的條件に負荷しようとしておることが明らかであります。そして更に吉村隊長は、單に軍の統制が、隊の統制が幼稚であるといふようなことを書かれておるのですが、單に幼稚ではなくて、道徳的な重大な錯誤があつたといふことをな／＼お認めにならない。そして更にこうした吉村隊長のごとき残虐な行爲をする人間を生んだその背景をなすものは、曾ての日本にはびこつてゐた軍國主義的、封建的思想であるといふことをはつきりと述べるべきなのに、この点を何故か強硬に回避されるという点において、先程申上げたように、淺岡委員、岡元委員、矢野委員の三名の方々は、この事實を歪曲して、責任を全部蒙古側に負荷して、そして吉村隊長を何か弁護されるような言動が續いたことは明らかであります。現に淺岡委員がこの問題に對して、いわゆる「獨に斬る」といふ事件に對しては、各証人、外の証人がすべて百數十名曉に祈らせられたといふ証言をしたに拘わらず、一方、當の吉村隊長こと池田重善君のみが四十二名だといふ証言をしておるのに對して、淺岡委員は、隊長が宣誓をして証言をしたのだから、これを信ずるのが至當だといふことを主張されておるのであります。(拍手)外の十四名の証人が殆んど証言が一致し、最後の点まで飽くまで吉村隊長のみが違つておることを言つておる。その場合に、宣誓をしたからこの人の言ひを信すべきだといふのは、何と見てもこの吉村隊長を意圖的に支持しておると見ざるを得ないのであります。(拍手)

更に矢野議員も、これは委員會の席上ではありませんが、隊長となる者はあつておるに、四月十五日の毎日新聞に、矢野先生の御命令である矢野端氏の言葉として、「吉村隊長の残虐行為が新聞などで一部大きく報道され、この委員會の質問も初めから吉村隊長に對し一方的な傾きが感じられる。証言が互に食い違つておる事実などから「獨に斬る」がほんの一部の行爲でないのかと疑問をもつて来た」といふことを述べられておりますが、これはあの証言に立会つた方はひとしく見られる通り、この質問は決して吉村隊長に集中されたものではなくて、むしろ問題はこの「獨に斬る」その他の問題を中心とした吉村隊長の事件が中心であつたに拘わらず、むしろこの三議員の方によつて、故意に關係深い、いわゆる人民裁判の名の下に津村謙二氏に關係の核心に觸れた質問が集中された点が、むしろ不公平と客觀的な傍聴者には受取れた事實なのであります。矢野さんの御命令がそれを一方的な傾きがあつたと言はれておる点などから察しましても、甚だ吉村隊長こと池田重善君に同情を持たれておることを、この御子息の言も証明されておるのであります。

更に、事實の行爲をいたしまして、池田重善君が証人召喚として東京に呼ばれますときに、岡元議員君が駅頭まで出迎へに行つております。(拍手)これは理由を懲罰委員會で追究されておるの、池田重善君に對しては／＼のセンチションを起しておるので、一身上の危険もあるかも知れないから、それではいけないからと思つて迎へに行つたといふのであります。それから迎へに行き、そしてその宿舎は特に池田重善君のみは參議院の會館である矢野さんのお部屋に泊めておるのであります。このことについて同様に、特に危険があるといけないからと申しておるのであります。併しながらこのことは監視下に、危険があるならば特に注意深く保護するようによつて依頼すればそれで足りるのであつて、(拍手)その証人を喚問し、公平な立場よりこれを審査する立場にある委員自身が駅頭に出迎へて、ニュースのカメラに納まつて、(拍手)ニュース映画に入るというが、ごときことを敢てするといふことは甚だ……(行過ぎだ)と呼ぶ者あり、適當な欠くものと私共は考えざるを得ないのであります。(同感)「それだ」大事なことだぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。こゝりい幾多の点が申しまして、この三議員の方々が故意にこの吉村隊長を援護されるという傾向が明らかに見えたのであります。そしてなぜ援護されるのか、その理由は二つあつたと思ふのであります。その一つは、意識的にこの問題を全部外蒙政府の責任、延いてはソビエト政府の責任として、これを徹底的な排外的宣傳にお使いになつたといふ意思が一つ、もう一つは、私は遺憾ながら、吉村隊長と甚だ思想心機が相通するもので、これに同情せざるを得なかつたと判断せざるを得なかつたのであります。(拍手)その事實は、單に委員會の行動のみならず、從來の三議員の方々の日頃の言行に徴して私はかく信ぜざるを得ないのであります。

こういふことについては私は成るべく発言はしたくなかつたのであります。が、私の発言の理由に事情があつたことを、一身上の弁明をせざるを得ないことになりましたので、止むを得ず指摘せざるを得ないことは甚だ残念であります。が、聊か指摘して頂きたいと思ひますが、先ず、この三議員の中の淺岡信夫議員、このお方は戦争中には上海や杭州におりまして、あの……(副議長(松嶋喜作君)ちよつと御注意いたしますが、成るべく一身上の弁明の範圍を逸脱しないようにお願いいたします。)

「その通り」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」
○星野芳樹君(總) 範圍内であると思ひます。「逸脱してゐるじやないか」「弁明でないじやないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」
○副議長(松嶋喜作君) 御靜かに願ひます。
「弁明じやないぞ」「名譽毀損じやないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」
○星野芳樹君(總) 吉村隊長の心情と相似ておることを指摘しなければ、私の言つたことが嘘か本當か分りません。その意味で申し上げます。そしてあの中國では七十六号という憲兵隊の秘密事務所と見玉機関といふのは、泣く子も黙るような機關でござりました。が、その見玉さんといふ／＼の關係がござつたようございまして、杭州の方で敵軍であつた製紙會社を受取つてこれを經營されて、「議長々々」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し」相當諷刺な事をされてゐたのであります。

す。「議長注意しろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。終戦になりまして、我々上海におつた者は、最も困つた人々を一番先に帰させる……

○副議長(松嶋喜作君) 国会法の規定によりまして、余りに他人の個人的のことに触れることは禁じられておりますから、御注意申し上げます。

「公の問題だぞ」議長々々」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○星野芳樹君(続) 公の問題でありまして、それでは後に廻します。「憲兵や兄玉機関に關係はありません」と呼ぶ者あり。それでは事件の政治的の問題を申し上げますが、これは單に吉村隊長を支持されて、蒙古政府に全責任を負荷しようとする点、これが排外的な行動であるということ、これは丁度日本の軍國主義時代の外交政策と同じであると思ふのであります。(拍手)私は決して白いものを黒とは申さないのではありません。併しながら白いものは白、黒いものは黒として公平に扱うことによつて、そして我々のボツダム宣言を受諾した立場を十分に認めて、そして海外の同胞を帰して貰いたいということ等が、本當の外交的態度であると思ふのであります。單に人の國の落度のみを挙げて、みづからを挙げないということは、從來の軍國主義時代の外交方針と同じなのであります。その点において吉村隊事件のごときは、成程第一一年において相當蒙古の給養が乏しかったということは事實ですけれども、それよりも増して從來の軍國主義的思想、そしてその制度が、あのような、吉村隊長をしてああ

いうようなスパイ制度を作らして、そして同胞に対して苛酷な勞働を負荷しながら、暴力國を覆つてこれに對していろいろ苛酷な制裁を加えたというやうなことは、誠に我々の側にあつた封建的、軍國主義的思想及びその習慣、制度といふことを指摘しなければ、これは誠に公平ではないのであります。そういう意味で、これは實に從來の軍國主義的外交方針と全く同じ方法であつたと断ぜざるを得ないのであります。而もこの問題は、單に軍國主義と同じやうなものであつたことは事實といたしまして、これが眞に同胞の苦難に關係することになつたならば、敢えて指摘するのは差控へたかも知れないのであります。このことたるや皆さまはお氣付きでありましようか知れませんが、實に在外同胞及び留守家族の運命に重大な關係があるのであります。(拍手)なぜかと申しますと、この引揚促進の問題につきまして世上いろいろと申されておりますが、やはり私は、問題はソヴィエト當局を動かすといふことが鍵であるといふことを確信するわけなのであります。從來日本から船が廻らなかつたといふやうな御指摘もありましたが、これはいわゆる人民裁判の召喚人などの証言の結果といひまして、これは誤解であつたことが明らかになりました。向うの民主ブルジョアの指導者であつた津村謙二氏は、成程一昨年の引揚が開始する前、毎日、今日は船が来るか来ないかと言つて、向うの收容所長と共に一週間程港を見たといふことを言つております。これが歸つて来た人々から船が廻らなかつたといふことが傳へられたのであり

ますが、これは証言からも分ります通り、國際關係で我々の交渉が直接でないために、そこに何かの行き違ひがあつて、先方ではまだ電報が来ないので、こつちではまだ電報が来ないので出られないといふ行き違ひがあつた事實はあるのであります。併し引揚の船としては不十分ながら用意はされておることは十分に認めておる。それ故にソヴィエト當局を動かさなければならぬといふことを私は確信するのであります。併しながらソヴィエト當局を動かすといふことは、これは一つ的外交であります。最もむづかしい外交であります。從來我々は常に武力を背景として外交をしてきたのに、今や我々は平和國家として、そして本當に正義のみに立つて外交をしなければならぬといふ立場にあるのであります。そのときに當つては私共は、相手方の心持を、考え方などをじつくりと呑み込んで、そして對應しなければならぬことは明らかなのであります。そしてこの引揚問題がどうして困難であつたかといふ事情を申し上げますならば、「一身上の弁明を越えておるぞ」「早く本論に入れ」と呼ぶ者あり。段々お聞きなさい。(笑聲)これはソヴィエトでは何を最も神祕に考へておるか、こゝろいふことを考へて行かなければならぬと思ふのであります。これは明らかに國際關係であります。これは明らかに國際關係であります。幾つもお聞きなさい。一昨年は四月から引揚が再開されたのに、昨年は四月になつてもなかつた。再開されなかつた。それは四月十八日にイタリーにあの總選挙があつたからであります。(早く

本論に入れ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) ○副議長(松嶋喜作君) 星野君に再び御注意いたしますが、一身上の弁明を大分離れておるようですから、早く本論にお入り下さい。 ○星野芳樹君(續) このことが分らなければこの事情が分らないから謹願いたします。引揚問題をまじめに聞いて下さい。本論に段々入ります。時間がございませぬので、皆さんが喧嘩されておると時間が余計経ちますから、私は申合せの決まつた時間に終りたいと思ひます。それであのイタリーの選挙があの國際情勢を非常に激発する山であつた。そして選挙が終つて國際情勢が極端になると引揚が開始された。昨年の十一月にも同じ事象がありました。昨年は十二月まで引揚が遅れ、十一月に突然止つたのであります。これは御承知の通り、當時アメリカ大統領の選挙を目前に控えておつて、當時の下馬評ではデューイの當選が圧倒的の輿論で、デューイが當選されたならば米ソ關係が一層緊迫化するといふことが見通してあつたのであります。そのためと言ひますか、そのときは中止されましたが、選挙の結果は意外にもトルーマンが再選して、全世界の平和を願う人々は、はつとしたのであります。それと同時に十一月の後半には引揚が再開されました。後半十五日間においては三万七千人といふ、十五日にこれだけ帰つて来た記録は今までなかつたのであります。そういう諸事情から考へまして、こゝろしたことはこの引揚問題に關係する重要な問題であります。そのときに當つて、我々日本國民

としての立場は、飽くまでも我々は國際紛争には關係せず、飽くまで憲法で謳つておるところの平和國家を守つて行くといふことを、はつきりどこにも疑点のないように示して行く、そのことこそ先方の意思を動かすゆゑんであるといふことが、確言されるのであります。(拍手)それにも拘わらず、事實を事實として述べるならまだしも、この事實を歪曲して、先方の悪いところを挑発し指摘するといふことのみを以て引揚運動であると考えられることは重大な誤りでありまして、(拍手)而してこゝろいふ態度をとつておる者が國會の引揚特別委員会におつたといふこと、これが先方に響かない筈はないのであります。(拍手)こゝろしたことは、在外同胞並びにその留守家族の運命に重大な關係を及ぼすものなのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。それであるから、私はここに前烈と思ひましたが、そのことを切言せざるを得なかつたのであります。皆様御承知の通り在外同胞を待つておる留守家族の心情といふものは実に切実なるものであります。昨日私のところにも手紙が参りまして、自分は七十八歳の年寄だが、子供が帰つて来るのを待つておつて、今胃痛に罹つておる。こゝろいふまじめなことに野次をされる。これが引揚促進議員でありますか。そして胃痛を患つてゐる。(余計な宣傳するな)と呼ぶ者あり。それで今年の五月まで命がないと医者から言われてゐる、どうかあなたの力で一番先に帰して呉れ、誠に無智と言ひますか、実に苦しい程の心情が察しられるのであります。而もこゝろした引揚問題を扱いま

して、徒らに對外的な惡宣傳のみをすることを以てこうした狂おしい家族の心情を迷わし、そして人氣を取り、そして吉村、藤田などという事件を取上げ、更に人民裁判などという問題を取上げ、ユニス・グアリニなどを狙うということなどは全く言語道斷なことであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)而も審議の方法たるや実に非民主的に行われたのであります。吉村、藤田事件を委員会を取上げるときにも賛否両論がありまして、実は八対七という際といふところの票數であります。こういう重大な影響を及ぼす問題は、こうした多數決で押切るということでもなく、もつと納得行くように話し合うべきが本當なのであります。然るに議論があれは多數決で行こうと淺岡委員の主張の下に、八対七で強行的にこれを取上げられ、而も取上げた結果がかくのごときなのであります。而もその報告書を編める段階に至りまして、いわゆる岡元私案なるものが出されたのであります。これを審議するに當つては、これを理事には一読させました。が、一般委員には刷つて見せず、ただ委員会では読んで聞かせて、悪い所には注意をしろというのであります。そこで注意が出たのが四十七ヶ所注意が出た。併しこれを除いて呉れというのと共に、こういう所はこれを加えなければならぬという所も決山あるという意見も保留されたのであります。そして四十七ヶ所の指摘点を委員会が討議しておりましたところ、岡元委員と共に討議しておりましたところ、二十ヶ條を討議したところが、岡元委員は天田委員と何か感情的な對立をお始

めになつて、俺はもう席を立つと言つてどこかへ行かれてしまひまして、その人々を除いて、細川委員や北條委員や、委員長や私などの六人の委員で以て残りの個條を審議したということもあり、議事運営を妨害したというのが私だと言ふよりも、むしろこの人たちののであります。そしてその後結論についてはいろ／＼の意見があつて、それからその審議の過程にも一つ申上げるべきことがあります。如何に岡元委員が自説を固持されたかという証拠をいたしまして、その中に「推定される」と書いてあるのを、北條委員から御注意によつて「考えられる」にお直しになつたら如何であるかという御注意がありましたら、これに對して岡元委員は二十分以上頭張られたのであります。これに對しては北條委員も、こうなると思ふ能力の問題だと漏らされたのもむべなるかなと思ふのであります。(笑聲)「こういうふうに非常に頑強に自説を主張されるために審議が遅々として進まず、而も自分の思ふようにならな」と突然退席されて、我々に任せられる。そして結論については北條委員も草案を書かれ、北條委員と岡元委員の両案が比較されて、委員会では北條委員の案を骨子として理事と北條委員と細川委員に任せるという決議がなされたのであります。ところがこの理事會になりましたと、岡元委員は併しラジオの放送があるというので、どこかに行かれてしまひまして、委員長、北條委員、私らにおいてこれを深更まで審議しましたが、北條委員と私は、北條委員は縁風會におられるし、私は労働黨にいますので、非常に思

ひつた。過去に行動においていろいろ幾つも持つてゐるのであります。それでありますから、本當に在外同胞の身の上を思い、更に日本の平和國家としての育成を考えたならば、こうした三人の議員の方々を除名決議することは本當に至當なのであります。(笑聲、拍手)ですから、私は何も申し上げていないのであります。今日は相當不まじめな方々から、私共最も國民の中で苦難を担う在外同胞及び留守家族の事情を述べまして、実には下劣な野次を飛ばしておりますが、賢明なる皆さんの中にはまじめな方々も十分おありだと私は信ずるのであります。この意味においては、今日の讀賣という動議に對しましては、私は、皆さんは多數を恃んで驕場で讀賣されるか知りませんが、天地の大道に通ずる私の良心からは(笑聲)何ら讀賣されてはいないのであつて、むしろ、こうした理に合はざる讀賣処分は賛同される方が、一生良心から讀賣されるものと考へざるを得ないことになるのであります。(拍手)この事情は皆さんがよくお分りだと思ひますので、特に縁風會の方々は、決して矢野君だの岡元君だのの煽惑な言辭を弄する人が皆さんの正當なる代表でないということを確認されておる方もあると思ひのであります。それでありますから、この度の讀賣動議に對してこれは理由がないと思はれた方は、その会派の立場からまあ毅然として反對して頂くのが至當であります。が、反對しにければ、良心の表示としてまあ棄權して頂くのが本當ではないかと思ひのであります。(笑聲、拍手)更にどうしても立場でお立ちになる方、一つの意見を申し上げますが、こ

の問題は実にこうした反動……(議長侮辱してゐるじやないか)と呼ぶ者あり)靜かに願ひます。

○副議長(松崎重作君) あなたの御発言も少し逸脱してゐるようですから、先程再三注意した範圍内でお述べ願ひます。

○星野芳樹君(続) 續いてこの讀賣処分は賛成される方も、少くとも良心がある証拠として、眼をおつぷりになつて、在外同胞及び留守家族に對して默禱を捧げられつぷお立ちになることをお願いいたします。(笑聲)この私が述べた引揚問題に對する根本的な違ひ、これを敵本的に宣傳せんとする立場と、これを平和國家の外交方針として冷靜に採り上げんとする立場、これは私は民主黨の方々に十分了解の行く筈であると思ひのであります。それでありますから私は民主黨の方々が、かかる民自黨、最も右派であるがごとき民自黨と、この思想というものは相容れないものだと思ひるのであります。民主黨の方々がこれに賛同されるということは、実に重大な過誤となり得る考へますので、この点も嚴重に御忠告いたしたいと思ひのであります。(発言する者多し)私に十分の時間が與えられましてならば、この問題の重要性をはつきりと申上げ、そして……(再懲罰だ)結構なことと言ふな)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○副議長(松崎重作君) 靜かに願ひます。議長は注意せねばいかんよ)と呼ぶ者あり)再三注意をいたしてあります。

○星野芳樹君(続) 甚だ私の発言が勇氣に障るようですが、私に對しては如

一〇六九

何なることを言われましても、私は決していふところがないから苦しむところはないのであります。どうして皆さんが騒がれるか疑問であります。余り長くなりましましたので私の辺で止めますが、くれぐれ皆さん私の御忠告を考へられた方が至当だと思ふのであります。実に皆さんも日本國民の將來のために、世界の平和のために、最も苦惱する留守家族、在外同胞のために、慎重に御考慮あつて、かかる一方的な極端な人々と御賛同なきことを切望するものであります。(拍手)(うまいぞ、うまいぞと呼ぶ者あり)

〔淺岡信夫君發言を求めます〕と述ぶ

○副議長(松嶋喜作君) 淺岡君の發言は何ですか。

○淺岡信夫君 只今星野議員より淺岡信夫議員に対して、兎玉機關、上海にあつた兎玉機關並びに六十何号、七十何号憲兵隊と關係……(發言する者多し)一身上の弁明をいたしたいと思ひます。

○副議長(松嶋喜作君) 淺岡君の只今の御發言の通り、一身上の弁明のため登壇することに關し、皆さんの決を採ります。この御提案に對し賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕

○副議長(松嶋喜作君) 過半数と認めます。よつて淺岡君の登壇を許します。

〔淺岡信夫君登壇、拍手〕

○淺岡信夫君 皆さんの御許しを得まして、簡単に私の一身に關する……只今星野君の御自身の弁明に對する陳弁中、私が上海にあつた兎玉機關と關係しておつた、或いは憲兵隊の七十何号

とか六十何号と關係しておつたという發言をなされたのであります。私は兎玉機關とも更に憲兵隊とも何らの關係のなかつたことを、ここではつきり弁明いたして置きます。(拍手)

更にこの問題に對しまして、星野君が關係のなき私を關係のあるがごとく陳弁されたというに對しまして、發言を、私は今後におきまして、發言を一應保留いたしまして降壇いたします。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 本件に關し討論の通告がござります。大野幸一君。

○大野幸一君 自席から發言をお許し下さい。本議員は都合により討論をすることを放棄いたします。

○副議長(松嶋喜作君) それでは次の討論者中野重治君。

〔中野重治君登壇、拍手〕

○中野重治君 日本共產黨は、星野君の懲罰にすることに反對であります。問題は委員会における星野君の言葉が妥当であつたか否か、野卑であつたか否かといふことに係つています。星野君によつて名指された人々が軍國主義者であるか、或いは軍國主義的な思想を持つてゐるかないかといふことに関する星野君の發言に係つております。問題は……(連う……)と呼ぶ者あり)若干の人々が軍國主義思想を持つてゐるかないかといふことにあるのであつて、軍國主義思想を持つてゐる人を軍國主義思想を持つてゐると呼んだことが妥當であるかないかといふことにあるのではないと思ひます。あの委員会には我が党からは細川委員が出てゐる。併しながら誰かが細川嘉六は軍國主義思想を持つてゐる

と言つたとしたならば、その表現は、その表現を生み出した事実が間違ひであるから誰もこれに鼻汁も引掛けないでしよう。あそこで若干の人々が軍國主義思想を持つてゐると言われても仕方がないような言動をしてゐること、速記録に明らかであります。

〔ノ……と呼ぶ者あり〕例へば先般岡村軍次元大將を喚んだとき、それから赤十字の看護婦の梁瀬美智子氏を喚んだとき、この扱い方は、その言葉の端々までそれを現わしてゐる。(そんなことはない)と呼ぶ者あり)あるぞ。速記録を讀んで見る。我々は人々が表現の自由を持つてゐることを守るために起つてゐる。これは憲法に明記されてゐる政治的見解の表現を野卑とする者こそ最も野卑な者でなければならぬ。

〔拍手〕我々は反對の立場にある人々がその政治的見解をどういふ言葉で表現しようとも、この表現の自由を束縛しようとする者がある場合は、その束縛をしようとする者と闘ひ用意がある。

〔そ……と呼ぶ者あり〕例へば、簡単に言へば、民自党の諸君が他の人々をい……の言葉を使つて攻撃するといふ場合に、これを不法に妨げる者がある場合は、妨げる者を排除して、民自党の人々の政治的見解を、藝術的な自由な表現を守つて上げようとする用意がある。こ……の意味において星野君に對する懲罰の動議は意味をなさ

ない。それ自身反動的である。(その通り)と呼ぶ者あり)我々は率直に言う方がよい。そのことをギリシヤ人が言つてゐる。俺は百姓であるから桶を桶という。桶が問題であるといふことが問題である。何を苦しんで懲罰の動議

を出すような卑しいことをするのか。我々はかかる動議に對しては徹底的に闘ふものである。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより本件の採決をいたします。本件は委員長の報告通り決定することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕

○副議長(松嶋喜作君) 過半数と認めます。よつて本件は可決せられました。

○副議長(松嶋喜作君) 議長は本院の議決に基き、これより星野芳樹君に對し懲罰の宣告をいたします。星野芳樹君を「公開議場における戒告」に処します。これより戒告文を朗讀いたしますのであります。星野芳樹君が議場に見え

ますまで暫らくお待ち下さい。これより戒告文を朗讀いたします。

議員星野芳樹君は、昭和二十四年五月十九日の在外同胞引揚問題に關する特別委員会において、通称吉村隆事件に關する調査報告書に對する討論中、他の議員に對して不禮當の言を用ひ、議院の体面を汚した。議員の職分に顧み、誠に遺憾である。よつて国会法第二百二十二條第一号により、ここに、これを戒告する。

〔拍手〕

○副議長(松嶋喜作君) 日程第二、國立病院特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長長の報告を求めます。大藏委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

國立病院特別会計法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年四月二十三日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿
(小字及び……は衆議院修正)

國立病院特別会計法案
國立病院特別会計法
(設置)

第一條 國立病院の円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して整理する。

2 この法律において「國立病院」とは、厚生省設置法(昭和二十四年法律第……号)第十五條に規定する國立病院をいう。

(管理)
第二條 この会計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

(基金)
第三條 この会計においては、昭和二十四年七月一日において、一般会計からこの会計に引き継いだ資産の金額をもつて基金とする。

(歳入及び歳出)
第四條 この会計においては、診療及び病院収入、検査料、手数料及び使用料収入、義立等の賣拂代金、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入並びに附屬雑収入をもつてその歳入と

し、業務費、診療及び病院費、施設費、義し等の製作費、看護婦養成費、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。
(歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書の作製及び送付)

第五條 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならぬ。

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。
(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならぬ。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出予算計算書及び国庫債務負担行為要求書
二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
三 前年度及び当該年度の予算損益計算書及び予算貸借対照表
四 国庫債務負担行為の翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに一般会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況の開書

(余剰金の預入)
第八條 この会計において、現金に余剰があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。
(一時借入金及び繰替金)

第九條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余剰金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金又は繰替金は当該年度内に償還しなければならない。
3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、國會の議決を要しなければならない。

(一時借入金の利子相当額の繰入)
第十條 本会計の負担に属する一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
(一時借入金の借入及び償還事務)

第十一條 第九條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。
(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十二條 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。
(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添附しなければならない。
(利益及び損失の処理)

第十四條 この会計において、損益計算上利益を生じたときは、この会計の積立金として、積み立てなければならない。
2 この会計において、損益計算上損失を生じたときは、この会計の積立金を減額して整理する。

(積立金の財源充當)
第十五條 この会計の歳入の財源に充てるため必要がある場合には、この会計に属する持越現金の金額を限度として、積立金を減額し、その金額を歳入に計上することができる。
(支出未済額の繰越)

第十六條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。
2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
4 第一項の規定により繰越をしたときは、その繰越については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

(一般会計からの繰入)
第十七條 政府は、看護婦養成の経費に充てるため必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

2 政府は、この会計の歳入の財源に充てるため必要があるときは、前項に規定する場合の外、予算の範囲内において、一般会計からの会計に繰り入金することができる。
3 前項の規定により一般会計からの会計に繰り入金をした場合において、決算上剰余金が生じたときは、政令の定めるところにより、当該剰余金に相当する金額の一部を剰余金に繰り入れ、翌年度の歳入に繰り入れることができる。

(実施規定)
第十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。
2 この法律施行の際、一般会計所属の資産で国立病院経営の用に供せられていたものは、政令の定めるところにより、この会計に引き継がれるものとする。

3 政府は、この会計の歳入の財源に充てるため必要があるときは、前項に規定する場合の外、予算の範囲内において、一般会計からの会計に繰り入金することができる。
4 前項の規定により一般会計からの会計に繰り入金をした場合において、決算上剰余金が生じたときは、政令の定めるところにより、当該剰余金に相当する金額の一部を剰余金に繰り入れ、翌年度の歳入に繰り入れることができる。

は、政令の定めるところにより、当該剰余金に相当する金額の一部を利益に組み入れず、翌年度の歳入に繰り入れることができる。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕
○櫻内辰郎君 只今議題となりました国立病院特別会計法案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず政府提出の法律案の内容を申し上げますと、国立病院は一般の官廳と異なる特殊の事情がありますから、新たに特別会計を設け、一般会計と整理を区分することにより、その收支を明らかにし、尙その足りないところは当分の間一般会計より補足する措置を講じて、国立病院の整理の明確適正を期すると共に、その円滑なる運営を図ろうというのであります。次に衆議院の修正点は、国立病院特別会計の足らないところは一般会計より補填するのが当然でありますから、附則第三項中の「当分の間」を削除すると共に、一般会計より補填する規定を附則に置くことは独立採算制を採ることに解せらるる虞れがありますので、附則第三項及び第四項の規定を法文中に挿入しようとするものであります。本案審議の経過を申し上げますと、四月十五日より五月二十三日まで、その間五月十三日公聴会を開きます等、慎重審議いたしました。五月二十三日質疑を終局し、討論に入り、小川友三、九鬼紋十郎、黒田英雄各委員より賛成、木村義八郎、油井賢太郎、高橋龍太郎、森下政一、川上嘉、天田勝正、中西功、波多野野郎各委員よりそれ、反対の意見が述べられ討論を終結し、採決の結果多数を以て

衆議院送付の修正案通り可決すべきものと決定した次第であります。右御報告申し上げます。

○副議長(松嶋重吉君) これにて午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時四十一分開議

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続きこれより會議を開きます。

日程第二、國立病院特別会計法案を休憩前に引続き議題といたします。本案の委員長報告は休憩前になされまして、本案に對し討論の通告がございまして、天田勝正君。

〔天田勝正君登壇、拍手〕

○天田勝正君 日本社会党はこの特別会計法案に反對の意を表明するものであります。

先程委員長の報告にもございましたが、本法案を提案いたしました政府の提案理由といたしまして、本特別会計を制定する理由は、第一に國立病院の円滑なる運営とその経理の適正を図るためである。第二は、病院の事業経営という特殊な官廳であるから、その経理面を明確に整理し、適切な経営方針を立てるためその收支を明らかにするためである。この二点を挙げております。この政府の説明を裏返しにいたしますならば、一般会計では円滑な運営はできず、経理の適正も図れないから、結局無駄が多く、非効率になる、又收支は明らかにならないというのであります。このことは実に一般会計の使用が全部でためであるということをおぼ、政府みずから認めたことになるのであります。私共は一般会計であ

ろりと特別会計であらうと、終局的には國民の税負担によつて賄う國庫支出でありますから、これは必ず適正であり且つ明確であると信じて参つたのであります。従つてかような政府の考え方を容れない限り、たとへ特別会計になりまして不明朗な支出が続くであらうというのを考えなければなりません。従つて今回の改正は、單に機構いじりに終るであらうということでありまして、反對の第二点は、我々の現在の希望と課題は、社会保障制度の実現に一步步近づけて行くということでありまして、厚生省予算の本筋は、この社会保障に近付けるものはず、一般会計において重視して行かなければならぬことであらうと思ふのに、それをこの厚生省の本筋の仕事の予算から切離して参る。このようなことは今日の我々の要請であるところと全く逆行することになると思ふのであります。このことにつきまして、政府の答弁も又政府案に賛成いたします諸君の討論を聴きまして、特別会計を実施することによつて患者が今日より悪くはならないという、極めて消極的な言訳だけでありまして、この会計によつて改善されるという積極的な理由は何一つ示されないものであります。而もこの特別会計法案につきましては、当初厚生省も反對されておつて、大蔵省から無理押し付けに押しつけられたという事実が明らかになつたのであります。このことによりまして、國立病院を担当いたしましたおきする厚生省みずからが、この特別会計法案によつては十分なる國立病院の運営ができないということを認めたのであります。

この点からいたしましたとしても私共反對するのであります。反對の第三点は、去年十三日の公聴会におきまして、國立東京第一病院長の坂口博士、慈恵医大教授の石川博士或いは横浜病院看護婦の須藤美代子氏、その他四名合計七名の公述人の出席を求めたのであります。が、これらの諸君が盡く本特別会計法案に反對いたしておるものであります。これらの反對の理由の一二を挙げて見ますれば、國立東京第一病院長の意見によれば、昨年度までは旧軍病院から引継いだ藥品が相当ストックがあつた、器械類も殆んど修理せずしてやつて來られた、従つて病院の收支に三割程度の補給をいたせば、それで済んだのであるが、今年以後はどうしても四割以上の一般会計からの繰入がなければ、到底現在までの施設を維持することができないというものであります。これに對する政府の予定繰入額は二割五分であるのであります。又横浜病院看護婦の須藤美代子氏の言によりますれば、すでに医務局長の名におきまして四月四日附によつて通牒が送せられまして、入院料その他の診療費の割引は、四月一日よりこれを行わない旨の通牒が來ておる。こういうことによりまして、すでに生活に全く困窮いたしておる、すでに一般大衆にとりましては、この僅かな一割の割引をやめるといふことだけによつて、目に見えて患者が減つておるといふことを言つておるのであります。この明らかな二つの事実を以ていたしまして、政府は如何に特別会計に名を添りて國立病院を営利的に經營せんとおるかの意圖が明らかであるのであります。今日まで國

會は重要な案件の審議に當つては、幾度か公聴会を開いて参りました。併しながらこれらの公述の意見は殆んど採り入れられておらないというのが現実であります。かくしては國民が政治に熱意を持たなくなり、國會不信の聲の起るのも誠に尤もであります。今回の公聴会は過去のそれと違ひまして、賛否が両論あつたといふものではございません。全部の公述人が、即ち病院側におきましては、病院の従業員、即ち労働組合側におきましては、患者側におきましては、第三者の立場をとつておられる方におきまして、盡く反對いたしておるものであります。國民の輿論を採り入れる意味からいたしまして、本法案は断じて反對いたさなければならぬと思ふのであります。反對の第四点は、今日の國立病院の多くは旧軍用病院の轉用でありますから、その立地條件は誠に適當でないものがあるものであります。勤労者の多く住む地域から遠くして、勤労者の利用度が少いといふことは否むことができないのであります。この勤労者の利用度の少いといふ点につきまして、政府は獨立採算制に近付けて差支えない、こういう結論を出しておられます。私共は同じこの原因からいたしまして、國立病院の配置轉換を行なつて、庶民の住宅地域に多くの國立病院を設置して、勤労者が手軽に医療を受けられるようにすることの方が遙かに妥當性があると、かように主張するものであります。

以上の四点を挙げたのであります。が、要するにこの企てといふものは、國立病院を利用する必要を感じない階級、こうした人たちが、庶民医療、延いては社会保障に冷淡なる正体の現われであらうと思ふのであります。この法案が委員会において審議されますや、先程委員長の報告の通り多くの委員の反對がなされておられます。縁風会等におきましては、財界の巨頭である高橋龍太郎氏までも反對されております。(笑聲)私共は現政府が先には労働組合法の改悪を行い、又農民に對しては農地調整法の改悪を断行し、今日ここに上程されたところの國立病院特別会計法案におきまして、勤労者医療の收奪を行なつて、國立病院の目的を全く抹殺いたしまして、營利化の一步前進を図らうとするものであると考へるものであります。今日のインフレ下に、ただ食つて行くだけで精一杯の一般大衆にとつては、医療の高騰は誠に悲劇であります。今日病氣になるといふことは、一般大衆にとりましては一家の破滅を意味したものであります。今日の町医者の一部には誠に奇妙なる医療を施す者ができて参りました。医者の門前に参りますと、一切の病氣が直ちに治るといふ医療方法であります。これは医療費が余りに高過ぎますために、患者は医者の門前に参りますと、びくびくして皆病氣が治るのであります。(拍手、笑聲)このことを指しまして私は経済的衡撃療法と名付けておるのであります。(拍手、笑聲)この経済的衡撃療法を國立病院において採用したとするとするものがこの國立病院特別会計法の正体であるのであります。どうか、委員会は一票の差によつて通過して参つたのであります。が、この本議場におきまして皆さん方

がこの法案に反対されまして、否決されんことをお願い申上げる次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 小川友三君。

「小川友三君登壇」

○小川友三君 国立病院の特別会計法案につきまして、大蔵委員会において可なり長く討議をしたのであります。そこでこの問題に対しては、医療方面の労組からいろいろ資料を送られております。又小議員は厚生省からも沢山の資料を頂いておりますので、それを中心にして、本案を如何にすべきかというを中心に「反対か、賛成か」と呼ぶ者あり申上げます。

実は四月から一割引を取消したというけれども、厚生省側では五〇%以上の薬品を増量いたしておるのであります。五〇%増加して一割値上げするということとは、四〇%のサビズになつたという実態があるのであります。この特別会計にして、政府は一年度に計算しますと、八億万円程度の支出をする、一般会計からするといふことは、健康な人々の負担において病人を友愛の精神を以て救助して行くといふ建前であつて、これは大いに賛意を表する次第であります。又昨年度の一般会計の赤字状態を見ますと、今度厚生省が支出する金額が約一年に計算して八億万円です。予備費から五千万円と一千五百万円の支出がありまして、これが去年の三千五百億円の紙幣の発行高から比較しますと、去年は三千億万円前後でありますから、貨幣価値は二割以上増大いたしております。去年の赤字が九億六千七百九十万八千円でありまして、今年の支出の八

億万円と、予備費から五千万円と一千五百万円の三つを合せると、貨幣価値の割合が十二億ぐらゐに付くのであります。こうした建前と、現在薬品が大分暴落をいたしております。ベニシリンは去年五百円したものが現在半分の二百二十円程度に暴落をいたしております。医療品、繻帯材料等でも幾らか余りができて行く。余りができた場合は、何百何千の入院患者の病室を作つて行くことができる、私は固く信じて本案に賛成するものであります。(賛成論そのものを否定しておるじやないか)と呼ぶ者あり。簡単に申上げました。

○議長(松平恒雄君) 木村福八郎君。

「木村福八郎君登壇、拍手」

○木村福八郎君 私は無所属議員会を代表いたしまして、本法案に反対いたすものであります。国立病院の整理を特別会計に移した場合の影響につきまして、先程天田委員も申述べましたように、公聴会を開きまして慎重に検討いたしました結果、職災者とか引揚者の元、傷病軍人、或いは生活保護法の適用を受けておられる困窮者などの医療に對して、深刻なる障害を與えることが極めて明らかとなりましたので、反対せざるを得ないのであります。

反対理由の第一は、国立病院の経営を特別会計に移しまして國民医療に独立採算制を採用しようとしておることが間違ひであるという点にあるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。社会保険制度の中核となるべき國民医療制度に對して、鉄道とか、或いは通信、或いは「たばこの専賣事業、そう

け、臨時國會を開いて補正予算を可決するといふ状態になるので、そうした余分な手数をかけないで、現在政府が立てられるところの、この特別会計予算に對する一般会計の補助金を以て、十二分に賄ひ得る。デイスインフレーションになつたために物價はどん／＼下ります。下つて行くから、この予算でも幾らか余りができて行く。余りができた場合は、何百何千の入院患者の病室を作つて行くことができる、私は固く信じて本案に賛成するものであります。(賛成論そのものを否定しておるじやないか)と呼ぶ者あり。簡単に申上げました。

○議長(松平恒雄君) 木村福八郎君。

「木村福八郎君登壇、拍手」

○木村福八郎君 私は無所属議員会を代表いたしまして、本法案に反対いたすものであります。国立病院の整理を特別会計に移した場合の影響につきまして、先程天田委員も申述べましたように、公聴会を開きまして慎重に検討いたしました結果、職災者とか引揚者の元、傷病軍人、或いは生活保護法の適用を受けておられる困窮者などの医療に對して、深刻なる障害を與えることが極めて明らかとなりましたので、反対せざるを得ないのであります。

反対理由の第一は、国立病院の経営を特別会計に移しまして國民医療に独立採算制を採用しようとしておることが間違ひであるという点にあるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。社会保険制度の中核となるべき國民医療制度に對して、鉄道とか、或いは通信、或いは「たばこの専賣事業、そう

いうような企業的经营と同様の見地から独立採算制を設けることは間違ひであると思ふのであります。政府は独立採算を採用しないを表明しておられますが、それなら何故わざわざ「特別会計」を設けるのか、その理由が分らないのであります。なぜならば特別会計なるものは、これは御承知の通り整理を独立採算にするために設けるものであります。若しそうでないならば、わざわざ特別会計に移すという、その理由が分らないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。

○議長(松平恒雄君) 木村福八郎君。

「木村福八郎君登壇、拍手」

○木村福八郎君 私は無所属議員会を代表いたしまして、本法案に反対いたすものであります。国立病院の整理を特別会計に移した場合の影響につきまして、先程天田委員も申述べましたように、公聴会を開きまして慎重に検討いたしました結果、職災者とか引揚者の元、傷病軍人、或いは生活保護法の適用を受けておられる困窮者などの医療に對して、深刻なる障害を與えることが極めて明らかとなりましたので、反対せざるを得ないのであります。

反対理由の第一は、国立病院の経営を特別会計に移しまして國民医療に独立採算制を採用しようとしておることが間違ひであるという点にあるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。社会保険制度の中核となるべき國民医療制度に對して、鉄道とか、或いは通信、或いは「たばこの専賣事業、そう

用が貧困の患者の負担に増せられ、学究的医師を得ることも困難になる。第四に、災害時或いは傳染病流行時等の活動、その他公衆衛生面の活動が疎かになる。こういう弊害を指摘しております。更に新設、大修繕等大きな當繕工事が困難になる。このように厚生省の指摘しておられることは、この国立病院を特別会計に移すことによつて國民医療の実質が低下するといふことを、はつきりと指摘しておるわけなのであります。これに對して厚生省は、こういう弊害を除去するのにどういう用意を持つておられるかということにつきまして、こう述べております。

○議長(松平恒雄君) 木村福八郎君。

「木村福八郎君登壇、拍手」

○木村福八郎君 私は無所属議員会を代表いたしまして、本法案に反対いたすものであります。国立病院の整理を特別会計に移した場合の影響につきまして、先程天田委員も申述べましたように、公聴会を開きまして慎重に検討いたしました結果、職災者とか引揚者の元、傷病軍人、或いは生活保護法の適用を受けておられる困窮者などの医療に對して、深刻なる障害を與えることが極めて明らかとなりましたので、反対せざるを得ないのであります。

反対理由の第一は、国立病院の経営を特別会計に移しまして國民医療に独立採算制を採用しようとしておることが間違ひであるという点にあるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。社会保険制度の中核となるべき國民医療制度に對して、鉄道とか、或いは通信、或いは「たばこの専賣事業、そう

委員、合計七人の人を公聴会に呼んで、その実情を聞いたのであります。いずれもこれに対しては反対でありました。公述人全部が反対であるという事は私は珍らしいと思うのであります。而もその公述人の公述によつて分つたことは、厚生省が特別会計実施によつて生ずるだろうと憂えたところのその諸弊害が、これらの公述人によつて、必ずそれが現われるということを実証されたといふことであります。これは我々としては実に放つておくことのできない大きな問題でありまして、厚生省側が如何にその合理性を主張しましても、我々としては納得できぬ点なのであります。

更に理由の第四は、御承知の通りこの二十四年度予算の実施の結果は、非常なデフレが予想され、又失業率も多く生じ、貧困者もこれから非常に多くなると思ふのであります。こういう際こそ、社会保障の有力な一環となる國民医療といふものを――拡充強化しなければならぬと思ふのであります。が、(拍手)然るにこの特別会計設置法は正にそれと逆行するものであります。即ちこの法律実施によつて國民医療を独立採算的にし、これを又営利主義的にして行こう、そういうことがこの法案の狙いなのであります。御承知の通り政府は今度の予算において價格調整費等は二千二十億も計上し、そのうち少くとも我々の見るところによれば数百億は見積り過大と見られてゐるのであります。にも拘らず僅か十億円足らずの貧困者救済のためのこの補助を節約するために國立病院を特別会計に移す、そういうような法律案を提出するといふことは、私は吉田内閣が如何にその反社会的であり、反公共的である、そういう政策を、性格を強く持つてゐるかを、これを明らかにしたものではないかと思ふのであります。

(拍手)尚、先程小川委員から、若しこの法律案を否決した場合に、國立病院の運営に支障を來すのではないかと、御議論がございましたが、我々としては、國立病院においては病院収入などがあつたので、その間の措置には支障がないであらうといふことが大体分りましたので、支障のない措置がとられ得るということが大体分りましたので、本法案に反対してゐるのであります。(拍手)

以上が私の反対論点でございますが、どうも参議院の諸君の良識によつて、こういう悪い法律案は是非とも否決して頂きたいと思ふのであります。以上であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

出するといふことは、私は吉田内閣が如何にその反社会的であり、反公共的である、そういう政策を、性格を強く持つてゐるかを、これを明らかにしたものではないかと思ふのであります。

が通りました結果はどうなるか。先ず第一に、医療費の値上をするか、或いは従來使つていた藥品をもう少し粗悪なものに変えるか、こういう方法が講じられなければならないのであります。第二といつたしましては、生活保護法の患者、或いは社会保険の患者といふような國民の中の不幸の人たち、この不幸な人たちの入院患者が現在の國立病院の八割を占めておりますが、この八割までの不幸な人たちの入院が非常に困難になつて來るのであります。それから第三に、このような法律案によつて國立病院が営利化されます結果、先ず収入の上りにくい、むしろかしの病氣とか、慢性病などの入院患者は敬遠されることになり得ます。そうして収入の増加を目的とするために不必要な治療をするといふような、そういう危険が含まれております。それから更に看護婦その他の従業員の労働が強化され、人員の整理が行われるかも知れないといふ危険も含んでおるのであります。況んや従來國立病院の果して参りました災害時の救援、例えば一昨年の利根川が切れましたときに、私は現地でこれを見たのであります。國立病院の諸君が、普通の病院では全然できないような計画的な、機敏な、自己犠牲的な活動を行つたといふことを私は目のあたり見て非常に敬意を表してゐるのであります。そういう災害時の救援、又昨年の福井の震災に際して、私は國會から派遣されて見て参りましたが、ここにおきましても普通の病院の人たちでは到底できないような迅速な、機敏な、自己犠牲的な活動をいたされておりました。災害地の

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

縣民はこれがもう少し残つて貰いたいといふ請願を國會に対しても政府に対してもしたといふことは皆さんの御記憶にあろうと思ひますが、更にこれは國立病院のこの災害時の救援は非常に大きな役割を持つておるのであります。そういう活動、それから治療、診断などに對する科学的な、基礎的な研究、それから看護婦、助産婦、助産婦などの養成、それから病院の性能を高めるための拡張、そういうことも、非常に困難になつて來るのであります。日本共産党はその行動綱領に医療の社会化を掲げております。つまり疾病、大きな疾病の治療といふものは個人の負担で行われるものでなく、國民の負担で行われるものでなく、國民の共済共榮によつて、社会的な力によつてこれを治療して行くといふ、そういう立場をとつております。従つてこの國立病院がその將來の医療の社会化に對して、この國立病院の任務は、その將來の社会化に對する基礎になるであらうといふ、これに期待をかけております關係上、この法案には反対するものであります。それで社会党、無所属、或いは我々がこれに反対する、そうして採決が行われる、そうして反対されると、そういうふうなふりに行つたのでは非常に困るのであります。と申しますのは、この法律案はそういうたゞ黨派的な立場のみならず、すでに國立病院の病院長初め、全従業員、患者は無論、一般國民六十萬名以上の反対署名簿が國會に持ち込まれておりますし、尙これは國民の一部でありまして、尙統々と反対の声が上がつております。これのみではございせん。反対請願が提出されております。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

す。そして民自党の草葉隆國氏、中山壽彦氏、石坂豊一氏が反対請願の紹介をせられており、緑風会では三島通陽氏、小野哲氏、安部定氏がこの紹介の勞をとられ、社会党では片山義信氏、無所属議員会では千田正氏、日本共産党では中西功氏の諸君がこの反対請願紹介の勞をとつておられます。國民保健に對する正しい人道的なこれらの諸君の立場に對しては私は深甚なる敬意を表するものであります。國立病院は將來の医療の社会化に對する基礎だけではございせん。今言つたやうな、起つて來るべき災害の救援部隊として優秀な機能を發揮するものであります。そのみではございせん。長い打撃戦争、戦災、敗戦の痛手で非常に傷いておりますこの幾千萬の貧しい國民大衆の健康を保証し、そして困難な將來の祖國再建のために全國民に働いて頂くといふために、どうしても日本の医療制度は保険診療が中心になり、営利を度外視して、良心的な診療が行われて行かなければならぬのであります。その意味においてこの國立病院の担う役割は非常に大きなものであり、且つこのやうな特別会計を営利的な方面に追ひ込むか追ひ込まないかといふことは、黨派の問題であると同時に黨派を超えての問題と考えますので、参議院の各位がこれに對して反対せられんことを要望して、私の反対論を終るものであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は全部終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案の採決は記者投票

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

○議長(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。
○賛否附一君(松平恒雄君) 賛否附一君。

票を以て行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票漏れはございませんか。投票漏れないと認めます。投票を計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

【参事氏名を点呼】

○議長（松平恒雄君） 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十九票、白色票即ち本案を可とするもの八十九票、青色票即ち本案を否とするもの八十票、よつて本案は可決せられました。

遠山 丙市君	小林 英三君	高橋 啓君	内村 清次君
徳川 宗敬君	玉屋 喜章君	大隈 信幸君	門屋 盛一君
水久保延作君	徳川 頼貞君	天田 勝正君	金子 洋文君
一松 政二君	藤野 繁雄君	岩本 哲夫君	門田 定藏君
田口政五郎君	岡田喜久治君	小泉 秀吉君	山下 義信君
小野 光洋君	國 伊能君	大野 幸一君	原 虎一君
結城 安次君	寺尾 豊君	伊藤 修君	赤松 常子君
大野木秀次郎君	川村 松助君	大島操夫雄君	岩崎正三郎君
加藤常太郎君	城 義臣君	河崎 ナツ君	島 清君
淺岡 信夫君	池田宇右衛門君	カニエ邦彦君	板野 勝次君
堀 末治君	西川甚五郎君	細川 嘉六君	中野 重治君
大島 定吉君	鈴木 安孝君	中西 功君	岩間 正男君
黒田 英雄君	平沼彌太郎君	兼君 傳一君	鈴木 清一君
草葉 隆圓君	石坂 豊一君	千葉 信君	木村啓八郎君
柴田 政次君	板谷 順助君	堀 眞尋君	梅津 錦一君
今泉 政喜君	松野 喜内君	原口忠次郎君	中村 正雄君
藤井 新一君	深水 六郎君	星野 芳樹君	太田 敏兄君
北村 一男君	平岡 市三君	塚本 重藏君	齋 武雄君
左藤 義詮君	中川 幸平君	村尾 重雄君	千田 正君
西山 亀七君	橋本萬右衛門君	國井 淳一君	藤田 芳雄君
佐々木康藏君	重宗 雄三君	羽仁 五郎君	山田 節男君
廣瀨興兵衛君	小市 清一君	波多野 勝君	若木 勝藏君
山田 佐一君	大隅 憲二君	川上 嘉君	丹羽 五郎君
尾形六郎兵衛君	木村三三四郎君	吉川末太郎君	河野 正夫君
木内 四郎君	鬼丸 義齋君	田中 利勝君	三好 始君
櫻内 辰郎君	林屋龜次郎君	米倉 龍也君	佐々木良作君
中井 光次君		和田 博雄君	三木 治朗君
		木下 源吾君	森下 政一君
		青山 正一君	駒井 藤平君
		岩男 仁藏君	鈴木 憲一君

○議長（松平恒雄君） この際、日程の順序を変更して、日程第三を後に廻し、日程第四、國家行政組織法の一部を改正する法律案、日程第五、國家行政組織法の一部を改正する法律案（いづれも内閣提出、衆議院送付）、以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

【審査報告書は都合により最終号附録に掲載】

國家行政組織法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月十八日

衆議院議長 幣原喜重郎

參議院議長 松平恒雄

（小字及び口は衆議院修正）

國家行政組織法の一部を改正する法律案

國家行政組織法の一部を改正する法律案

國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「内閣法」を「内閣法（昭和二十二年法律第五号）」に改める。

第七條第四項を第五項とし、第三項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を第四項とし、第二項を第三項とする。

同條第一項の次に次の一項を加える。

2 特に必要がある場合において、前項の内閣局の外、官房及び局に部を置くことができる。

第十七條を次のように改める。

（行政機関の職）

第十七條 法府、各省及び法府、内閣總理大臣その他の國務大臣がその長に當ることと定められて行行政機關に行政次官各一人を置くことができる。行政次官は、特別職とする。

前項の規定により行政機關に置かれる行政次官は、大臣を助け、省務を掌理し、各該局及び機關の事務を掌理する。内閣總理大臣その他の國務大臣の職務を補助する。

3 行政次官は、その機關の長たる大臣を助け、政務及び企圖を掌理し、政務を掌理する。

4 行政次官の任免は、その機關の長たる大臣の申出により、内閣においてこれを進行。

5 行政次官は、内閣總理大臣の場合においては、内閣總理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失つたとき、これと同時にその地位を失う。

第十七條の次に次の一項を加える。

第十七條之二 各省に事務次官一人を置く。事務次官は、その省の長たる大臣を助け、省務を掌理し、各該局及び機關の事務を掌理する。

第十八條第一項中「秘書官二人」を「秘書官三人」に改める。

第二十五條第二項中「次官」を「事務次官」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

2 總務省本部に事務次官が置かれる場合（外務省に置かれる場合を含む。）においては、第十七條第三項及び第四項中「その機關の長たる大臣」とあるのは「國務長官たる大臣」と読み替へるものとする。

3 第十七條之二の規定は、國家行政組織法第二十四條第二項の規定にかかわらず、總務省本部については適用しない。

4 他の法令中「次官」とあるのは「事務次官」と「行政次官」とある場合は除く外何れも「次官」とあるのは何れも「事務次官」と読み替へるものとする。

5 特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。
第一條第九号を次のように改める。
九 政務次官及び参事官
別表中「内閣官房長官」二八、〇〇〇円を「内閣官房長官」二八、〇〇〇円に改める。
「政務次官」を「参事官」に改める。
「政務次官」を「参事官」に改める。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
國家行政組織法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて國會議決第八十三條により送付

する。

昭和二十四年五月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

國家行政組織法の一部を改正する法律案
（小字及び一は衆議院修正）
國家行政組織法の一部を改正する法律案
國家行政組織法の一部を改正する法律案

國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。
第二十七條の次に次の別表を加える。
（別表〇）
〇第二十七條の規定に基く。

府、省又は本部	委員会	廳	公團
總理府	統計委員会 公正取引委員会 全國選舉管理委員会 國家公安委員会 公職資格訴願審査委員会 外國爲替管理委員会	宮内廳 特別調達廳 賠償廳 行政管理廳 地方自治廳	
法務府	中央更生保護委員会 司法試験管理委員会		
外務省			
大藏省	証券取引委員会	國稅廳 造幣廳 印刷廳	酒類配給公團
文部省		引揚接護廳	
厚生省		食糧廳	肥料配給公團 飼料配給公團 食糧配給公團 食糧配給公團
農林省		林野廳 水産廳	食品配給公團 漁獲配給公團

通商産業省	運輸省	郵政省	電気通信省	労働省	建設省	経済安定本部
資源廳 工業技術廳 特許廳 中小企業廳 貿易公團 配炭公團 産業復興公團	船員労働委員会 海上保安廳 海難審判廳 船舶公團		電波廳 航空保安廳	中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 國有鉄道中央調停委員会 國有鉄道中央調停委員会 國有鉄道地方調停委員会 專賣公社中央調停委員会 專賣公社地方調停委員会	外資委員会	物價廳 經濟調査廳 價格調整公團

附則
1 この法律中、中央更生保護委員会に關する部分は、昭和二十四年七月一日から、その他の規定は、同年六月一日から施行する。
2 昭和二十四年六月三十日まで、この法律中「食糧配給公團」とあるのは「飼料配給公團」と、「食糧配給公團」とあるのは、「食料配給公團」と、それぞれ読み替へるものとする。
（河井彌八君登壇、拍手）
〇河井彌八君 只今議題に供せられました國家行政組織法の一部を改正する法律案の二案があるのであります。七月一日から、その他の規定は、同年六月一日から施行する。昭和二十四年六月三十日まで、この法律中「食糧配給公團」とあるのは「飼料配給公團」と、「食糧配給公團」とあるのは、「食料配給公團」と、それぞれ読み替へるものとする。
（河井彌八君登壇、拍手）
〇河井彌八君 只今議題に供せられました國家行政組織法の一部を改正する法律案の二案があるのであります。七月一日から、その他の規定は、同年六月一日から施行する。昭和二十四年六月三十日まで、この法律中「食糧配給公團」とあるのは「飼料配給公團」と、「食糧配給公團」とあるのは、「食料配給公團」と、それぞれ読み替へるものとする。
（河井彌八君登壇、拍手）

が長たる行政機關には政務次官のおの一人を置く。而してこれを特別職とする。そしてその職務、任免の方法、内閣総辭職の場合における失職の規定が掲げてあるものであります。それから更に各省事務次官一人を置くということ、尙、總理府秘書官三名とすること、及び施行期日を本年の六月一日にすること、これが改正の主なる点であります。内閣委員会におきましては、審議の結果、最後に述べます通り、修正を付しまして、これを全会一致を以て可決すべきものと議決いたしましたのであります。
本案の審議に當りましては、事いゆる行政組織の根本に關します重大な問題でありますから、その根本的問題につきまして、政府に對して決山の質疑應答を重ねまして、そして本案に入つて審査をいたしたのであります。先ず行政整理の目的はどこにあるかという点につきまして、總理大臣の意向を質したところが、總理大臣は、財政の緊縮を図るのである。言い換へればこれによつて國民負担の軽減を期するといふ点、それから更に行政機構を簡素化するものである。そしてこれによつて行政効率を向上する。事務を処理することの放活を期する。現在の手続が非常に煩雜になつておる、その弊を改めまして、そして官廳においても亦國民においても実に簡明な行政を得るようになつていこう、これが第二点。第三点には公務員の道義を昂揚する。どこまでも紀律を正して、忠実に國家の仕事を行ふようにするといふ点を明らかにいたしましたのであります。

それから整理の方式はどうであるかという点につきましては、中央官廳の機構及び定員において、それ／＼現業は二割、非現業は三割を減縮する。但しその仕事の性質に照らしまして、どうしても縮小することができない、或いは無理であるというものは、その範圍外に置くこととの原則を明らかにしたのであります。尚、地方出光機關に關しましては、府縣を單位といたしますものは、原則としてこれを地方廳に移す。併しそれでも尚事務の都合上その移す方法及び時期等につきましては、尙相當の考慮を加えるという意味であるのであります。そこで、それらの点を明らかにいたしましたのでありますが、さて、この原則について各委員からあらゆる方面に亘つて沢山の質疑を重ねたのであります。その結果かような点が大体において明らかにせられたと思ふのであります。

即ち第一には、今回の行政整理は、官廳も人員も共に大体一律一體的に整理をする傾きがあることが明瞭になつたのであります。言い換へれば、官廳にいたしましては機械的に、機械的に申すことはどうか知りませんが、先ず機械的に若干の局を減らす、課を減らすというような事柄であります。人員につきましても、先ず可なりそういう傾きが見えたのであります。それから第二は、事務の系統的の整理、事務の性質によつての廢置分合を行つという点においては、まだ大いに遺憾の点があるというのを認めたのであります。而して事務の整理をするというものは、どういふ点に重きを置くべきかと申しますれば、これは第一には統制

を擁護する、若しくは統制を少くする、簡約にするという点、又官廳において取扱つておるところの認可であるとか許可であるとかいう制度などについても思い切つた改革を加へるということが必要であるという点などについて、尙十分一層の改善を加へべきものであるという結論に達しておるのであります。即ち整理の方針といたしまして、科学的に合理的に整理をするという点におきましては、遺憾ながらまだ十分でないという感じを各委員が抱いたのであります。

更に原案の國家行政組織法の根本原則に照してこれを見ますときに、人員の問題は後から申上げますが、組織の關係におきましては、この根本原則に違反する、違反と申しては適當ではありませんが、その精神を逸脱しておる官廳組織が沢山出ておることを認めたのであります。そこでこれらの点につきまして十分政府の意向を質しましたところ、結局政府におきましては、それらの点については政府においてもまだ十分なりとは考えておられないものと見えまして、更に一年間を期して行政整理審議會に付して、十分な検討を加えて、そして正しい結論を得て、案を作つて、更にこれをば國會に提出しようという意思のあることが明らかにしたのであります。

そこで國家行政組織法の、只今私が申上げた改正点の主な諸点にこれを照して申上げますと、第七條の修正におきまして、即ち特別の必要あるときは、官房及び局に部を置くことができるという点について、大いにこれは考慮しなければならぬところの部局

が沢山あるのであります。第二には、外局であるところの廳であつて、やはりこの例外的の規定の濫用と申しますかその精神に達つておるものがあることを認めたのであります。即ちこれは或いは内局に移すべきものであるとか、或いは外局の廳としては如何か、もつと更に強化して一つのプロでも作らなければならぬものではないかというよりよいもの等も発見いたしましたのであります。その他通商産業省における通商監とか、電氣通信省の電氣通信監であるとか、或いは局の次長であるとか、いろいろな違つたものが沢山見付かつたのであります。本委員会におきましては、すでに二十二日、二十三日の両日に各省設置法案等についての報告を提出いたしましたので、それが本院を通過いたしましたのであります。その本院を通過いたしましたものは、大体只今申上げた諸点について、これをば近く政府が実施せられるであらうと思ふところの行政整理審議會にかけて、そして更に完璧なるものとするために、十分な検討を加へることを要求する意味を以ちまして、この組織法一部改正の法律案に對しまして、先に申上げたような修正を加えたのであります。即ち各省設置法の原案をば大体においてこれを認める。併しながらこれはそのままで永久の制度として置くべきものではない。更に検討を加えて、一年の間に適當な案を作り直すべきであるという意味におきまして、次のごとき修正案を決定いたしましたのであります。

即ちその要旨を申上げますと、これはすでに印刷してお手許に配付せられておるものと考へますけれども、御参考のために申上げますれば、第七條を改正する規定を削除するつもり「特に必要がある場合においては、前項の」第七條の第一項です。「官房及び局に部を置くことができる。」という規定を除きまして、その代りにかような條項を加へるのであります。第二十四條の二に「昭和二十五年五月三十一日までは、只今申上げた一年を期して」という意味であります。「第七條第一項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第二上欄に掲げる府、省又は本部の官房又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。」第二項といたしまして「昭和二十五年五月三十一日までは、第七條第二項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第三上欄に掲げる府に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。」第三項には「前二項の規定により設置された部局は、昭和二十五年五月三十一日限り、廢止されるものとする。」という趣旨であります。只今私が申上げたのを條文化いたしましたに過ぎないのであります。そして「(別表第一)の次に次のように加へる。別表第二を加へるのであります。これは各府、省及び本部におきまして、明年の五月三十一日までは原案にある通りこれを認めるけれども、五月三十一日限りこれは廢止せられるのであるから、それまでに政府が適當の措置を講ずべきものであるとして掲げたものが沢山あるのであります。その一端を例示すれば總理府の大官官房においては賞勳部、總理府の

統計局においては人口部、經濟部、製表部が屬するものであります。その他はこれを略します。かような趣意の修正を加へまして、全会一致を以てこれを修正して可決すべきものと決定いたしましたのであります。

尚、本案の審議に當りましては、いろいろの適切な意見が出ておりますので、これを數個御紹介申上げます。第一、總理府において官房に賞勳部を置くということは、榮典を尊重する意味におきましては、これは不當ではないか、むしろ、もつと獨立性を與へべきじゃないかというよりよい点、第二は、總理府に統計局を置き、又各省各廳においても統計の係を置いて、統計事務がそれ／＼ばら／＼にあるのを一つの官廳に統一して、そして正確なる又精密なる統計事業をここに打立てて、そして眞に國家の役に立つような統計を作り上げるために、これを一つ強力な権限のあるものにする、これは日本は今後外交關係が大いに伸びなければならぬのでありますからして、特にこれに獨立性を與えて、そして十分なる働きをさせようではないかという意見、又文部省の教育施設部なども斯くのごとき地位を與えて置くことは不當である。他の局と同じように十分にこれを働かせることが必要である。或いは文部省において体育局を設けておる。これはどういふわけかと申しますれば、初等中等教育局と大学教育局に分れておるのであります。が、かようなことにせず、一つの体育局中心となつて眞に今後國民の体力を旺盛に育て上げるための行政を

統計局においては人口部、經濟部、製表部が屬するものであります。その他はこれを略します。かような趣意の修正を加へまして、全会一致を以てこれを修正して可決すべきものと決定いたしましたのであります。

統計局においては人口部、經濟部、製表部が屬するものであります。その他はこれを略します。かような趣意の修正を加へまして、全会一致を以てこれを修正して可決すべきものと決定いたしましたのであります。

ば強力に進めて行くというよりなことが必要であるという意見がありました。その他まだ数々あつたのであります。そのほかここにはこれの報告を省略いたします。

次には、国家行政組織法の一部を改正する法律案の第一の案であります。即ち閣法第二百九号、この法律について申し上げます。

本案につきましては、これは国家行政組織法の第二十七條によりまして、行政部門であるところの府、省、委員会、廳並びに公團といふものは、それぞれそれを列挙いたしました表を作りまして、これに表示すること、そして、それによつてこの國の行政組織の全貌を明らかにして、系統を一目瞭然た

らしめるためにする規定であります。そうして本案に對しては、委員会は一つの修正を加えたのであります。それは只今私が説明をいたしました表を加える、つまり日程第四に掲げてある第五十六号の法律案に一つの表を加えた結果、この表を改める必要があるのであります。即ち「第三條第四項及び第二十二條第二項中「別表」を「別表第一」に改める」「別表」を規定中「別表」を「別表第一」に改めるといふ簡單な、當然の手續の修正として加えた次第であります。以上を以てこの兩案の委員会の審査の経過及び結果を御報告いたします。(拍手)

ければ、これより兩案の採決をいたします。兩案全部を問題に供します。同案いずれも委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて兩案は委員会修正通り議決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第六、行政機關職員定員法案、日程第七、行政機關職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。尚、行政機關職員定員法案につき少数意見の報告書が提出されております。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井辨八君。

〔審査報告書及び少数意見報告書は都合により最終号附録に掲載〕

行政機關職員定員法案は右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十一日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿

行政機關職員定員法案
行政機關職員定員法
(定義)

第一條 この法律において「行政機關」とは、總理府、法務府、各省、經濟安定本部及びこれらの外局をいい、「職員」とは、附則第四項及び第六項から第十項までに規定する場合を除き、行政機關に常時勤務する國家公務員で一般職に属する者(二箇月以内の期間を定めて雇傭される者を除く)をいう。

(各行政機關の職員の定員)

第二條 各行政機關の職員の定員は、左に掲げる通りとする。

行政機關の区分		定員	備考
總理府	本府	四七、〇〇一人	うち一、四七六人は、警察官とする。
	統計委員會 公正取引委員會 全國選舉管理委員會 國家公安委員會 國家地方警察 國家消防廳 公職資格試験審査委員會 外國籍管理委員會 宮内廳 特別調達廳 賠償廳 行政管理局 地方自治廳	六八人 四八人 四八人 四八人 四八人 四八人 四八人 四八人 四八人 四八人 四八人 四八人 四八人	
計		五八、一三三人	
法務府	本府	四〇、八七六人	うち一、四七六人は、檢察廳の職員とする。
	中央更生保護委員會 司法試験委員會	一、〇二九人	
計		四一、九〇五人	

外務省		定員	備考
本省	本	一、五五六人	
	計	一、五五六人	
大藏省	本	七三、八一六人	うち六〇、九四〇人は、國立學校の職員とする。
	計	七三、八一六人	
文部省	本	六三、〇九〇人	國立學校の職員とする。
	計	六三、〇九〇人	
厚生省	本	四〇、二九七人	
	計	四〇、二九七人	
農林省	本	三二、六三四人	
	計	三二、六三四人	
食糧省	本	二九、二〇二人	
	計	二九、二〇二人	
水産省	本	一、八五二人	
	計	一、八五二人	
計	本	八七、〇〇二人	
	計	八七、〇〇二人	

通商産業省		本 省	計
資源	本	一三、八八二人	うち一八三人は、 警察とする。
工業技術	本	二、三三三人	
特許	本	四、三六五人	
中小企業	本	五四五人	
計	計	二二、二五九人	
運輸省		本 省	計
船舶労働委員会	本	一八、四三五人	
海上保安	本	五九人	
航空保安	本	八、一〇八人	
計	計	二六、七〇四人	
郵政省		本 省	計
電氣通信	本	二六〇、六五五人	
電波	本	一三八、八三五人	
航空保安	本	三、八〇二人	
計	計	一、〇九六人	
計	計	一四三、七三三人	

労働省		本 省	計
中央労働委員会	本	一九、八八一人	
公共企業体仲介委員会	本	九九人	
国有鉄道中央調停委員会	本	一九人	
専賣公社中央調停委員会	本	一五人	
国有鉄道地方調停委員会	本	一一人	
専賣公社地方調停委員会	本	六三人	
計	計	四五人	
建設省	本	二〇、一三三人	
本	本	一〇、九〇七人	
本	本	一、二四八人	
本	本	八五八人	
経済安定本部	本	三、七一九人	
物価	本	五、八二五人	
計	計	八七、二七九人	
計	計	八七、二七九人	

2 引揚援護の職員は、前項の規定にかかわらず、引揚援護事務の状況により、特に必要がある場合においては、予算の定める範囲内において、政令の定めるところにより、増加することができる。

3 第一項に定める職員の定員の外、当分の間、終戦処理業務費、特殊財産処理附帯事務費、連合國財産返還費、りやく、移物件返還費、賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設管理費の支弁に係る事務に従事させるため、各行政機関を通じて五千四百六人以内の職員を置くことができる。

4 前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。
(内部部局、地方支分部局及び附屬機関別の職員の定数)

第三條 各行政機関に置かれる職員の各内部部局、各地方支分部局及び各附屬機関別の定数は、前條第一項に掲げる当該行政機関の定員の範囲内において、それぞれ総理府令、法務府令、省令又は経済安定本部令で定める。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第四條 各行政機関の長は、毎月一日現在において、当該行政機関に在職する職員の数を、行政管理局長官に報告しなければならない。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第二條第一項の規定中、通商産業省に關する部分については、同年五月二

2 法務府の本府の定員は、昭和二十四年六月三十日までの間は、第二條第一項の規定にかかわらず、四万八千八百五十四人とする。

3 各行政機関の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、第二條に規定する定員をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとし、それまでの間は、同條の定員をこえる員数の職員は、定員の外にあるものとする。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定する都道府縣の職員（原籍人を含む。）

の定員は、同法に基く政令の定めるところによるものとし、当該職員については、前項の規定を準用する。

5 國家公務員法第八十九條から第九十二條までの規定は、前二項の規定により降任され、又は免職された職員については、適用しない。

6 日本專賣公社の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、三万八千四百十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。

7 日本國有鉄道の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、五十万六千七百三十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。

8 日本專賣公社及び日本國有鉄道の總裁は、前二項の規定による整理を実施する場合においては、その職員をその意に反して降職し、又は免職することができる。

9 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第八條第二項及び第十九條の規定は、前三項の場合には、適用しない。

10 日本專賣公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第十七條の二の規定は、第六項の規定による整理により退職する日本專賣公社の職員については、適用しない。

11 第三項、第四項、第六項及び第七項の規定による整理により退職する者に対して支給する退職手当については、昭和二十四年度予算の範囲内において、恩給法（大正十二年法律第四十八号）、國家公務

員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）及び労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）に基く給與その他の給付との関係を考慮して、政令で定める。

12 未帰還職員に関する取扱については、なお従前の例による。日本専賣公社及び日本国有鉄道の未帰還職員に関する取扱も、これに準ずるものとする。

13 国家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律（昭和二十三年法律第三十号）及び各行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十七号）は、廃止する。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年五月二十一日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄殿

行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案第一條 全國選舉管理委員会法（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「政令の定めるところにより」を削り、同條第三項を削る。

第二條 外國爲替管理委員会令（昭和二十四年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、同項中「第二項の」を「事務局に置かれる」に改め、第五項を削り、第六項及び第七項をそれぞれ第三項及び第四項とする。

第三條 日本學術會議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「政令の定めるところにより」を削る。

第四條 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「政令の定めるところにより」を削り、同條第二項及び第四項を削る。

第五條 國立光明堂設置法（昭和二十三年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第六條 引揚援護施設設置令（昭和二十三年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條の見出しを（職員）に改め、同條第一項を次のように改める。

引揚援護施設に長官の外、次長一人その他所要の職員を置く。

第十四條 削除

第十五條 次長は、長官を助け、職務を整理する。

第十六條 削除

第七條 農地開闢官團の行う農地開闢事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

第八條 左に掲げる法令は、廃止する。

統計委員会官制（昭和二十一年勅令第六百十九号）

公正取引委員会事務局官制（昭和二十二年政令第三百三十九号）

全國選舉管理委員会事務局令（昭和二十二年政令第三百三十六号）

地方財政委員会事務局令（昭和二十三年政令第三号）

科学技術行政協議会事務局定員令（昭和二十三年政令第三百八十九号）

檢察廳職員定員令（昭和二十二年政令第三十六号）

通信部内臨時職員設置制（昭和二十二年勅令第九十六号）

労働省設置法施行令（昭和二十二年政令第七十三号）

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

〔河井彌八君發言、拍手〕

○河井彌八君 議題となつております

る行政機関職員定員法案、行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、この二案について申し上げます。

先ず行政機関職員定員法案について、委員会の審査の状況及び結果を申し上げます。

この職員定員法案は行政整理の一環をなすものであります。即ち只今本会議で議決になりましたところの國家行政組織法の改正案と、二十三日までに決定せられましたところの各省設置法案、この二つの案に對應いたしました行政整理を行つたための各機關の定員を定める法律案であるのであります。

この法案の重要なことは、行政機関に働いておられるところの職員が如何なる整理を受けるであらうかといふこと、そして、それが行政機構の働きの上にどんな影響があるであらうかといふこと、而して更に他の関連から見ますれば、行政整理は國民の要望である、従つて相當な人員を減少しなければならぬといふ点から考えまして、この兩者の調和を如何にするかといふ点、それから又これによつて行政整理の結果、退官退職せらるべきところの人の生活問題等を考えますときに、これが如何に重大な影響を持つておるかといふことは、私がここで申述べる必要はないのであります。

そこで本案は、國家行政組織法の施行に伴ひまして、行政機関の規模の適正簡素化を図りますために、各行政機関の職員の定員を定めたものであります。而してその定員を超過してあります人員をば整理するといふ規定になつておるのであります。先ず、大体

において本案の内容を簡単に申し上げます。

第一には、本案において言うところの行政機関とは何であるか、又行政機関の職員とは何であるかといふ点を定めます。次には、各行政機関の職員の定員をば、總理府、法務府、その他各省、各委員会及び外局の總ごとにそれぞれ人数を明記いたしましたのであります。そして向その他に事務の性質上分属すべき定員、引揚援護施設であるとか、或いはその他の行政機関、当分の間設置すべき行政事務のある行政機関の職員の数について、予算の範圍内においてこれを政令で定めるといふようなこと等が規定してあるものであります。そして更にこの列挙した官廳と定員の割振りは、各官廳と申しますか、各機關の内外部局、地方支分部局、及び附屬機關別の定員はそれぞれ府令、省令、經濟安定本部令で以てこの定員内の中ですらゝ定めるといふことを規定してあります。それから施行期日をば六月一日とする。但し通商産業省につきましては、御承知の通り五月二十五日となつておつたのであります。それからいよいよ整理を実行する時期はいつであるかと申しますれば、これは九月三十日までに整理するといふことになつておられます。そして官廳ばかりではありません。日本専賣公社及び日本國有鉄道の職員も九月三十日までにそれゝ整理をいたしまして、ここに規定してあるところの人員に合せる。それまでの数に合せるということを決めておられます。

更に重要な点として申上げなければならぬのは、政府職員、專賣公社並び

に

に

に

に

に

に國有鉄道の職員の整理せらるゝた者
は、國家公務員法によるところの不当
処分に對する審査請求權、或いは苦情
處理といふものの權利は、この法律の
施行に當つてはこれを認められないと
いうこと、更に退職手当の支給額或
はその支給の率等に関しては、昭
和二十四年の綜合予算の範圍内にお
いてこれが決定せられるのでありま
して、各人に対してこれを割當てる、決
定いたしますのは、その額は、恩給
法、國家公務員共済組合法及び労働基
準法等の施行に伴う政府職員に係る給
與の應給措置に關する法律に基いて、
給與その他の給付との關係を考慮して
政令でこれを定めるといふ点が主な諸
点であるのであります。

委員會におきましてはこれらの点に
ついて詳細な又周到な調査を行いまし
て、政府に對してそれ／＼質問をいた
したのであります。定員法に關する委
員会の開会の日数はよく覚えておりま
せんが、その間におきまして公聴會を
開く暇がありませんために、証人を喚
問いたしまして、証人の説明を、各界の
權威者の説明を聞いたこともあるので
あります。それで大体さうなことを
いたしまして明らかになつた点を申上
げますと、この新しい定員の總數を
ば本年度の予算定員に比較いたしま
すと約二十四万人の減少となるので
あります。併しながら予算定員と實際
おとところの實員數との間には相當に
差がありますために、現実に退職す
る職員の数約十七万人前後であるとい
うことであります。尙この行政整理
によりまして國費がどのくらい節減せ
られるかと申しますれば、その額は今

年度におきまして約七十一億圓、明年
度以降は年々二百億圓程度と予想され
るのであります。

それから更に只今挙げましたこの職
員の整理に關する措置について、職員
がその意思に反して免職せられると
か、或いは降職せられるとか、或いは
減俸せられるとかいふような不利益の
処分を受ける場合においては、國家公
務員法によつて人事院に對して審査を
請求する權利があるのであります。が、
これがこの法律によつては認められて
いないといふ点。それから尙六月一日
から專賣局或いは國有鉄道といふ公共
事業公社又は日本國有鉄道といふ公共
企業に移管される。その職員につき
ましては、やはりそれ／＼一般の政府
職員と同様に、定員法によつて整理さ
れることになつておるのであります。

これら企業体の人々は公共企業
体労働關係法による団体交渉或いは苦
情處理解決に關する規定等が、この法
律の適用によつてそれが認められない
点等について、委員會は慎重なる審議
を遂げたのであります。尙又退職手当
に關する規定等につきましても、随分
綿密な調査をいたしたのであります。
そこで、それらの点を十分に政府に質
しますために、特に打合せ會、懇談會
を開きまして委員の隔意なき意見を交
換いたしまして、そうして大体次の四
つの点につきまして政府に對して率直
な意見を述べつゝり聞く方法をとつた
のであります。

は、不當免職と申しますと少し行過ぎ
かも知れませんが、只今説明しました
通り、不當免職と申しますか、その不
當免職に對する審査請求權或いは苦情
處理に關する權利といふものが阻止せら
れるといふ点、第三には退職手当を如
何にするかといふ点、第四には失業對
策を如何にするかといふ点等につきま
して、委員會において種々打合せの結
果、それ／＼基いて委員諸君からそれ
ぞ詳しい質問を政府當局にいたした
のであります。政府當局にいたしまし
ては農林大臣、運輸大臣、經濟安定本
部長官、或いは通商産業大臣、通信大
臣の出席を求めまして、それ／＼かよ
うな人員の減少をいたしまして仕事
の運用に差支ないかといふ点について
質問したのであります。例えば、農林
大臣に對しましては、食糧事務所の人
員を二千九百六十八人減らす。そうい
うことが、國民の主要食糧の配給の上
に、或いは又その主要食糧を農家から
供出させる等の観点から差支ないか、
又それらの買上代金を支拂うといふよ
うな点において不便がないかといふこ
と、或いは林野廳におきまして、營林
署の末端におきまして、その担当區
の職員を減らすといふことにつきまし
ても、これで林野行政の上に差支ない
かといふような点を質しました。又運
輸大臣に對しましては、鐵道で十二萬
余人が職を離れる、併しながら今日の
鐵道の實際を見ますと、各種の施
設、即ち路線の状況、車輛の状況、そ
の他いろいろ設備等、或いは石炭の
品質の低下しておるか、いろいろな
事柄を挙げまして、結局それらの設備
上物的の不便をば人の力によつて補つ

ていてのではないか、その人の力で以
て補つておるところのものを、その人
員を十二萬人を減らすといふことは、
これは一体どういふ結果になるであろ
うか、といふような点を質しました。
尙、中央氣象台のごとき大切な特殊の
技能を要するところの役所に對して
も、相當思ひ切つた減員をなすといふ
ことは、これ眞に、あらゆる方面に大
切な氣象の正確を失うといふ虞れがあ
るではないかといふような点など質し
ました。或いは經濟安定本部について
は、物價廳、經濟調查廳等の職員をか
ように減らして、それでよろしいか。
通商産業省においては、中小企業廳の
減員について差支あるではないか、或
いは又通信省についての郵便事務の現
狀に考へて、このようなその不完全な
郵便の事務の状況において、尙人員を
減らす余地があるか、更に又貯金事務
のごときは、随分増加しておる。曾て
の五倍にも上つておるのに、更にこれ
を減らすといふようなことができる
か。大藏省に對しては專賣局の人員整
理なども問題になつたのであります。
が、たしか政府の答弁は、要するに、
とにかく政府としては、それらのこと
は、或いは、或る点において改善せら
れておる、或いは又改善に向いつつあ
るのであるが、これだけの整理の程度
であるならば事務遂行には支障がない
といふ答弁であつたのであります。

第二の点、即ち不利益な処分を受け
た國家公務員が、その意に反して不利
な処分を受けた場合は、人事院に對
して審査を請求する權利を認めてある
ことは、前に申した通りであります
が、又公共企業体労働關係法におきま

しても、一定範圍内の公務員に對し
て、その苦情處理の途を講じておるの
であります。これらの法律は、公務員
の進退について深い考慮をめぐらし
て、そうして保護を全うすることを圖
つておるのであります。即ち憲法上、
人民の基本權を擁護するとも見らるべ
きものであるものであります。が、
これをば本案の附則において、今回の
行政整理によつて整理せらるる職員に
限つて、この法律の保護を適用しない
といふことになつておる点につきまし
て、委員會からこゝ／＼立つて、かよう
な基本的人權を無視する行政整理につ
いて政府の反省を求めたのでありま
す。併し政府はこれに對しまして、今
回の行政整理によつて一時に多數の人
員を整理するのでありますから、ど
うもこれは止むを得ないといふ説明
で……どうしてもこれは止むを得ない
事情があるといふことを率直に申述べ
たのであります。而してこれが個々の
整理を実施する場合におきましては、
不當、不合理といふことのないように
整理を行うといふことを、政府は責任
を以て言明するといふことを申したの
であります。

第三の点の退職手当につきましては、
政府は整理せられる者の生活を考へ
て、少くとも現在行われておるところ
の退職退職手当支給標準額の額を維持し
たいといふことを考へておるのであり
ます。けれども、何分昭和二十四年度
の綜合的均衡予算の範圍内で措置しな
ければならないといふ固い枠に嵌めら
れた事情があるのでありますから、そ
こで恩給及び共済組合給付等の關係を
考慮いたしまして、そうして被整理者

をば非現業雇傭人、現業雇傭人及び官吏のこの三つのグループに分けまして、そうして退職手当につきまして合理的な案を作つておる。そして、これは目下関係方面と折衝中であるといふことでありまして、その数字を明瞭にして頂くことは、その時まではできなかったものであります。併し政府はその折衝が付き次第、この法律案の附則第十一項の規定によりまして政令でこれを定めて、速かに公布するといふことでありまして、これ以上、委員会といたしましては、この問題に關して更に論議を進めることはできなくて、一應政府の言明を認めるの外はなかつた次第であります。

それから最後に失業対策に關しましての調査であります。これ又極めて詳細な質疑顧客がありました。近く発生する離職者の予想数はどのくらいであるか。それは百万人乃至五十万人、これは國の行政整理によるもの以外に、尙企業合理化に伴うもの、引揚者、潜在失業者の顕在化、その他新設学校卒業者等のようなものを含むのであります。合計約百万乃至五十万人、その中で就職ができる者はどのくらいあるかと言へば、いろいろな方面に吸収せられる計画を立てまして、百四十万人、それからもう一つその離職者の中で就職を希望する者の推定が八十万乃至百二十万人といふことであります。そこで大体において今までの推定によりまして、先ず約十六万人くらいはまだ確実な対策が講ぜられていないという模様でありました。併しこれに對しましても政府は極力就職のできるように努め、或いは輸出業、農工商

業の方にこれを吸収するとか、或いは公共の土木費を使つてこの失業者を吸収するとか、いろいろ意見を申し上げたのであります。而して今年度の失業対策事業費の予算は八億八千二百六十六万、それから本年度の失業保険に對する政府負担金が約二十一億、これらを加算いたしまして二十九億七千万円といふことであります。この程度ではまだ十分ではなからうといふことを考えられますが、これに對しましては政府は更に何らかの措置を講ずるといふことを申述べた次第であります。大体主眼点につきまして申上げたのは、かような次第であります。まだその他沢山の重要な意見がありました。が、包括いたしまして、この四点を御報告するに止めて置くのであります。

本案の審議中には、委員諸君があらゆる方面において御心配になつて、そうして種々修正案を提出せんとする模様もあつたのであります。けれども、只今申上げましたように、政府との懇談会を開いて、自由に十分に検討いたしました結果、いろいろな修正案の考へ方、即ち食糧事務所の職員増員とか、或いは林野職員の増員とか、中小企業職員の増員とか、経済調査の職員に關して増員するとか、いろいろなことを考えられまして、そうして如何にせば無理なる整理をば免れることができるかといふように、少しでもこれを修正しようといふ考えはあつたのでありますけれども、いろいろな各種の事情の結果、これが実現を見ることができなかったものであります。それ故に委員会におきましては、この原案について討論をいたしまして

採決に進んだのであります。

原案の討議に當りましては、各委員それれ熱心なる意見を述べられました。堀委員のごときは、本案に反對する要点を三つに分けて、第一には、今回の人員整理は全く合理的の基礎がないのだ。のみならず、これは人権蹂躪とみなさるべきものであるといふ点、第二には、今回の行政整理によつて財政上の節約ができるという考え方においても又不合理である。他にまだ節約して、これくらいな國費は捻出できるではないかといふような点、第三には、失業対策はまだ不十分である。従つてかような行政整理は、人員の整理は無理であるといふような点を挙げられました。又三好君は同様本案に對して反對意見を述べて、三好君としては、一般的に行政整理そのものに對して反對の意向はないのだ。併しながらこの案を見る際には、この案は科学的、合理的の基礎を欠いておる。即ち天引的な機械的な行政整理であるのであるから、これはよろしくない。どうか政府は合理的な基礎の上から十分な研究を遂げて、この案を作り、國會に提出するようにといふ意見でありました。又カニニ委員も本案に反對をいたしました。同様に本案は科学的、合理的の基礎がないものであるからして、結局は政府が機構を簡素化するといふ名前の下に整理を行なつて、その整理の結果十七万人の公務員が犠牲になるに過ぎないのだ。それで而も尙この整理によりまして、年々、本年は七十一億、來年以降は二百億といふことの経費削減ができることであるけれども、併しそのくらいのことには他に幾らでも方

法があるのではないか。殊に公務員の憲法上の人権は無視せられ、それから尙残つておるところの公務員は過重な勤務を強いられて、而もこれに對する超過勤務手当の支給が十分に受けられない。疾病が繰出するといふようなことがあつたと見なければならぬ。だからと見ななければならぬ。だからとして機構簡素化なんといふことが本當に実効があるものとは認めることができない。併し又各官廳間に共管事務が沢山のあつて錯雜を極めておる。これらが整理せられないのだから、迷惑を蒙るものは國民であるといふようなこと等を指摘せられて反對せられたのであります。これに對しまして、岩本君は、修正したい点は沢山のあつた。併しながら政府が責任を以て今後十分の、立派な案を作るといふことを言うておる以上、これを潰してしまふわけには行かないのである。又同時に我々としては修正案を提出することも不可能であるから、政府の声明に信頼をして賛成をするのであるが、願わくは政府は各委員の述べたこの眞摯な意見を十分に尊重すべきものであるといふことを述べたのであります。その他中川委員もこれに對して簡単に賛成の意見を表し、藤森委員もこれに對して賛成せられたのであります。かようにいたしまして討論を終結いたしました。原案について採決をいたしましたところ、多数を以て本案は可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、行政機關職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案、これにつきましては、すでに只今申述べましたところの定員法案が成立いたしまする以上、これに關係するところの他の法律に對して修正、改正を要する点が沢山のあつてあります。例へば全國選舉管理委員會法とか、外國爲替管理委員會法とか、日本學術會議法であるとか、証券取引法とか國立光明堂設置法であるとか、引揚援護施設令であるとか、その他沢山のあつてあります。これは先に申上げた案が成立いたしました以上は、當然の結果としてこれは修正せらるべきものであります。これにつきまして何ら異議はなかつた次第であります。さて最後に私は議場に特に申上げて置きたいのは、この行政機構の改革と、それから定員法といふ一連の沢山の法律案を委員會において審議いたしましたのであります。誠に沢山の法律案に對しては、日時も極めて短かつたのであります。各委員は非常な努力を以てこの審査に當つたのであります。而してその審査の言論を拜聴いたしましても、実に党派とか何とかいふやういふ立場を離れまして、一に國の至誠に燃えた言論を聞かしたのであります。そして如何にせば一番いい立法ができるだろうかといふことに精力を集中せられたのであります。私はこれこそ、この参議院が憲法において興えられておるところの眞の意義をここに發揮したものであるといふことをはつきりと認めたのであります。そして諸君がおの／＼所見を聞かされた後、実に光風霽月の心境でありまして、

〔議長退席、副議長着席〕

私はかような立派な委員會に委員長たりしことを眞に幸福といたしまして、

各委員に深甚の敬意を表すると共に、私はこれを議場に報告するのが私としての義務であるということを信ずるものであります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 少数意見者から報告することを求められております。御意見者。

〔御意見者登壇、拍手〕

○堀真琴君 只今内閣委員長から、内閣委員会の審議、討論の模様につきまして御報告があつたのであります。私は内閣委員会における少数意見として、私の意見をここに申上げて見たいと思つております。委員長はこの御報告の中におきまして四、五、六、七、八の支障がないかどうか、訴願権を削除したといふことはいいか悪いか、退職手当の問題、失業対策、この四、五、六、七、八の支障があつたのであります。私が、私も大体その問題を中心にして、委員長に報告に尙補足する意味において、少数意見を申述べようと思ひます。

先ず第一に、事務に支障なきや、私思ひますに、行政機構並びにその定員の割合といふものは、必ず一定の合理的な基礎の上に立たなければならぬのであります。言い換へるならば、一定の事務の量が決定されて、そこで初めてその事務を取扱うところの人員の数が決まるのであります。人員が先に決定して、そして事務がこれに割当てられるといふのは、本末を顛倒すると申さなければならぬのであります。私はこの点につきまして政府委員に質問したのであります。この点につきまする政府委員の答弁は、

必ずしも私共を納得させることができなかったものであります。例えば一般会計において三割、特別会計において二割の人員整理を行つたといふのであります。二割乃至三割の基礎はどこにあるか、何を基準にして二割、三割の整理を行つたかといふことを質問したのであります。政府側においては私共の納得の行くやうな御答弁は全然與へておらぬ。ただ、そこに昭和六、七年前後の日本における官公職員の数はこれである。現在はこの五割以上の上つておる。殊に戦後後の増加が甚だしい。だからして、これを二割乃至三割の削減することがよろしいといふ、それだけの答弁なのであります。その御答弁はなかつたのであります。従つてこの二割乃至三割の削減の整理といふものは、合理的な基礎を持たないばかりか、むしろそれによつて、その後の行政事務の滞滞を來すといふことは火を見るより明らかであると思ふのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それから第二点の訴願権の問題であります。これは只今も委員長の御報告通り、今度は多数の離職者が出るのであるからして、若しこの多数の離職者に訴願権を認めるならば、到底その手数の煩瑣に堪へないであらうと、こゝういふ説明なのであります。併しなからこの訴願権は諸君も御存じのやうに、國家公務員がその特殊性によつて争議権、団体交渉権について制限を受けておる。そのいわば反比例給付とも言うべき意味において訴願権を認めてお

るのであります。不当なる退職の要求に對して、各自の職員がこれに對する審査を要求する権利として認められておるところの憲法上の権利であるとお申さなければならぬのであります。ところがその権利が、今申上げたやうな手数の煩瑣に堪へないといふやうな理由だけで以てこれを認めないといふことは甚だしく手落ちである、こゝう申さなければならぬのであります。(拍手)

次に退職手当の問題であります。退職手当は本多國務相の説明によりますといふと、一人平均三万乃至四万円、こゝういふことになつておるのであります。これにつきましては只今も委員長が報告されたのであります。が、この三万乃至四万円といふ金額は通常の退職金よりも少いのであります。國鉄においては今年の三月末までに一万二千人の希望退職者が出たのであります。その退職者に対する一人平均の退職金は約二十万円でありました。従つて今度の退職金はその五分の一乃至六分の一にしか過ぎないのであります。勿論これはその勤続年数であるとかその他の條件も考慮しなければなりませんが、併し通常の退職金と比較しましたら、例へば五年勤続の職員が退職した場合、官吏である場合には退職手当は三ヶ月、それから非現業の職員である場合には、非現業の特に雇傭人である場合には、共済組合の給付金が同時に支給されるのであります。が、その場合においては退職手当は三分の一減額されるということになつておるのであります。通常の場合に比較しますといふと、六分の一の少くなつておるといふ勘定になつておるので

あります。一方において訴願権を認められず、而も大量に首切り整理されるこの人々に対する退職金が通常の場合よりも少いといふこと、而も退職して新しい就職の機会が見付けられない、なか／＼見付けることが困難であるやうなこの情勢下において、そのやうな退職金を少く支給するといふことは、甚だ不当であるといふことを申上げなければならぬのであります。

それから失業対策であります。これも委員長の報告にありましたやうに、私共委員会において「労働大臣に質問したものであります。失業対策費は八億数千万円、失業保険費が二十一億、これだけの金で以て果して二十万に近いくところの失業者、單に官吏の失業者だけでは足りないであります。恐らく企業整備によつて生ずる失業者が政府の予想している以上に沢山出て來るであらうといふことは、これは私共十分に推察ができるのであります。この二十何万、三十万に近いと申しますが、百万以上の失業者を見ることができるといふ今日、これだけの失業対策費、失業保険費によつて、果して失業する彼らの生活、生命を支えることができるであらうでしょうか、而も政府の計算によりまして、三十万乃至四十万は失業対策並びに失業保険の枠外に外されて、何らこれに對する手段が講ぜられないといふことが労働大臣によつて言明されておるのであります。私はこれらの点につきまして、委員会において詳細に審議、討論したのであります。政府当局からは何ら満足すべきところの回答に接しなかつたのであります。それ故に私はここに

少数意見として、委員会における私の質疑、討論の概要を簡単に申上げて、私の少数意見に代へようと思ひのであります。(拍手)

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 私は只今議題となつております行政機關職員定員法案につきまして、最終段階であり、且つ重大なる時機でありますからして、更に政府の所信を質しまして、ここに明確にせんとするものであります。

終戦後我が國は戦災のどん底から立ち上りまして、乏しい資材の中で、困難なるインフレーションにありまして、經濟復興に努力し、今日相當の生産が回復いたしておりますことは、連合國の對日援助によるところ誠に大であります。が、併し基本的には、残された我が國の労働力、即ち勤勞大衆、特に労働者の日夜の努力によるものであるといふことは万人の認めるところであります。(拍手)吉田総理大臣は過日の施政方針演説におきまして、特に労働者の協力を求められたことは、そのゆえんのものであると信ずるものであります。併しながら協力を求められた吉田内閣が、實際には労働者に如何なる態度を以て臨んでおられるか。労働者は一般官吏職員がこの定員法によつて二十数万削減され、更にこれが民間企業に波及し、今や四百万以上の失業者が政府の統計によつても明らかに予想されます。この法案が社会的に及ぼす影響は多大のものであります。全官

公及び國鉄従業員労働二百六十万のみならず、全國の民間労働階級が暮らしてこの法案の成行きを注目して、且つ又失業対策の裏付けにつきましても切実に要求しておるのが現実の相対であります。然るに今までの政府の態度は、ただ多数の威力を以て強引に押切らんとするかのとき態度をとり、その裏付けとなるべきところの退職金の問題、これが未だに明確にされておられません。基本的人権を制限し、又整理の基準を示さないことによりまして、あの國會におきますところの各委員会におきまして、或いは本會議におきまして、その議事の混乱というものは、我々民主勢力の挙げての憤慨が政府に集中しておるのであります。この点政府はみずから深く反省して頂きたいと思ふのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)私は先程委員長の報告及び堀君の反対のいわゆる報告にこの要点があるが、この際委員会におきましては、いろいろに各委員の方々が熱心に質疑はしておられますが、この際この本會議におきまして次の諸点につきまして、明確に政府の所信を披露して頂きたいのであります。

先ずその第一は整理の基準であります。政府は当初五十七万の整理を發表したものであります。それが國會の審議過程におきまして二十数万に縮減されております。そのように何らの科学的又合理的な根拠がないのであります。いわゆる天下りの数字を押付けておられるのであります。若しそれが予算の削減という面から天下りに押付けるということでありましたならば、それこそ國家行政の円滑、鐵道通信の運営上、誠に政府の重大なる責任問題がここに存するものであると思ふのであります。(拍手)法案にあるところの職員定員数は、果して確實に實際面から検討した数字であるかどうか。整理の基準はどこに求められたのか。本多國務大臣の所見を伺いたいのであります。我々は一月の間の間に政府と實際に交渉をいたしてあります。又衆議院での審議の過程もよく存じてあります。政府がただ天下りに實際の業務面を無視した機械的な押付けの数字であるというところは、國鉄通信のこの事業の實際を見まして、我々は実にその成行きの点について憂慮いたしております。よく承知してあります。その結果について憂慮しておるものであります。若しこの定員法が實際に行なわれました際に起るところの各種の事故につきまして、この責任は挙げて政府にあると思ふのであります。吉田總理大臣の御答弁を特別にお願いして置きたいのであります。

次に整理の方法につきまして質問したいと思ふ。政府は最初中上げしましたように、五十七万の整理人員が二十数万に圧縮せられております。併しながらこの整理の時期につきまして、九月三十日までと、こうなつております。併しながらこの短期間の間に整理をどのようにしてやつて行くか。この整理の措置についてまだ明確にされておられません。この措置の明確でないために、現業機關の各所におきましては人心が非常に動揺しておるのです。この動揺につきまして、実は長野管理部の一職員が、行政整理を苦に病んで鐵道自殺をしたというよりな事件もできております。又先般貨物列車が急行列車に追突をやつた。その新聞によるところによりまして、その原因は信号機の故障であるというよりな即ち施設の面、施設の保守の問題につきましても相当考へて行かねばならぬような事態があります。こういふような施設の面の荒廃によつて起るところの、実に由々しきところの、人命財産に障礙を及ぼすような事態が、今後どのようにして起らぬとも測り知れないのであります。かような事態に對しまして、行政整理の具体的な措置が分つておらない。或いは臆測におきまして、五反以下のものであります。これは鐵道の一側でありまして、五反以下は所有地を持つておる者について、これは整理の対象になる、或いは家族に二人の鐵道職員があつたならば、その一人は整理の対象になる、或いは二十五歳以下の者は整理の対象になる、或いは勤務成績が著しく悪い者は整理の対象になる、こういふよりなことのために二十五歳以下の人たちの不安がある。こういふよりな具体的な処置を、これは通信の場合も同じことですが、早く示して、そうして労働組合とよく話し合ひをして、そうして行かなければならぬと思ひます。併しながら、これに對して運輸大臣及び通信大臣はどうか考へておられるか。アメリカにおきましてはフーヴァー元大統領が行政整理委員長になりまして実行せられたあの行政整理の形態は、五ヶ年計画で慎重にやつておられます。それを、噂によりまして、國鉄におきましてはこの法案に九月三十日までとなつておるのに、七月までにやるとい

うよりな態度が現れておるといふような噂もあります。かようなことにおきまして、我々は強引にこの整理を強行するといふところの政府の態度につきまして、少からず不安を感じておるものであります。次は訴願権及び団体交渉権の問題であります。この問題につきましては堀君からよく説明されました。私はこれ以上は申しませんが、いわゆる基本的人権を制限しておられると同時に、公共企業体労働組合法に明記してあるところの問題も制限しておられる。このように一方的に非常に制限して、そうして天下りの首を切つて、而もその裏付けとなるところの退職金の問題は未だ明確にされておらない。この退職金の問題につきまして、政府はいつこれを明確にし、どのような額を支給するのであるか、ここで明確に御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

第四点は失業対策の問題であります。いわゆる政府は企業合理化を強引に行ひ、いわゆる集中生産を考へておられますが、そのために官公吏の整理も含みまして、いわゆる民間労働者の整理が先程申しましたように四百万になん／＼としております。これに對するところの政府は具体的な失業対策をお持ちであるかどうか、この点を明確にここにお示しになつて頂きたいと思ひます。いわゆる首を切られる者、整理をされる人たちは、明日からの家族を養つての生活に困窮するのであります。この首を切られる人の方の氣持になつて、そうしてこの法案というものが、万全にこの裏付けがあつてこそ立派な法案でありますけれども、その裏付けのないところのこの法案に對しまして、我々には不満の意を表明しておるものであります。この切実なる全官公職員の注目の眞中におきまして、政府に明快なる御答弁を私はここに要求いたします。質問を終りたいのであります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕
○國務大臣(吉田茂君) 内村君にお答えをいたします。この行政整理、定員法の実施というところは、日本の經濟再建のために必要止むを得ざる問題として政府が採り上げたのであります。これによつて再建ができ、これによつて經濟復興が得られるならば、日本の繁榮が増し、日本の産業が増加する結果、定員法実施以前の繁榮が持ち來されたならば、失業者を吸収する上に一層新らしい労働の需要が生ずるといふことを政府は考へるのであります。そのために障礙があれば如何というお尋ねであります。政府としては十分各種の障礙が起らざるよう／＼慎重審議してこの案を生み出したのであります。障礙は万々ないことを私は希望いたしておるのであります。(「あつたらどうする」と呼ぶ者あり)(拍手)

〔國務大臣本多市郎君登壇、拍手〕
○國務大臣(本多市郎君) お答えをいたします。今回の行政整理に當りまして、政府が決定いたしました整理率の問題であります。これは御承知の通り一般會計三割、特別企業會計二割を目途とするというのを決定いたしましたのでございます。これによつて決定されました結果が、新聞で傳へられておりました数字よりも大変に減つたとい

る理由はどこにあるかという御質問でございましたが、これは二割、三割というところを目途といたしましては、でも、できる限り実情に副うようにというところを調査して参りました結果、いろいろの点において除外例を設けなければならぬことを発見いたしましたのでございす。例えば国立学校或いは国立療養所、病院、その他現業的な特別企業会計ではありません、現業的な方面につきましては相当の例外を設けたのでございす。こうした実情に副うように調査いたしました結果が、新聞に伝えられておりました数字よりも相当に減つた理由であるということをお断り承願いたします。更にこの人員の査定に当りましては予算定員を標準としてやりましたことも、すでに御承知とは思いますが、けれども附加して置きたいと存じます。次に整理の時期についてでございますが、これは六月一日より九月までの間におきまして、後の事務に支障を来さないように、引續ぎその他配置轉換等の計画を遺憾なくやつて実施いたしたいと考えております。

更に人員整理の基準についてのお話でありましたが、地主であるから或は家族が多いから少いからというようなことは、全然さうなことは決定いたしておりません。又考えてもおらないところでございます。年齢の点におきましても、在職期間の点におきましても、こういうことを整理の基準とするということは考えておりません。勤務成績その他の事情状況を勘案いたしまして、慎重に主管大臣が調査いたしまして公正に実施する考えであります。

退職手当の問題につきましても、御承知の通りに、本年度の予算の範囲内においてこれを賄つて行かなければならぬという事情がありますので、できる限り従来の準則通りの、即ちこの準則と申しますのは一般退職の場合の二倍の金額であります。この準則通りの退職手当を出したいと苦心はいたしましたけれども、以前申上げましたような事情の下に幾分減額されることの止むを得ない状況になつておるのでございす。これにつきましてはできる限りの退職者、実際の退職者の数を減して行くということが必要でありますので、最後まで配置轉換等の計画を進めまして、この枠内においてできる限りの退職手当の金額も多く渡すように措置すべく努力いたしておる次第でございます。私のお答えするところは以上であつたと思ひます。(拍手)

〔國務大臣鈴木正文君登壇、拍手〕

○國務大臣(鈴木正文君) 政府は四月の末に、一應當時の見通しといたしまして、失業者の数を百二十万乃至百四十万といふことを発表申上げた筈でございます。但しこの中には、行政整理によつて出て来るところの失業者は四十万と當時の状況において見越しておりましたので、現在の状況と照し合せますと、ここには多少の数の相違があるものでございまして、その点は四月末日から今日までの状況の変化というふうに御了承願ひたいと存じます。そうして、これをこの當時の百二十万乃至百四十万、このうち百万乃至百四十万は就職を希望し、又失業救済を希望する人々であらうという数字を、これも同

時に御発表申上げたのでありますが、この吸収の大体の考え方につきましては、これは衆議院の委員会その他を通じてしばしば申上げたのでございす。失業者の問題の最終的処理は、新しい國民經濟の新雇用面への吸収が終らなければ完成しないといふことは勿論でございます。それならば本年度の直接的新雇用面が國民經濟の中に開かれるか、これは安本及び商工省當局と打合せの結果、今年度内に貿易産業を中心として四十万人、二十五年度に

は大体八十万人くらいの雇用が、一方において失業は出て来るけれども、雇用も亦開けるだらうという見通しを持つておるのであります。(喝采をつけ)と呼ぶ者あり) そうして、このうち大体この面に最終的に雇用をして行くと同時に、一方失業保険を以ちまして、これは保險法の改正、保險料の実質的引上その他を以て、すでに今議院に御協賛を得て、失業保險法の改正はでき上つておるのでございすが、この予算に計上されたところの二十一億円の國庫負担を以てしては、大体三十万人の人たちが失業保險の対象となる。併し保險整理そのものは非常に健全でありまして、無理をせずして今年の整理として得るだけの整理の基礎を持つておる。昨年度の剰余金と合せますと、百十万人の人たちを対象とする基礎を持つておるといふ保險整理の実情でございす。併しながら保險によるところの失業対策といふものは飽くまで消極的な、段階的なものであることは勿論でございます。先程も申しましたように新雇用面に配置轉換して行くところ

の段階的方法として保險の力を借りる。併しその保險は非常に幸いにしてこの段階において健全であるといふことを御報告申上げる次第でございす。

尚そつういふにいたしまして、その時間的なズレといふものを生じて来る。それに対応するのがいわゆる狭義の直接的な失業救済事業でございまして、これに對しましては、先に兩院を通過いたしましたところの緊急失業対策法によつて、労働大臣が直接必要な時期、必要な場所に、急速に直接的に失業救済事業を展開して行くという準備を整えておる次第でございす。その經費が八億八千余万円で少いといふことを指摘されましたが、私もそう思ひます。この点につきましては内閣全体の責任といたしまして、必要な時に必要な措置をとつて、予算的な操作を行なつて、そうしてその段階に應じ得るよう、急速に措置して行くといふことにしたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣大屋三三君登壇、拍手〕

○國務大臣(大屋三三君) 鐵道におきましては、行政整理の基準如何という御質問でございますが、鐵道におきましては、各業務機關ごとにその仕事の分量を検討いたしまして、それに適當な要員の配置をいたす勘定で、結局十内外の人員の整理と相成るわけでありまが、更にこの十万人の内容を如何なる基準に求めるかという御質問であります。これは各従業員、技術員、或いは勤務振り、或いは人柄、(人柄とは何だ)と呼ぶ者あり) 或いは健康状態といふような各般の状態を考慮いたしまして、それら各般の標準に

よりましていたすつもりであります。

〔國務大臣小澤佐重喜君登壇、拍手〕

○國務大臣(小澤佐重喜君) 内村君にお答えいたします。お話の趣旨によりまして、今回の定員法の基礎となりましていふゆる通信省において四万八千人の整理は、何ら科學的な根拠がないじやないのかというお話であります。(その通り)と呼ぶ者あり) 通信省に關する限りは、昭和九年のいふゆる能力を基礎といたしまして、而もその後における変化、即ち労働法規の適用、或いは労働力の構成等を参酌し、これに事務量を按分いたしまして決まつたのが只今の定員法の現狀でありますから、この問題はすでに委員会で度御答弁した通りであることを御了承願ひます。

向この整理の基準でありますが、この整理の基準もいろいろ各大臣からお話があつたように、いろいろの考え方がございすが、つまり私といたしましては、この問題は各省とも大体同じ標準で行くことが必要ではないか、こつういふふうに考えておりますので、不日自分らの持参いたしました考えを政府として一纏めにしまして、一つの基本を出し、更に各省ごとに特殊事情のあるところは別個の基準を設けて整理に當ることが適切ではないかと考えておる次第であります。更にこの整理を断行するに當りまして、労働組合と協議するかどうかという問題であります。これはできるだけに行きたいと思ひます。併しながら労働組合と協議することによつて、この行政整理の目的を敢行することができないと

認めた場合には、相談せずに行きま
す。要はできるだけ労働組合の考えを
尊重しながら、而も政府の施策を強力
に実施するようの方針で進みたいと思
えております。(拍手)
○副議長(松嶋喜作君) 行政機関職員
定員法に對し討論の通告がございま
す。

〔羽仁五郎君登壇、拍手〕

○羽仁五郎君 私は無所属憲政會を代
表いたしました本法案に反対をいたし
ます。

專制時代の政治はいざ知らず、近代
政治においては、目的は決して手段を
正当化しないのであります。そうして
若しその方法を誤まつておつたなら
ば、その目的も決して到達されないの
であります。今も政府から答弁がなさ
れましたように、行政整理をやる、そ
うして、それによつて國民の負担を輕
減し、行政事務の能率化を図るといふ
ことは、これは目的であります。併しそ
れをどういふ手段によつてやるのか、
どういふ方法によつてやるのかといふ
ことは、全然はつきりした御説明がな
いのです。ですから若し國會がこれを
通過せられるとすれば、國會は依然と
して旧憲法時代と同じような眞實國會
となるより外ないのであります。國會
は目的だけによつて政府に全權を委任
することはできないのであつて、國會
は、その目的を政府がどういふ手段に
よつて、どういふ方法によつてやるか
といふことまでも説明しなければ、現
在の民主主義の國會、人民を代表して
おる國會は決してこれを通過すること
はできないのであります。これが私が
この法案に反対いたしますところの全

体的な理由でありまして、この政府は
行政整理をやるうとしておりますが、
今政府がやるうとしておるような法律
では行政整理そのものができないであ
らう。國民の負担輕減ができないであ
らうし、行政機構の能率化といふこと
もできないであらう。この故に反対せ
ざるを得ないのであります。今申し上げ
ましたことを約七ヶ條に亘つて申し上げ
たいと思つて、第一はこの行政整理
によつて大衆の負担を輕減するといふ
ことが眞論であるといふことを言われ
るのですが、然らば如何なる大衆負担を
輕減するかといふことを我々は、内閣
委員会と人事委員会が連合して努力を
したのであります。その席上で質問を
いたしましたときに、大蔵大臣は二
回に亘つてはつきりと、特に大衆の負
担といふものの輕減を考へていないと
いふことを公言せられておるのであり
ます。これは正に世論に應じて國民の
負担を輕減するために行政整理をやる
と言つて置いて、實際は國民の負担の
輕減を今特に考へていないと言われて
おることを明らかにしておるのであり
ます。で、そのことはどういふことを
意味するかと言へば、この行政整理に
よつて國民大衆の負担といふものを考へ
る、輕減するといふことを考へるより
も、何か特殊の或いは少数の人たちの
利益のために、多数の人を犠牲にしよ
うとしておるのではないかと、いふこと
を疑はせるものがあるものであります。
これが第一の反対の理由であります。

第二の反対の理由は、先程からいろ
いろの質問にもありましたように、今
度の行政整理をやつて行政機關の機能
に支障がないかといふお尋ねがあつた
のであります。これは実は非常に消
極的なお尋ねであつて、行政整理をや
る、定員法を決める以上は、この定員
法によつて行政事務がどれだけ能率が
上がるかといふことの御説明がなけれ
ば、実はこれは定員法と言ふことがで
きないし、行政整理といふことはでき
ないのです。ところが支障はないかと
いふお尋ねに對して、今も総理大臣も
支障がないことを希望するといふ程度
であつて、決して行政の能率が上つて
國民が非常に感謝するようにする確信
があり、又その方法はこれ／＼だとい
ふ御説明がないのです。これは行政整
理とか或いは定員法とかいふ名前に値
しないのです。現に日本の官制主義、こ
れに伴ういわゆる行政事務の煩瑣、國
民が長い間悩んでおりますいわゆるハ
ンコをついて、そうしてレッド・テープ
の、そうして冗務の多いあゝい仕事
をこの際はどういふふうになんか化す
のか、どういふふうになんか簡便化す
のか、どういふふうになんか合理化す
るのか、どういふふうになんか國民の公僕と
してのいわゆる官廳事務の能率化とい
ふものを、どういふふうにして受入
れられることができるのか、これにつ
いては全然委員會の間に於いても一つ
も報告がなかつたのであります。而し
て我が委員會を通じて感じたところ
は、多くの欠員が隠されておるのでは
ないか。そして多くの冗務が依然とし
て続けられるのではないか。これは警
察關係においてもさういふことは言え
ます。警察官が非常に増大しておるこ
から、それに伴つて警察關係で非常に
繁雜な／＼な關係が起つておるの
ではないか。この点につきまして非常
に我々が目を引きますのは、最近の五月

二十二日に、日本タイムズがその社説
を以て、農林省の畜産局といふものが
殆んどその過半の力を競馬のために割
いておる、競馬部といふものを持つて
おる、そしてこの競馬部に對して、政
治的腐敗の根源を國民の税金によつて
養つておるといふことを痛撃しておる
のであります。が、今後の行政整理にお
いては依然としてその競馬部は存続し
て、そして農林省としてやらなければ
ならない、或いは畜産局としてやら
なければならぬ他の面を少しも考慮
いたしてない、或いは逆に農地改革
をやるべき農地部をなくしてしまふ。
農業協同組合の世話をしなければなら
ない農業協同組合部といふものを削つ
てしまふ。競馬部のような政治的腐
敗の原因となるようなものを存置し
て置いて、國民が希望しておるよう
なものを削つて行く、こゝういふ端的
な表現を示しておるのであります。
そして、さつき衆議員も指摘せら
れましたように、今度の定員法及び
行政整理において、我々が何度繰返
して政府は行政事務の質と量とを
どういふふう把握しておるか、如何
なる性質の行政事務がどれだけの量
であるのかといふその資料を政府に何
度も要求いたしましたも、遂に我々はこ
れを手にするのができないのであり
ます。さういふ意味で、今度の定員
法或いは行政整理に何らの合理的、
科学的根拠がないと斷ぜざるを得な
い。尙このことに關係して、今回の定
員法或いは行政整理の關係において、
政府はいずれも同じ政府部内の人
事院、我々が官廳行政の合理化と能率
化のために新らしく法律を以て設置し

たところの人事院といふものの機能を
全然活用していないといふことであり
ます。活用していないどころか、人事
院と政府との間には絶えず衝突或いは
行き違ひを起しておることは皆さんが
すでに御承知の通りであります。例え
ば政府は今度の行政整理を第七十八
條によつて行おうとしておる、第七十
八條によつて行ふならば第八十九條の
いわゆる苦情処理といふものを削るこ
とができない。こゝういふ点において人
事院と政府とは意見が対立しておつた
のであります。さうして、いつの間
に政府は第七十八條によつてやるのだ
といふことを言わなくなつてしまつた
のであります。又人事院はこの整理の
基礎といふものを立てることが合理的
な基礎において立てることができな
い。若しやることすれば、消極的に、第
一に、公平の原則を守らなければなら
ない。第二に、組合活動の理由を以て
首を切るといふことは絶対になすべき
ではない。この程度のことを明らかに
しておるものであります。政府がこの
点についてどう考へてゐるか、はつき
りしないのであります。これが我々が
今回の行政整理或いは定員法といふも
のが何ら行政機構の流線化又は能率化
といふものではないといふ意味で反対
せざるを得ない点であります。

第三の理由は、今度の定員法にお
いて國家公務員法を蹂躪しておるとい
ふことであります。我々は國家公務員法
そのものに對しても反対したものであ
りますが、その國家公務員法を制定し
た政府みずから國家公務員法を守る
誠意がないといふことを現わしてお
ります。これはすでに委員長及び副議長

その他からも十分に説明せられましたので省略いたします。この点で尙強調しなければならぬことは、國家公務員法の或る部分を用いて、或る部分を用いない、こういうことが現在の政府ではなされる危険があるのであります。これは法律をこま切れにすることであつて、法律で自分の都合のいいところはこれを使つて、自分の都合の悪いところは使わない。こういうような法律に對するこま切れ主義、つまり法律に對しても一種の殘虐行爲を加えていゝと言ねばならない。而も御説明があつたように、國家公務員の苦情審議の權利というものは、或いは公共企業体の団体交渉権及び苦情処理権というものは、爭議權に代つて與えられたものであります。でありますから、若しこれを奪へば、これを奪つて、そうしてこの國家公務員なり公共企業体の労働者がその生活を守る唯一の道として、彼らが爭議權の奪還、或いは爭議に訴へることを、むしろ今日の政府は擁護してゐるのではないかといふふうに考えられるのであります。(「そうだと呼ぶ者あり」これが我々の反對の第三の理由であります。

反對の理由の第四は退職金の問題であります。これはすでに各議員から申

されましたので省略いたします。

第五の理由は、失業対策がないといふことであります。失業対策がないといふことについては、特に五月二十四日の世界經濟新聞が「失業対策に本腰を入れろ」といふ表題を以て社説においてこれを指摘しております。最近に至つて失業者の増大は極めて大きな重圧感を與へてゐる。問題の根本は、失業救済対策を何一つやることなしに、政府は定員法の成立を契機として行政整理を行い、又各企業とも合理化の重点を人員の淘汰に置いてゐるためである。若しこのままで放置して置けば、一大社会不安を醸成することは恐らく必至であらう。尙詳細にこの点を指摘しておりますが、これは良心のある人間は、現在の定員法及び行政整理に對して、政府が何らの失業対策なしにこれを國會に提出してゐることを怪しまざるを得ないのであります。

反對の第六の理由は、今回の行政整理或いは定員法というものは、國の經濟を救うとか或いは日本を救うとかいふことではなしに、反對にこれこそ日本の國を滅亡の方に向つて進めて行くのではないか。これは第一には食糧供出の問題であります。この食糧供出

は現在一町村に一人前後の検査官で以てやつてゐる。そして約二千俵の食糧供出の検査をやつてゐる。この結果検査は粗瀆になり、規格が不正確になるので、行政整理によつて國庫負担を減少すると言ひながら、実は國庫が損失を蒙り、他面において代金の支拂が遅れる結果、ついでこの米が闇に流れる傾向がある。この点において大衆の食糧費の負担が増大する。第二は、今の交通の問題であります。國鉄の人員が多過ぎるということをしぼり、政府は言つておられます。實際において職前三十萬、現在六十萬と言はれてゐるのです。この中で十八萬は特殊の事情において置かれてゐる者である。いわゆる日本が占領下に置かれてゐる關係等によつて置かれてゐる者である。そうして現在職前三十萬に對しては四十二萬であります。これに對して實際國鉄が果してゐるところの事は、貨物において職前の一三〇%、人員の輸送においては職前の三・五倍、これを兩方併せて二五〇%の能率を上げてゐるのであります。でありますから、三十萬に對して四十二萬の人員で以て實は二五〇%の能率を上げてゐる。而もこれを現在整理する結果、すでに本省の業務局長が持つてゐるところの五項目三

十九條というものによつて、國鉄の人員を十二萬整理する結果、どういふことを今後やらないかといふと、これを我々が見ましたときに驚愕を感ぜざるを得ないのであります。或いは急行列車の通過の監視を止めるとか、その他いろいろなきことがありますが、その中でも特に國鉄従業員の中のいわゆる連結手、生命の危険をも伴つてゐる連結手の見習期間といふものを全然なくしてしまつて、採用された翌日から走つてゐる汽車に飛び乗つて連結をやらせる。こういう生命の危険をも感ぜざるやうなことをやらせる。そうして現に昨日静岡において衝突が起るとか、或いはその他日本の國鉄がいゝな点で、施設の老朽等によつて乗客の生命を安全に保持し得ないところに、今のやうないろ／＼の種類の安全を守るための仕事を今後やらないことにしてしまふ。これは先日公聴會に參つて公述人が述べられたことに、或いは政府は何とかして、これをやると言われるかも知れない。國鉄従業員としては、一にも確認、二にも確認、三にも確認といふふうに言つて、ポイントを一つ倒して、それから手ですつて、誰もいない夜中であつても、口でそれを唱えて、そして乗客の安全を保つてゐる

のに、今のやうな六十萬人中十二萬の整理によつて、確認という國鉄の傳統が失われてしまつて、乗客の生命の安全が脅かされるということには、飽くまでも反對せざるを得ないと言われるのであります。

その次に、この亡國である、國を危くするものではないかと特に指摘せざるを得ないのは労働基準の問題であります。これは日本人は長い間いわゆる低賃金労働をやつて來たのであります。低賃金労働といふものが、世界市場においてその商品市場をシャット・アウトされ、そうしていわゆる競争手段に移つたといふことは、皆さんのよく御承知のところであり、極く最近の四月九日の日本タイムズに、司令部のヘブラー君が、日本が労働基準法を定めるやうなことがあるならば、これは世界によつて非難され、國際市場は日本の輸出商品に對してシヤット・アウトをするであらうといふことを警告してゐるのであります。然るに今回の行政整理によつて、如何にも労働基準法は変えられないのであります。労働基準は前進する代りに後退するのであります。これは法を変えたか変えないかといふことを世界が見るのではなくて、世界は日本の労働基

漸が高まる代りに低まつたということを見るならば、今ヘラー君が警告されておるような、日本の輸出商品に対して國際市場でシャット・アウトされるという危険が完全にあるのであります。こゝういふ事実を眼前に置きながら、どうして日本の經濟が繁榮し、失業者を吸収するといふような出仕せなことが現政府の口を通じて言われることができるのでしょうか。こゝういふ

うに見て参りますと、この今回の定員法、行政整理は、要するに正当に働こうとする人たちが、或いは婦人や小兒といふものが虐待されないように守らなければならぬ婦人少年局といふものを、僅かに百五十人によつて全國の婦人や小兒が虐待されるのを防ぐといふことは、言うべくして行われないことです。即ち正直に働いて正当な生活ができるという望みを絶つて、その人が或いは悪事をやり、犯罪に走つた場合に、これを捕える方の法務廳關係は九割で全然行政整理をしていない。こゝういふ政治が若しこのまま断行せられるとするならば、國民が正当に働いて何とかして食う、それこそ國を興す途なのであつて、そゝではなくて、正當に働いても食えないのに、悪事を働けばそれを捕えて行くといふのは、私は

國を滅ぼす政治であると言わざるを得ないのであります。

尙この問題については、通信省において現在約四千人の人が結核によつて入院してゐる。注意を要求せられてゐる者が一万二千ある。これが恐らくは今回の行政整理でこの人たちの首を切ろうとするのだと思ふ。この人たちは通信省に入つたときは丈夫な身体であつたのです。そこで働いてゐる間に結核になつたのである。従つてこの人たちが療養することは通信省が責任を持つておることなのですけれども、こゝういふことはしないのみならず、こゝういふ人たちの首にするといふことは、今後いづゆる集團險診を拒絶する人が非常に多くなる。集團險診を受けて結核を発見されたら次に行政整理になるといふことですから、集團險診を受けないうことになる。或いは現在でもこの行政整理に引掛けるのではないかと思つて、血涙を吐きながら職場に出て来る。こゝういふ者を見ることに、行政整理によつて國費を節約するのだと言ひますが、これでは日本國中が結核になつてしまふといふことを恐れなければならぬ。(笑聲)これはお笑ひになるが、實際通信省の保健課長の長谷川君が明らかに言つてお

られるところでありました。(拍手)こゝういふ行政整理、これは私は國內の國民、労働者や、婦人や、小兒を虐待して、そゝして而も國際市場から輸出貿易をシャット・アウトされて、そゝして國民を結核に追い込み、或いは刑務所の中に追い込んで行く。極く少數の人の利益のためにこゝういふことをやつて行く。これは亡國の定員法であり、國を滅ぼすところの行政整理であると断ぜざるを得ないのであります。現に我々が見る毎日の新聞紙を見ても浮浪者が刻々に増大してゐる。昨日東京都の職業安定所において、自由労働者諸君が職を得る希望が達せられる見込みがないので、或いはそこに騒ぎが起つてゐる。こゝういふことは、恐らくこの現内閣が公約を履行することができなかったといふことは、或いは時局を担当する能力がなかつたといふことであるのではないか。そのことが今度の行政整理にも現れてゐるのではないのか。即ち行政整理をせらるべきものはむしろ現内閣ではないかと私は考へるのであります。(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり)若しも民主主義的な政府ができるならば、必ず我々が希望するよゝうな行政整理をなすことができるでしょう。併しこゝに出されてゐるもの

は行政整理でも何でもないのであります。これはむしろ國民に対する殘虐を續けて行おうとするものに過ぎない。これは單に労働階級だけではなく、日本の多くの市民が、日本の官僚主義といふものをどろかして打破して貰ひたいと思つてゐるので、この法案に期待してゐるのですが、実はこの法案は官僚主義を一片だに解決しようとはして

いないのであります。(時間だよ)と呼ぶ者あり)現行政整理が全く欺瞞的なものである以上、我々は賢明なる参議院が本法案を深く否決せられんことを衷心より希うものであります。(拍手) ○副議長(松崎重作君) カニエ邦彦君。 (カニエ邦彦君登壇、拍手) ○カニエ邦彦君 私は只今上程いただきましたところの行政機關職員定員法に對しまして、日本社會黨を代表いたしましたして反對をするものであります。討論に先立ちまして皆様に一言お断わし、且つお願いして置きたい点がございします。後から出ますところの本案の一部修正案を除いて、残り全部に對する修正案があるといふことを十分御了承願ひたいのでございします。それから本案は、我々労働者にとりましては最も重要な問題でございしますの

で、十分に我々の意見を述べさせて頂きたいと思ひております。只今議長から時間の制限を受けてゐるのでございますが、大体は先ず時間制限内にやれるものと思ひてございしますが、多少延びるかも知れませんので、その点は皆さん一つ御了承をお願いいたします。 (了承しないぞ)と呼ぶ者あり)

この法案の狙ひとしてゐるところは、皆さん御承知の通り、戦後の國の役所が非常に多く殖えたといふこと、従つて役人の數が余りにも多過ぎるので、これでは國の世帯がやつて行けないから、一つ二重三重にダブつてゐるよゝうな役所はこの際できるだけ整理をして、そゝして人員も一般會計三割、特別會計二割を減らして、そゝして國の財源を助け、現在の危機を乗り切りと言つてゐるのでございします。これは理窟では非常に至極尤もなように聞えるものではございしますが、事實は全くそゝではないのでございします。法案の第一條に、先程説明されたやうに行政機關とはどういふものを言ひかといふことを規定しておりまして、第二條では、一應各省各廳の定員は何人といふことを、即ち我が國の役人の總數を八十七万一千二百七十九人と規定しており、第三條では各省廳内の人員の總數

が自由にできるというようにことに定められておるのではありません。第四條では、毎月行政管理廳長官……そこにおられる行政管理廳長官の手許に一々報告をするという義務を規定しているのでございます。終戦後我が國の憲法は、労働者、勤労者の基本的人権を守ると共に、自由なストライキが得るように、いわゆる罷業権をも認めているのでございます。ところが公務員法は、國の官吏であるという立場から、一般の労働者や勤労者のように自由にストライキができないように公務員法で定められているのでございます。即ちいわば両手を後手に縛り上げられているような形になっているのでございます。その代りに一つ公務員法の八十九條から九十二條までの規定で、不当に首を切られた者は審査が得るよう、いわゆる訴願権が認められているのでございます。即ちせめて口だけでも一つ……手は括つておるが口だけでも自由に抗弁できるようにしてあるのがあります。この法案の附則の第五項から第十項までの規定は、これら公務員の最後の命の綱とも頼むべき訴願権を取り上げられているのでございます。即ち口で物を言うだけ認められて

いるやつが、その口の中に手拭を捻じ込まれて、そうして何も言えないように、この点でやつておるのでございます。こうなりますと、國家の公務員というものも実に哀れなものでございまして、手足は公務員法で後手に縛られておるし、而も今度の法律では猿ぐつわを口に嵌められている。昔から私は、どんな大悪党でも首を切る前には親切に教師と言いますか、坊さんが出て来て、そうして本人に対して丁寧に納得の行くように話をし、得心させた上で、而もその遺言の一言もしやべらせて、そうして首を切るのであると聞いておるのであります。而もその首を切るときには日本刀の切れ味のよいので、すばりつと切り落す。而も切る前には死骸の片付け方につきましても丁寧にちゃんと準備がしてあると、こう聞いておるのであります。この法律の附則の第十一條では、肝腎の失業対策或いは退職金の問題はこれを政令で定めると言っており、即ち死骸の処置については政府が勝手に自分でお手盛りでやつて行くというふうなことになるのでございまして。このことは政府が首切りの責任を我々國會になすり付けて置いて、その責任を我々に轉

嫁せんとする以外の何物でもないのでございます。こうなると、手足を縛り上げられ、口には猿ぐつわを嵌められ、而も切れないところの銃で首を叩き切つて、死骸は足で蹴つ飛ばして、そうして首を木の上にさらして、そうしてさらし首にするようなものであつて、首を切られる公務員の沢山の人は恨めしうて、とても死んでも死に切れず、冥土へも行けないと思つてあります。(拍手)而もこのむごたらしい首切りをする首切役右衛門は、あすここに鎮座しますところの本多國務大臣でございます。お顔は至つてこの円満さうに見えるのでございまして、腹の中は至つて薄情なものでございまして。(笑聲、拍手)又このような残酷な首切りに賛成をされたところの内閣委員の、民自党の諸君はともかくもいたしまして、中でも縁風会の官僚出身であるところの、ここにおられる鈴木、新谷の両先生のごときは積極的に大賛成をされておるのであります。私はこの縁風会の皆様方が全部が全部かような、えげつない、血も涙もない人ばかりであるとは決して思つておりません。

先ず、今回の二割、三割という基準でございますが、この役所をどれだけ機構を改革することによつて、又どれだけの仕事を減らすことにおきまして、どれだけの人員を整理するという科学的な又合理的な基礎の上に立つてなされるのが当然だと思ひます。政府は一体如何なる基礎によつてかかる基準を出したのか、私たちはこれを数日來お互いに口を酸っぱくして追究しておるのでありますが、これだけ沢山西脇に大臣がおられて、ただの一人として満足な答弁をして頂いた方はございませんのであります。強いて追究されると、それは各省大臣は、政府から無理押しに今度は押し込まれたので止むを得ずやつておると言ひますし、又首切りの総元締である本多國務相に聞けば、それ／＼の主管大臣から御説明をそれは申上げますと言ひ、我々は今日まで頭をその本體を掴むことが実はできずに終つたのでございまして。

要するに、今回の整理の基準の数は何ら科学的根拠によるものではなく、それかと言つて、仕事の量からこれを決めたものでもございませぬ。全くの天下り天引行政整理であつて、我々我々の國民生活を全面的に破壊に導くところの反動政策の一環として行われらるものであつて、而も憲法に規定されておるところの基本的人権を無視して強引に断行されるところの暴力的な首切りのための首切りであつて、我々はいかなる行政整理に對しましては断乎として反對するものであります。(拍手)

さて、我が國の官吏の数は諸外國に比較いたしまして多いと言つておられるのでございまして、実態はどうであるかと言ひますと、アメリカ、イギリス、日本の官吏の数を總人口及び有業人口との比率を最近の資料を以て見ますならば、次のようでございます。即ちアメリカが總人口一億四千四百万人、有業人口が五千七百九十四万七千人、官公吏の数は中央で百九十八万五千八百六十六万八千名、合計で五百六十五万三千人、總人口に對して官吏の数は二・五・四人に一人、有業人口に對しては十二人に一人、イギリスにおいては總人口は四千五百万人、有業人口は千九百九十万三千人、これに對する官吏は中央は百八万一千人、地方は百四十四万二千人、合計二百二十二万三千人、總人口に比して二・〇・二人に一人、有業人口に對しては、八・六・六人に一人となつており、一方我が國におきましては、總人口は七千九百

万人、有業人口は三千六百二十万人、官吏の数は中央で四十七万一千人、地方では百二十一万三千人、合計百六十八万四千一人、総人口に対して四六・八人に一人、有業人口に対して二・五人に一人という数字となつておるのでございます。(鉄道は民営だと呼ぶ者あり)我が國の中央官吏のうち四十七万一千人の中には、鉄道、通信、専賣等の特別会計に属するところの現業百二十万一千五百九人及び公團の職員十二万八千四百九十七人は、以上申述べましたアメリカ、イギリスの對比の上から除外しておるのでございます。アメリカ、イギリスについては各軍隊二百二十万と八十一万を除いたしまして、特別会計と公團とを含めた場合には、総人口に対して二十六人に一人となり、有業人口に対しては十二人に一名以下でございます。只今申上げましたアメリカにおける資料は一九四七年十二月の資料であり、イギリスの場合は一九四七年七月の数字であります。我が國の有業人口は総理院統計局による一九四八年十月の資料でございます。我が國の中央、地方官吏の数はおの／＼二十三年三月一日の数字でございます。かくのごとく数字によりま

しても、アメリカ、イギリスのように行政のやり方がすべて機械化されて、そして組織化されておる國々と比較して見ましても、決して多いとは言えないのでございます。戦後我が國の官吏は急激に増加したことは、我々の認めておるところでございますが、併し現在の我が國の状況よりして、官吏を減らすことにおいて我が國の再建が得るとは考えられないのであります。現在の各官廳並びに現場の実情は、働く者が足りなくて或いは労働強化となり、胸部疾患その他の病氣で倒れる者が増加の一途を辿つておるのでございます。又婦人の労働者におきましても、十分な休暇が與えられておるにも拘わらず休暇を取ることができず、面もこれらの人々は予算の關係でオーバ労働に對する賃金も十分には貰つていない現状でございます。我が國の官吏が戦後増加した原因はいろいろあるのであります。官僚統制の強化、渉外事務の複雑化、民主的改組、現業の諸施設の老朽等によるものであります。官僚統制の強化は、戦後における經濟再編成の過程において政策的に進行なされたものでございまして、經濟安定本部とか或いは勸業廳、或いは

經濟調查廳等はそのため新らしく設けられたものでございます。その他各省廳ともに人員の増加、機構の拡充を招いたのでございます。地方出先機關の増加もこの理由によるものであります。渉外事務の複雑化は占領下におけるところの特殊事情に基づくものであります。政府の政策次第によりましては、その削減は可能と思われるのでございますが、現在のより自主性も亦責任性も失つておるところの現政府の下では、まず／＼渉外事務が殖えるばかりでありまして、戦後において民主的改組が行われた一例として、各種の行政の委員会とか或いは審議會、調査会等の設置並びに調査統計部門の拡充、或いは又各種の社會保險制度に應ずるところの機構の強化新設等、すべてその現われでありまして、戦後における急激なる官吏の増加は、仕事の量が飛躍的に増加したことに裏は原因しておるのでございます。ここに、従来の定員が二割乃至三割削減されるといたしますれば一体どうなるかについて、二三の現場について申上げて見たいと思つております。

先ず郵政電信關係の現場におきましては、事業量は逐年ますます増加をするに反しまして、従業員は必ずしもこれに追いついておるものではございません。例へば保險年金業務におきましては、昭和九年に比ばまして年金契約の件数は四倍以上に達しておるのに対して、人員は三倍にも達せず、而も労働力の構成は、労働の強化と待遇の劣悪から非常に不安定であり、又熟練者は年々減少しておる状態でございます。のみならず職災施設の復興及び保全は極めて不良でありまして、例へば職災局舎の復旧は、郵便局で約半数でございます。電信局で三分の一に過ぎず、加入電話のごときも四〇％が被災し、これの三九％が僅かに漸く復旧したのみという現状でございます。保全について一例を申しますと、郵便袋、いわゆる行囊であります。その使用量は戦前に比ばまして六五％に過ぎません。又電話故障率について見ましても、昭和十二年の八・一％に比して二十二年には二七・四％に達しておる。事業施設が如何に荒れ果てておるかということを物語つておるのでございます。かくて事業量の絶對的增加、施設の能率低下が従業員の上に労働強

化の形となつて蔽いかぶさつており、このために通信事業におけるところの、先程も羽仁さんから話されました通りに、結構罹病率は他産業に比ばまして最もその高率を示し、東京三中央局では療養を要する者が一三％にも達しておるといふのでございます。又曾て昭和五年には二十五都府市の平均の電報の所要時間は僅かに五十七分でありましたが、現在では約七時間を要しておる状態でありまして、従つて通信現業員の労働條件を安定せしめ、そして人員を増加する措置を講ずる以外には、この荒れ果てた現場を救済することは不可能と私は信ずるのでございます。然るに今予算削減のために十人に對しまして一人の割合で整理されるならば、その事業は完全に麻痺し、恐るべき亡國への途を辿るに過ぎないことは明らかであります。更に國鉄において言ふならば、二十三年度の予算定員の六十二万七千五百名を五十万六千七百七名に、約十二万名を整理しようといふのであります。この場合現業は平均一七％に止まるが、管理部門は実に五〇％の整理というところに相成るのでございます。又現

るのは通産省がやつて見たり、その他

数限りない矛盾が、重複が露呈しておるのでございます。かような意味から

いたしましても今回の行政機構の改革は何ら國家の利するところは蚊の涙程

もないのでございます。
然るに今回の行政整理によつて一

とれたけの國家財源が節約されたかと言いますと、先程も大臣から説明があ

人に對する一般會計、特別會計で、本

りますと七十億であります。本年度予

の支出から見ますと、この節約額の比

総支出から見ますと余りにも僅少で
ざいます。これを政府は緊急非常時

破の唯一の手段であると言つておるの
でございしますが、私はかかるような節

は我が國の經濟から見てもどこからでも
實は擲り出せると確信を持つて申上げ

たいのでございます。例えば一例を串上げただけでも、物價應におけるとこ

ろの價格調整補給金の本年度の歳出二千二十二億圓、同じく物價差益金の歳

入二十三年度決定額におきまして二百五十億六千万円、これらの歳出歳入の

合計二千二百七十六億六千万円のこ
いうものの取立て或いは拂い渡しの業
務に従事しておる者は僅かに合計七百
四十五人で、非常に無理な過重労働の
結果、勢い歳出歳入業務の疎漏を來し
ておる現状でございます。これに所要
人員の二百人も配置轉換をいたしまし
て完全な実施をさすことによりまし
て、一割の節減をいたすことは決して
難事なことではございません。このこ
とだけでも二百二十七億円に相成りま
して、今回の行政整理による節減額の
七十億から見ますと約三倍にもなるの
でございます。又現在の予算定員百六
十五万六千九百三十人から、二十四万
八百十一人も現在欠員があるのでご
ざいます。かかる点から見しても、
ここの二年間新規の採用を見合わせ
だけでも、今回の首切り十七万人は、
急がなくても病氣や或いは高齢者等の
退職者で、放つて置いても自然となく
なると思ふのであります。かような点
から見まして、政府は國民の基本的人
権を奪い去り、國家公務員法によつて
保障されておるところの訴願権をも剝
奪し、十七万人の首を切り、その家族の
生活権をも奪い取り、絶望の苦しみ
に追い込んでまで敢えてやらねばなら
ないのか。或いはこれが國家再建の最大

にして唯一の方策であるのでし
か。行政整理によるこころの官吏の首
切りは、單に十七万人の官吏とその家族
の死活問題ではない。資本家はすでに
政府のこの方針に倣ひまして、各経営
者、各産業において続々と首切りを強
行しておるのでございます。これによ
つて恐らく二百万を超える失業者を生
み、七百万に上るこころの家族をこの
インフレのさ中に路頭に放り出すこと
になるのでございます。数百万の同胞
を失業と困窮のどん底に陥れてどこに
經濟の再建があるか。又これを經濟復
興と呼ぶことができるのでございま
す。か。〔拍手〕「そうだ」と呼ぶ者あ
り。政府は行政整理の強行によつて日
本經濟の混乱と國民生活の窮乏を、社
會不安の招來をみずからの手によつて
押し進めんとしておるのでございま
す。吉田内閣は勤勞大衆の首に刃を擬
しておるのでございます。首を切られ
た幾十万のこの官吏の人たち、それに
続いて街頭に投げ出された数百万の勞
働者は、果して黙つてこの暴力的な賊
首を堪え忍ぶでありまするか。勤勞
大衆の生きがための闘いは必ずや廣
汎に展開され、その波はやがて怒濤と
化して、吉田反動内閣と、それが代弁
する資本主義そのものをやがて呑み

盡す日が遠からず來るであらうと私は
思ふのであります。〔拍手〕私は特に生
活を奪われ、生命の脅威にさらされて
おる全労働者、勤勞者を代表し、同僚
議員諸君の良心と良識に訴えて、本法
案を否決されんことを切望いたしまし
て、本法案に反対するものでございま
す。〔拍手〕
○副議長（松嶋喜作君） 中西功君。
〔中西功君登壇、拍手〕
○中西功君 傍聴席の方々が遙か
に眞剣なように見えるこの議場におい
て、私は氣を腐らすことなく、我々日本
共産黨の、この定員法に対する反対意
見をここに述べんとするものでありま
す。この定員法は單なる官吏の首切り
法案ではない。これこそ日本民族の運
命に関する問題であります。この定員
法こそは日本を植民地化し、日本經濟
を破壊し、日本を退歩させ、労働者農
民を絶望の苦しみ突き落せようとする
一切の反動政策を強行しようとするた
めの新しい官僚機構を作らんとする
ものであります。〔見解の相違〕と呼
ぶ者あり。これは未曾有の惡法であ
り、我が日本共産黨は斷乎としてこれ
に反対するものであります。私は先ず
政府がこの行政整理を強行しようとし
る理由や或いは宣傳が全く嘘であるこ

とを強く指摘せねばならないと思ふ。
即ち民自党は第三回選舉におきまして
は、選舉必勝虎の巻というものを發行
いたしまして、廣く全國に遊説をいた
しました。その虎の巻には、國民がこ
のように税金地獄で困つておるのは、
一に官吏が多いからである、この税金
地獄からの脱出の途は、行政整理によ
つて官吏の首を切ることであると大々
的に宣傳したのであります。ここに
おられる議員諸君にも、必ずや覚えがあ
ると思ふのであります。更にこの定員
法を作成するに當つては、民自党の政
府は、財政を健全化し、行政能率を作
振し、官僚主義を排除し、かくして日本
經濟を安定させることがこの法案の目
的であると言つております。併しこれ
はすでに赤兒でも騙し得ない余りにも
馬鹿らしい口実のための口実でありま
す。

第一に、すでに幾多の委員、議員に
よつてここで指摘されましたごとく、
この十八万に近い人を切ることによつ
て浮く財政上の節約は、僅かに〇・
二%か、或いは一般會計だけ見まし
ても、即ち税金に對比して〇・
六%、これに過ぎないのであります。
私はここで、はつきりと、このように
官吏の首を切るような吉田内閣こそが
重税によつて國民の首を切るものであ
るということ、はつきり申すべきで
あると思ふのであります。更に官僚主
義の排除や或いは行政能率の向上等々
の言葉も、同様にこれは全く虚構であ
ります。そうではなくて、反対にこの
定員法こそは最も愚癡な新しい官僚
機構を確立しようとしておるのであり
ます。
そこで私は、次にこの定員法によつ
てどんなことが起るのか、又政府の本
当の狙いはどこにあるのかということ
を具体的に述べて、我々の反対の論点
を明白にいたしたいと思ふのでありま
す。
第一は、この定員法、或いはこれと
関連しておるところの各省設置法案、
そういうものが実は國家企業を崩壊に
導くものであります。この点でありま
す。これについては私は沢山述べませ
ん。二、三の例を直接ここで申し上げ
たいと思ふのであります。即ち若しこれ
が強行されるならば、日本の現在の國
家企業や或いは經營は完全に行き詰
るであらうという点なのであります。山
梨縣の大月電話局では七台の電話交換
合があるが、必要人員が十九名である
のに、實際人員は九名でしかない。而
もこの状態において、首を切らうと

しておるのであります。大阪の通信局では貯金事業は未だ二年前の仕事をやっております。更にこの貯金関係にも大錯が揮われようとしておるのであります。而も超過勤務でやらせようといひまして、すでに諸君も御存じのごとく、今年度の予算においては超過勤務手当は殆んどないのであります。一体どうしてこの運行をやらうとするのか。これが鉄道においては更に甚だしいのであります。すでに國鉄については幾多のことが述べられておりますので私は述べませんが、端的に言いますれば、國鉄では現在でも八万人の人が、即ち八万人分が超過勤務をしておる勘定になっておる。或る場合においては現在首を切られたことになつておる人が臨時人夫となつて働いておるといふ現状がある。而も超過勤務手当は殆んど出されてない。過剰労働のために病人が二倍にも殖えておる。運輸事故は今日五倍以上も殖えておる。而も一億四千万トンという新らしい飛躍的な課題が國鉄に與えられておる。こういう状態で十二万人を首切つたならば一体どうなるか。もうすでによく知られておることではありますが、大阪駅は八十七センチも沈下しておりながら放置され、貨物関係の各駅は沈下して、

貨車レールは洪水に浸されておるといふ現状であります。その他沢山のことがあります。併し私はここにも書いてありますけれども、ここでは述べません。とにかく、この國鉄の運営が實際に甚だしい危険に遭遇することは極めて明白である。現に東海道線では昨日大きな事故が起つておる。山陽線でも起つておるうちに、最近五ヶ所殆んど同時に起つておる。このようにことに對して、この参議院の委員会に証人と對して、自分たちがこの案を、當局に對して來た國鉄労働組合の鈴木市藏氏は、自分たちがこの案を、當局に對してこれでやれますかと言つても當局自身確答を與えない。一体誰がこの責任を負つて呉れるのか。自分たちは死力を盡しておるが、自分達は責任が持てない。鉄道當局自身が責任を持たないと言つておる。一体どこに持つて行つて、誰が責任を負つて呉れるのか。汽車が轉覆して沢山の人が死ぬ。この責任を一体誰が負うのか。私はこの責任こそこの國會が負うべきであると思つてあります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)これに賛成した議員諸君が負うべきであると思つてあります。(「その通り」と呼ぶ者あり)我々はこのような危険に國民をさらすわけには行かない。従つて我々はこの法案に斷乎として反

對いたし、又今まで反對して來たのであります。更にもう一つ述べますれば、氣象台におきましても同様のことが起るのであります。諸種の關係からこの氣象台では三割近い整理が余儀なくされております。若しこれが進行されたならば、實際には単に天引きでは済まされなくて、各地の観測所は閉鎖されるより外ないのであります。そういったしましたら、この打撃を蒙るものは何であるか。これは日本の漁業であり、日本の農業であります。漁業の振興或いは農業の振興といふことを口に易々と言ふ人はありますが、併しこの法案に賛成して安易に漁業の振興などといふことは斷じて言えないのであります。かくてこの定員法は、日本經濟をいつ故障が起るか分らない汽車に乗せ、電報もろくに届かず、天候も予知できない全くの暗闇の途を進ませることになるのであります。私たちはこの定員法の実体こそ、このやうなものであるといふことをはつきり知らねばならぬと思つてあります。

第二に國有企業がこのやうな破壊だけでなく、實は日本の經濟行政全体を破壊するものであります。この度の人員整理案を見ますならば、文部省、法務廳は九九%残つておることになつておる。総理府は九〇%残されておる。これに對して農林省はどうか。農林省は八〇%、通産省は八〇%、建設省は七六%、労働省に至つては七二%に切下げられておるのであります。(「間違つておるぞ」と呼ぶ者あり)而もこの各省の内部においても甚だしく均衡を失しておる。農林省のうち食糧管理事務や林野局事務等は、全く事務が不可能になる程、甚だしい打撃を受けます。これは商工省においても同じであります。中小企業廳のごときは半減に近い状態になつております。同時に又資本家の私利私慾を見張るやうな部門、本當に日本の經濟建設を助長する部門は極度に削減されておる。特にこの点について注目し値いするのは、調査統計事務並びに科學技術部門、このやうな部門が容赦なく削られております。私はこのことは、民自党の政府が計画的の經濟建設に無能であることをよく示しておるだけではなく、惡辣なる彼らは、この計画的な建設の基礎を破壊しようとすることをよく示されておるのであります。これがこの定員法が日本の經濟建設に與える現状態でありまして、このやうな状態でどうして日本の建設ができるでしょうか。我々はこの定員法に賛成される人々は、今後日本

の復興とか建設とかいふ言葉を使わないうようにして頂きたいと思つてあります。私はその人には新日本の建設に對して一言の發言權もないといふことをはつきりと斷ずるものであります。(「偉いぞ」と呼ぶ者あり)

第三に、これは我々國民生活への非常に大きな脅威であります。今回の整理案を見れば分りますやうに、厚生省、労働省は特に甚だしく切られておる。即ち多少でも我々國民生活に役立つていたものは容赦なく切られて行くのであります。これについては労働基準局或いはその他、厚生省の各部を見れば分ります。これは時間の都合もありまして、これは會略したいと思つておる。とにかく、このやうなことは、民自党が予算面において教育費や或いは公共事業費や病院費等を殆んど切つてしまつたと機を一にするものでありまして、定員法自体は、先に申しましたやうに決して單なる官吏の首切りではなく、我々の國民生活全般に對して極めて由々しき影響を持つておるといふことを、ここにはつきり示しておるのであります。

第四は地方行政に對しても甚大な打撃を與えます。詳しく述べる必要はないと思つて省略いたしますが、

現に出先機關を地方行政に移譲したり、道には地方の配付金を大量に削減したりして、地方にどん／＼國務が移譲されている。而も地方財政は枯渇している。こういう關係において、定員法が通つて行くなれば、これに倣つて地方でも又大きな行政整理が行われることは必然であります。それがそういうふうに行われていたならば、地方行政自身も全く崩壊して行くことは極めて明白なのであります。

第五に、この法案は私的独占資本の經濟力を強化しようとすることを直接の目的としているのであります。民自党が長い間自由經濟と称して、國有企業を解体したり、國家統制を私的独占資本の手に握るために、國鉄を公社化し、公團を改組したり、中小企業を無慈悲に壊して來た。実はこのようなことを促進するために、わざと旧來の國家統制事務を混亂させ、この面からも私的資本の跋扈を助長しようとしているのであります。これは民自党が税金地獄を逃れるために行政整理をやるのだと宣傳して來たのを顧みましますとき、この宣傳が如何に惡辣であり、敵は本能寺に別にあつたかということが極めて明白であります。我々は國民の犠牲において、みずからの支配を築か

んとするこの法案の立案者たちの惡辣な意圖に對しては、斷乎として反對するのであります。(「そうだ／＼」と呼ぶ者あり)

第六に、この定員法は買弁的な奴隸的な新しい官僚機構を作らんとするのであります。この官僚機構については、一方には公務員法というものがあつて、これによつて全官公労働組合に入つて、この労働者、従業員の自主的な活動を完全に禁止している。更に又一方には、昨日通過しましたところの國立大學設置法案、あのような愚民政策によつて木偶の坊のような官僚を作らんとしている。更に政府並びに民自党は、この行政整理が飽くまでも官廳行政の簡素化にあるがごとく宣傳しておりますが、事實は一方においてそのように公務員に對し非常ないろいろの壓力を加え、ここにおける良心を持つた人々を追ひ出しつゝあります。他方では屋上屋を架するがごとく幾多の機構を作つて、上級官僚のみずからの手に買収しようとしているのであります。これを一番明白に現わしておりますのは、國家警察が四万七千人になつて、更に又九百二十八人しかいないところの宮内府において九人の特別職を置くことが許さ

れている。どの官廳においてもこの特別職はそう多くはないのであります。一人か二人のものであります。だが九百人そこ／＼しかいないところの宮内府において九人の特別職というものが許されている。更にもつと特權的なのは、この度の各省設置法案には無数に審議會、顧問會議、いろいろのものが……まだ参議院で議了しないところの參政官法案というもので、幾層山見たやうな、そのものが(笑聲)とにかく無数にある。運輸省だけでも二十九ある。一体これは何であるか。これが簡素化かどうか。(拍手)これこそは大きな大資本家が直接に官廳に來て、そうしていろいろのことをして、實際に全國國家機構を彼たちのために自由自在に驅使するところのこの取引場所であります。このようにして、一方では良心的な官僚を抑え首切りながら、一方ではこのやうなものを目茶苦茶に作つて、一体何の簡素化であるか。而もこのやうな審議會或いは奴隸的なこの官僚機構は、直接にいろいろの線を使つて外資と結び付けておる。このやうなところに新らしくでき上るところの官僚機構は、はつきりと独占資本のために奴隸のようになり、更に又買弁的なと言いますか、賣

國的と言いますか、そのやうなことをするところの官僚機構にならざるを得ない。ここに我々がこの定員法に對して、なぜ眞剣に反對しなければならぬかの非常に重大な点があるのであります。更にこの官僚機構の問題について言いますれば、このやうな機構ができるということは一体どういふことか。これは國民や國會を全く無視して、金融資本家、或いはそのやうな大きな資本家共が官僚と一緒にやつて國家の最高の政策を決定してしまふ。國會なんか單なる附屬に過ぎない。このやうにして定員法が作られ、各省設置法が作られ、公務員法が實現されていくのです。實際に憲法は無視されていく。日本の民主主義は死んで行くのであります。我々はこのような法案に賛成する議員が若しあつたとしたならば、その人自身みずから愚弄しているものと言いたいのであります。

第七、最後に我々は、この法案が公務員を無視しておる。即ち指摘されましたごとく、訴願権を抹殺しておるか、或いは何らの失業対策が考えられていないやうな無責任なものであるとか、退職金さえ未だに決定し得ないでいること、このやうなことに対して

も幾多述べなければならぬと思ひます。が併しこのやうなことは、すべて政府の理不盡な無責任な態度を最もよく示しているものであります。而もこのことは、政府がこれ程の重大法案を會期余すところ四、五日に切迫したときの國會に提出し、我々に十分な審議の期間も與えず、どさくさに紛れて強行通過を圖つた、このずるい態度と全く撥を一にするのであります。このやうな政府の無誠意な態度、強引な態度が、今回の参議院の混亂を招いた根本原因であります。以上により、この法案の由々しい奴隸性は極めて明白であります。この法案に對して沢山の國民が猛烈に反對していることは當然であります。これは労働者階級にとつては正に死ぬか生きるかの問題である。労働者の誰一人として賛成する者はないのは當然であります。故にすべての労働組合は、早くからこれに對して猛烈と反對し、國會に對しても何回かのデモ或いは陳情を行なつておるのであります。かくのごとく労働者を初めとする日本の勤勞大衆がこの法案に對して反對しているのは、このこと自身が如何にこの法案が惡法であるか、破壊的な法案であるかということを示しているだけでなく、労働者を中心とする

も幾多述べなければならぬと思ひます。が併しこのやうなことは、すべて政府の理不盡な無責任な態度を最もよく示しているものであります。而もこのことは、政府がこれ程の重大法案を會期余すところ四、五日に切迫したときの國會に提出し、我々に十分な審議の期間も與えず、どさくさに紛れて強行通過を圖つた、このずるい態度と全く撥を一にするのであります。このやうな政府の無誠意な態度、強引な態度が、今回の参議院の混亂を招いた根本原因であります。以上により、この法案の由々しい奴隸性は極めて明白であります。この法案に對して沢山の國民が猛烈に反對していることは當然であります。これは労働者階級にとつては正に死ぬか生きるかの問題である。労働者の誰一人として賛成する者はないのは當然であります。故にすべての労働組合は、早くからこれに對して猛烈と反對し、國會に對しても何回かのデモ或いは陳情を行なつておるのであります。かくのごとく労働者を初めとする日本の勤勞大衆がこの法案に對して反對しているのは、このこと自身が如何にこの法案が惡法であるか、破壊的な法案であるかということを示しているだけでなく、労働者を中心とする

も幾多述べなければならぬと思ひます。が併しこのやうなことは、すべて政府の理不盡な無責任な態度を最もよく示しているものであります。而もこのことは、政府がこれ程の重大法案を會期余すところ四、五日に切迫したときの國會に提出し、我々に十分な審議の期間も與えず、どさくさに紛れて強行通過を圖つた、このずるい態度と全く撥を一にするのであります。このやうな政府の無誠意な態度、強引な態度が、今回の参議院の混亂を招いた根本原因であります。以上により、この法案の由々しい奴隸性は極めて明白であります。この法案に對して沢山の國民が猛烈に反對していることは當然であります。これは労働者階級にとつては正に死ぬか生きるかの問題である。労働者の誰一人として賛成する者はないのは當然であります。故にすべての労働組合は、早くからこれに對して猛烈と反對し、國會に對しても何回かのデモ或いは陳情を行なつておるのであります。かくのごとく労働者を初めとする日本の勤勞大衆がこの法案に對して反對しているのは、このこと自身が如何にこの法案が惡法であるか、破壊的な法案であるかということを示しているだけでなく、労働者を中心とする

も幾多述べなければならぬと思ひます。が併しこのやうなことは、すべて政府の理不盡な無責任な態度を最もよく示しているものであります。而もこのことは、政府がこれ程の重大法案を會期余すところ四、五日に切迫したときの國會に提出し、我々に十分な審議の期間も與えず、どさくさに紛れて強行通過を圖つた、このずるい態度と全く撥を一にするのであります。このやうな政府の無誠意な態度、強引な態度が、今回の参議院の混亂を招いた根本原因であります。以上により、この法案の由々しい奴隸性は極めて明白であります。この法案に對して沢山の國民が猛烈に反對していることは當然であります。これは労働者階級にとつては正に死ぬか生きるかの問題である。労働者の誰一人として賛成する者はないのは當然であります。故にすべての労働組合は、早くからこれに對して猛烈と反對し、國會に對しても何回かのデモ或いは陳情を行なつておるのであります。かくのごとく労働者を初めとする日本の勤勞大衆がこの法案に對して反對しているのは、このこと自身が如何にこの法案が惡法であるか、破壊的な法案であるかということを示しているだけでなく、労働者を中心とする

も幾多述べなければならぬと思ひます。が併しこのやうなことは、すべて政府の理不盡な無責任な態度を最もよく示しているものであります。而もこのことは、政府がこれ程の重大法案を會期余すところ四、五日に切迫したときの國會に提出し、我々に十分な審議の期間も與えず、どさくさに紛れて強行通過を圖つた、このずるい態度と全く撥を一にするのであります。このやうな政府の無誠意な態度、強引な態度が、今回の参議院の混亂を招いた根本原因であります。以上により、この法案の由々しい奴隸性は極めて明白であります。この法案に對して沢山の國民が猛烈に反對していることは當然であります。これは労働者階級にとつては正に死ぬか生きるかの問題である。労働者の誰一人として賛成する者はないのは當然であります。故にすべての労働組合は、早くからこれに對して猛烈と反對し、國會に對しても何回かのデモ或いは陳情を行なつておるのであります。かくのごとく労働者を初めとする日本の勤勞大衆がこの法案に對して反對しているのは、このこと自身が如何にこの法案が惡法であるか、破壊的な法案であるかということを示しているだけでなく、労働者を中心とする

勤労大衆人民こそ、眞にこのような日本民族を破壊させる法案を葬り去る力を持つておるといふことを示してあるのであります。(拍手)眞に日本民族を更生せしめるために労働者階級が如何に大きな力を持つておるかというところをも示しておるのであります。我々も亦この議院内において、この悪法の阻止のため、通過阻止のため、全力を盡して闘つておる。如何に偽装的な輿論が振り撒かれようと、二十三日夜のこの國會の議事は必ずや全日本のすみずみまで響き渡り、それは多くの國民の奮起の烽火となるであろうことを我々は確信するのであります。私が今この反対演説に立ち上るとき、秋田の國鉄労働組合から次のような電報を受け取りました。「國鉄を破壊する定員法反対、貴下の御健闘を祈る、秋田電務区」と書いてあります。若し不幸にしてこの法案が通過するならば、二百数十万の全官公労組の労働者諸君は直接にこの悪法に当面するのであるが、その時こそこの人々は、全國民にこの悪法が如何に悪いかを行動を以て勇敢に示すであろうといふことを我々は確信しております。この悪法反対の闘争は、我が民族を独立に導き民主主義を守るための光榮ある日本國民の闘

争の重大な一環であります。日本共産党は、これらの破壊的な法案に対し、更にこれを強行しようとする吉田反動内閣に対して更に勇を鼓して闘うことを、ここにはつきりと宣言するのであります。終り。(拍手)

○副議長(松嶋善作君) 木下源吉君。

〔木下源吉君登壇、拍手〕

○木下源吉君 私はこの法案が衆議院に上程せられて以来、我が党は挙げてこの法案の通過を阻止し、何とかしてこの法案を葬り去り、そのために私共は全力を挙げて闘つて参つたのであります。

〔副議長退席、議長着席〕

凡そ私の「反対討論」が終りますならば、この法案が或いは通過するのではないかという、こういう場面に直面いたしまして、私はこの機会に心から参議院の同僚諸君の良識に訴えても、この法案を阻止したい。かように考えて只今この壇上に立つたのであります。すでに反対者諸君の討論におきまして、皆さんは十分この法案の内容並びに性格等は究められたと思つておりますけれども、私は更になぜこの法案に我々は強く反対しなければならぬかというところについて、聊か申し上げたいと思つてあります。

第一に、この法案はそれ自体ファッショ的である。又この法案は私共から見ますならば、何でもない、單なる首切り法案である。かように私共は信ずるものであります。なぜファッショ的であるか。言うまでもなく先程來の演説でお分りのように、この法案は我が今賛成すべき何らの根拠が政府によつて示されておられません。政府を信ぜよ。退職金の問題については後から……或いは又いろいろの資料につきましても我々は明確にすることはできない。委員長長の報告にもありましたように、整理人員すらもその人員が明確ではない。一切を挙げて政府に信頼せよと言われているのであります。曾て我々は東條内閣時代に、恐らくこのように信頼せよの一点張りであり、國會がこれに盲従したのではなかつたか。私共はどうしてもかかる政府の態度に盲従することはできません。すでに政府はこの法案の提出に際しては政治的な一つの意圖を持つて出されていること、

は考えます。私共先程來の懲罰事犯におきまして、本院の權威を高めるために必要な数々のことを知つておりますが、今や我が参議院は、自分みずからの使命を達成し、その權威を高めるためにこそ、かかる内容の根拠薄弱なる、而も政党的政治的意圖を以て通過を強行せんとするものに對し、私共は本當に今こそ考え直さなければならぬと信するのであります。

基準を定めて勧告したといふことを諸君お聞きになつたのであります。私はこの一点が今回の行政整理が無理であり、政治的問題としてこれを探り上げ強行せんとするところに極めて不自然がある。この基準というものが示されない限りにおいて、今回の行政整理は不可能であります。若しもこれを強行せんとするならば、首切る者の主観で、独断で、首切る者の欲するままに、少數の権力者によつて多數の公務員が人権を蹂躪せられる結果になるといふことは火を見るより明らかであります。かかるといふ意味において私はこの法案の内容がファッショ的であると断ずるものであります。先ず、私は本法案に對する基本的態度といたしまして、憲法を無視し、又はその疑義あるものを、参議院の任務とし参議院の性格として、どうしてもこれは阻止しなければならぬし、賢明なる同僚諸君の良識に改めて私は訴えなければならぬと固く信じているものでござい

ます。次に、然らば本法案の政治的の面を見て見ましよう。政府はこれからやることを信用せよと、かように申され、おられますが、この法案に關する限りや、今日まで我々が信用し得るような

性格をはつきり示すことが出来ぬと私は考えます。私共先程來の懲罰事犯におきまして、本院の權威を高めるために必要な数々のことを知つておりますが、今や我が参議院は、自分みずからの使命を達成し、その權威を高めるためにこそ、かかる内容の根拠薄弱なる、而も政党的政治的意圖を以て通過を強行せんとするものに對し、私共は本當に今こそ考え直さなければならぬと信するのであります。

態度を實際に示しているでありまじうか。すでに申されたごとく、行政整理は國家の節約であると言えまじう。そしてその人員は曾て示されたごとくであります。然るに現在において、正確ではありまじけれども、約十七万人というところに段々減少して参つたのであります。而もその理由は、先程この壇上から國務大臣の答弁をお聞きになつたごとく、實情に則して、實態に應じてこのように減少して來たのだと言つてゐるのであります。果して然らば、政府は余すところなく、行政機構の末端まで、この實態を眞剣に、民主的に、科學的に把握したでありまじうか。これが行われておらないところに現在世論がごう／＼としてゐるのであります。私はかかる意味において、現政府の政治的な性格を信用できない。かように斷言せざるを得ないのであります。このような意圖を以て出されてゐるこの法案には、政府は本當に慎重にかかる重要な法案に對して準備をせられたでありまじうか。先程も申されるように、アメリカにおけるところの行政整理は、元大統領のフーヴァー氏を委員長といたしまして、而も長い期間多數の人が巨額の經費を使つて、これが行政整理の諸

問題を研究し調査いたしました。そして本年二月七日に米國會にこれが報告になつてゐるのであります。これらの目的は、各行政機關は各局別に一々檢討され、権限の重複は如何にして正されるか、どこに經費の節約の余地があるか、どうすれば能率が向上されるか等々について具體的に示されてゐるのであります。然らば我が國の今回の行政整理に關しまして政府は如何なる態度をとりましたか。御案内の通り行政機構刷新審議會に答申を求めて、審議會が答申しておるのであります。が、極めて難解なものであり、而も極めて簡單なものではありません。けれども、この答申の中にあります重要な諸点について、政府はこれについて考慮を拂つたでありまじうか。私は今日までの政府の答申において、これらの答申さえも無視されておると考えられる点が沢山あります。例えば失業対策においては、退職者に対しては建設的労働への意欲を振起せしめると共に、公共的建設事業等にこれを吸収するよう適切に措置すること、又は退職者の自立的更生に資するため特別の融資の方法を講ずること、失業保険制度の改善及び生活保護法による扶助額の引上げ等の措置により、退職者の最低

限度の生活を保障する方法を講ずること等の諸点を挙げておりますが、最後にこゝういふ一項があります。整理對象の決定の基準等につき内閣は人事院と密接な連絡を図ること、これが行われておりません。尙その末尾には、特に連合國最高司令部の理解と協力を得ることを絶対の要件とすると書いてあります。先程國務大臣の答弁におきまして退職金の問題はお聞きになつた通りであります。まだ關係筋の了解は得られておらない。この退職金問題、行政整理問題に最も重大な要素をなすところの退職金問題に對して了解を得ておられない。このように、審議會が答申しておる中にも特にこの点を強調しておるのであります。未だ關係方面の協力を十分に得ておらないと私は考えられるのであります。

かかる今回の行政整理は、然らばその仕事の面で政府は政治的に或いは財政的にやらなければならぬと言います。が、仕事の面でどうであるか。勿論この点は政府は考慮しておるやうなことを言つておりますが、私共はさうに感じておりません。例えて言うならば、國鉄の場合をとつて見ましても、日本通運から小荷物、手荷物のこれらの事業を國鉄に取上げること、通運

は：早川君はそこにおられますが、この小荷物、手荷物には現在まで三万人の従業員を使つております。一方國鉄においては現従業員を九万八千人切るのは、極めて下の極めて重要なさういふ人々を切るものであります。尙その外に三万人の仕事が殖えるのであります。諸君は官吏の態度、官吏の職務の状況を、或いは國鉄職員の状態を遊んでおるとはお考えになりますまいか。暇だとお考えになつておりましたか。只今申上げた事例一つでも、この三万人分は否應なしに仕事が増えるのであります。この一点を見ましても、本當に政府は我が國の再建のために、財政のための節約はそれはよろしいが、一方に政府の事業、行政事務を完全に行うといふことを考へて、或いは實際面から汲み取つて、かかる行政整理を行おうとしておるのであるかどうか。この点は賢明なる諸君はすでに御了承だと思つております。私共すでに今國會において二十四年度の予算はこの議場において決いたしました。予算は法律案であります。そしてその予算にはすでに政府の意圖するところのこの行政整理の内容が組まれておるのである。政府が眞にみずからの責任において、我が國のために、國民のためにやろうとするならば、あの予算で十分である。何故に今日我々のもとに、而も予算の定員と交りないやうなこのような法案を我がの前に提出するのでありまじう。私はこれを提出する人は重大な首切りの責任を我が國會に轉嫁しようとする。この点に對して私は政府に對して猛省を促さなければならぬ。そして先程來も退職金の問題が出ておるが、未だ決定しておらないし、これをやる場合には政令を以てこれを定めるとしてある。諸君、この点は承服できますか。私共民主國會においては、今日までみずからの権限拡大のために、或いはみずからの権限縮小に對する防衛のために諸君が闘つておられると確信しております。現政府は、これら公務員は單なる使用人であつて、國民の一人であり我々國民の胴体のどの部分であるかを考へておらない。私はこの点に對しまして、我が参議院においては飽くまでも公平にこの問題は処理されなければならぬ。かように考へます。失業対策の問題等においても政府は何ら誠意を示しておらない。こゝういふ点から考へて見ましても、これら公務員は自分の身体の一部である、こゝういふことを考へたならば、決し

てこのような不親切なことはできない
と思います。万一政府がその声明通り
にやろうとしたとしても、決して我
我國会を満足せしめるものではない。
私共は政府が独断で今回の首切りを行
い、而もその結果を我々国会に責任を
轉嫁しようとするこの態度について
は、私は反対するのみならず、このよ
うな法案はどうしても通過させられな
い。我が日本社会党は行政整理に反対
するものではありません。改めて強く
ここで申し上げます。民主的で、能率的
であること、ただ数の問題だけで
はない。算術のデラス、マイナスの
問題ではない。我々は行政機構の改革
においては、掛けるような、割るよう
な互いに密接不離な協力を以て事務の
能率を挙げなければならないというこ
とを我々は考えております。(簡単に
願います)「分りました」と呼ぶ者あ
り、(笑声)諸君、この法案が政治的の
意図の下に利用されることなく、参議
院の權威を高めるために、どうぞこの
採決に当つては、我が日本の政治をか
くある、民主的な政治であるというこ
とを中外に示すために、何とぞこの法
案に対しては多数諸君の反対せられん
ことを切に希望いたします、私の討
論を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 行政機関職員定
員法案に対し、三好始君より成規の賛
成を得て修正案が提出されました。こ
の際修正案の趣旨説明を求めます。三
好始君。

行政機関職員定員法案に対する修
正案
右の修正案を成規によつて提出す
る。

昭和二十四年五月二十五日

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

賛成者 三好 好

山下 義信 門田 定藏
河野 正夫 和田 博雄
大島 農夫雄 塚本 重藏
小泉 秀吉
参議院議長松平恒雄殿

行政機関職員定員法案の一部を次
のように修正する。

第二條第一項に掲げる表中農林省
の項「二三、三十四人」を「二五、二七
二人」に、「八七、〇〇二人」を「八八、
九六〇人」に改め、合計の項「八七
一、二七九人」を「八七三、二二七人」
に改める。

理由

林野廳管林署勤務職員の定員を
一、九五八人原案より増加させる必
要がある。

「三好始君登壇、拍手」

○三好始君 私は成規の手續をとり、
各会派多数の賛成者を得まして、只今
上程せられております行政機関職員定
員法案の一部修正案を提出いたしまし
たので、その趣旨を御説明申し上げます。

定員法案の内容に対して我々は種々
検討を加えた結果、修正の望ましい部
分が相当多く認められたのであります
が、諸般の情勢により、農林省の林野
廳関係だけ修正案の提出が可能になり

ましたので、ここに修正案の趣旨を申
上げる次第であります。修正案の内容
は、配付されております印刷物の通
り、林野廳の定員を原案より千九百五
十八人増加せんとするものでありま
す。定員法案によりますと、林野廳に
置かれる職員は二万三千三百十四人
となつておるものであります。この算出
に当り、実行機関である管林署は、標
準予算定員の二割減、担当区員は一割
減とされたのであります。ところが現
場官廳としての管林署は、林野の荒廃
が憂慮され、その復旧育成の重要性が
痛感されている今日、國有林野事業の
実行に任ずる重大なる任務を有するこ
とは申上げるまでもありません。加う
るに今回の農林省設置法案において、
民有林の造林及び管林を指導する事務
が明記せられるに至つているのであり
まして、その使命は一段と重くなつて
來ていと言へるのであります。すで
に実施中の本年度予算においては、管
林署はその事務の実情と重要性に基
き、人員は一割減として認められてお
るのであります。修正案はこの二十四
年度予算定員と一致せしめて、人員を
一割減に止めようとするものでありま
す。又管林署の末端機関たる担当区員
は、管林署の管轄区域内の一定の個所

に單獨で分散駐在し、直接國有林の保
護管理に當つていゝるものでありまし
て、特に司法警察権を有し、火災、盜
伐等の予防処理にも従事しているもの
であります。従つて事務の実情から減
員は困難と認められるものであつて、
本年度予算におきましても減員されな
いのでそのままになつていゝるものであ
り、修正案は定員をすでに実施中の本
年度予算に合致せしめんとするもので
あります。以上のごとく、本修正案の
実現により、本年度予算に何らの変更
をも必要としないものであることを特
に指摘いたす次第であります。

林野の荒廢復旧が國家的な課題とな
つていゝる今日、定員法案修正の可能性
を認められた唯一の本修正案が実現い
たしますことは、林野關係者に対し、
その責務の重大性に対する自覚を要請
することとなり、林野事業の遂行に大
いに寄與するものであることを確信い
たすものであります。私は國民生活上
における森林資源の涵養並びに利用の
重要性に対する皆さんの御理解に訴
え、特に治山治水に対する参議院の一
貫した熱心なる主張を賞されることを
要請いたしまして、本修正案に対し御
賛成をお願いいたして止まない次第で
あります。簡單であります、以上を

以て修正案の趣旨説明を続けます。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 三好君の修正案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。宇都宮登喜君。

【宇都宮登喜君登壇、拍手】

○宇都宮登喜君 私は只今三好議員から提出に相成りました林野廳定員法に対する修正案に賛成をいたすものであります。(拍手)

政府提出の原案によりますと、営林署二割、山林の第一線を担当いたします担当区員即ち森林主事を一割削減しようとする機械的な整理案であります。

今回の森林省設置法によつて、営林署は従来の通り國有林の管理經營に当ると共に、今後その職員は民有林の合理的經營に関する指導獎勵の業務をも担任することになったのであります。従いまして、職員二割の削減を実施されることになりましたは、我が國の森林復興は全く可能となり、治山治水等災害予防に大きな支障を來すことは明らかに予想されるところであります。又森林主事は、森林警察吏の職務をも兼ね負わされ、國有林を災害盜難の被害から守り、風水害の天災を防除し、更に進んで木材生産の業務にも当

るものであります。重い責任を負うと共に、その一人の担当面積は平均いたしました約四千町歩、中には一人で二万町歩にも及ぶ者さえあるような次第であります。かように廣大な面積を頂かり過重な業務を有する森林主事を一割も削減することは、全く実情に副わないものと言わねばなりません。

従来民有林の官行造林が余りに廣い面積に對して人員と予算とが甚だしく不足であつたために、その管理が行届かず、極めて成績の悪かつた事例に鑑みましても、このたびの修正案の必要性は十分実証されると思われるのであります。

以上述べましたような極く一部の理由だけを採り上げて見ましても、この修正案の妥當であることは何人にも了解されるところであります。現在年額四千四百萬石の生産量を超えて七千萬石にも及ぶ過伐をしている國有林におきましては、實際の業務に携わる営林署の職員を二割、(元氣がないぞ)と呼ぶ者あり)更に第一線の業務を行う森林主事を一割を減ずることが、実に現実に即した人員配置を全然顧みない乱暴な整理案であつて、むしろ増員を必要とするものと考えらるものであります。この度の修正案でも決して十分ではありませんが、この程度のものならば、すでに認められた予算の範圍内で実施できるものであります。て、森林關係の議員もこの修正を切に望んでおるものであります。私は右申述べました趣旨に基きまして本修正案に賛成の意を表明するものであります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 高橋登喜君。

【高橋登喜君登壇、拍手】

○高橋登喜君 私は本案に賛成する理由を簡単に要領だけ申述べます。

本問題は極めて單純な問題であります。何らむずかしい論議を必要としないのであります。政府が計画した仕事を遂行するためには、この整理案の人ではできないから、何とかこれをしなければならぬというのであります。そこで執行部に聞いて見ますと、とてもこの人間ではできないから何とかして呉れと、政府みずから言つておるのであります。(拍手)それ故に、この結果によりましては、國民、國家に非常な不利益を來すことでもありますから、政党政派を超えて、これだけはみんな修正してやらなければならぬと思ふのであります。今回行われんとしている行政整理は極めて廣範圍に亘つておりますが、行政整理によつて起るであろういろいろな事項に對して、果して十分な研究と準備をしておつたかといふことについて心配をいたしておるのであります。若しその措置を誤まつた場合には、ただに失業者を出すこととなるのみならず、能率の減退を來し、又は全然仕事ができなくなるといふことも考えられるのであります。人員整理をするに當つては、財政の節約を見出すといふことのみでなく、能率並びに生産の増進を來さないようにするといふことが必要であります。ここにおきまして、定員を決定する場合に業務の態様を見ましてなすべきで、これは一割、これは二割とかの天引整理といふことは極めて危険であると思ふのであります。本案提出の理由になつております林野局は、國有林八百万町歩の管理經營に當つておるのであります。整理關係は獨立採算制によつておるのであります。事業の實行員であるところの営林署員を二割、又森林司法警察吏の職務を行う者を一割削減せんとするのでありますが、これは事業遂行が不可能になるのであります。営林署の業務としては、國有林の管理、保護、育成並びに國有林の木材の生産等の事業を行なつておるの

であります。今の人員で火災予防、盗伐の警戒を行つた外に、この頃新聞に出ております通り松喰虫の手防という大きな仕事も又殖えて沸つたのであります。それに要員を更に減らして、このやうな仕事を背負うことができないとなつた場合に、その損失はどういふことになるかと申しますと、私の得た資料によりますれば、火災による被害は二十三年度において六百八十萬石、松喰虫による被害は四百六十萬石、これは年間木材需要量の二割を超えておるのであります。これは並大抵の問題ではありません。これが管理保護に現在的人员でも不足し、職員どころかますます増員をしなければならぬといふ必要に迫つておるのであります。事業の方では今年度は、官行新伐や、森林、立木処分が殖えております。立木処分と言つても、ただ紙の上で処分するのであります。山の立木を根本調査をする。その他いろいろ仕事をやるためには、何か副も責任のある人を使わなければならぬのであります。少いからその頃の臨時雇を得るといふ方法ではできないのであります。こ

ういふやうな意味で、非常にそのやうな仕事を遂行するためには、慣れた技術的な素養のある者を使わなければならぬのであります。今の人員で火災予防、盗伐の警戒を行つた外に、この頃新聞に出ております通り松喰虫の手防という大きな仕事も又殖えて沸つたのであります。それに要員を更に減らして、このやうな仕事を背負うことができないとなつた場合に、その損失はどういふことになるかと申しますと、私の得た資料によりますれば、火災による被害は二十三年度において六百八十萬石、松喰虫による被害は四百六十萬石、これは年間木材需要量の二割を超えておるのであります。これは並大抵の問題ではありません。これが管理保護に現在的人员でも不足し、職員どころかますます増員をしなければならぬといふ必要に迫つておるのであります。事業の方では今年度は、官行新伐や、森林、立木処分が殖えております。立木処分と言つても、ただ紙の上で処分するのであります。山の立木を根本調査をする。その他いろいろ仕事をやるためには、何か副も責任のある人を使わなければならぬのであります。少いからその頃の臨時雇を得るといふ方法ではできないのであります。こ

らないのであります。公的な理由とい
たしましては、今民有林が非常に疲弊
困難しておりまして、又奥の方に入つ
ておりまして、この民有林の保全を保
つためには「簡單々々」と呼ぶ者あり
どうしても政府の生産に俟たなければ
ならない。そこで若しも國の生産がい
わゆる國力で生産する材木が少くなれ
ば、需要の面に非常な影響を受けるの
であります。それに最近の水害の頻発に
鑑み、伐採跡地の植林並びに山林砂防
工事の施行というようなものが必要で
ありまして、ます／＼増員が必要であ
るのであります。「簡單に願います」と
呼ぶ者あり。結論に直ちに入ります
が、とにかくこのような事情で、どう
しても減員ができない。そしてこの整
理に当りましては、例えて申します
と、二人で担ぐ籠を一人にして、それ
で整理の目的が達したというような整
理をしないように希望を申し上げます
て、私の賛成の討論といたします。(拍
手)

○議長(松平恒雄君) 河崎ナツ君。

〔河崎ナツ君登壇、拍手〕

○河崎ナツ君 私は社会党を代表いた
しまして、只今の三好議員の御提案に
なりました議案に賛成を表明するもの
でございます。(拍手)

それは二つの理由からでございます
が、一つは、第一の方は、今の前の議
員の方が大体私と言葉は違いますが、
内容は似たり寄つたところであり
ますから、それは省きまして、私が
是非主張をして、その立場から賛成に
立つたという第二の理由を申し上げます
と思ふのであります。それはこの林野
行政は、それは日本の國民大衆の九割
を占める各地において勤務しておりま
すところの大衆の生活に非常に關係あ
る、世界のどの國よりも大きな關連性
を持つておるので、若しも林野行政が
脅かされまして、日本の國民大衆の日
常生活が脅かされる。大衆の日常生活
を安定する一つの面として、林野
行政の適正に慎重にされなければなら
ぬという面からの、私のこの度の定員
を削ることに反対の修正をお出しにな
りましたそこに賛成したのでございま
す。暫うまでもなく、日本は石炭とガ
ソリンの資源の極めて少ない國でござい
ますが、大衆は日常生活におきまし
て、昨二十三年度も三百二十五万石の
薪と百八十万石の木炭、この二つの
燃料で以ちまして炊事をいたします
し、又唯一の冬の保温燃料といたしま
して、やつと燃え盡いでおるような
有様でございます。若し薪、木炭とい

うものに日本が行詰るとしますなら
ば、大衆の生活は餓え凍える外はない
ことにならないとも決して限らないの
であります。一方には又羊毛、綿花を
持たないところの日本の國民大衆の着
物が、現に一割から七割に及びます
ところのスフ混りのものを着ており
ます。そのために二十三年度におきま
しては、スフ四千ワンド、人絹四千
三百ワンド、このためにバルブ三十
万トンという莫大な木材が使われたの
であります。それでいて尙且つ生れて
来る赤ん坊のおしめの輸入を考えねば
ならぬというような衣料の始末の様子
なのであります。三百年前までは日本
の人民大衆は麻を着ておりました。そ
うして綿花を知りましてから木綿を着
たのであります。今日もはや日本は
バルブを着、木材を着、森林を着てや
つと暮して行くところに立つておる次
第でございます。衣料につきまして、
林野行政の方面を、若しも行政の方向
を誤りますならば、國民大衆は文字
通り裸にならざるを得ないであります
よう。(拍手)更に又九〇%まで木材か
ら成立つておるところの家に住んでお
りますところの日本人の爲めに、
二十三年度は六千八百七十一万トンの
建築木材材料を必要といたしましたの

であります。皆さん、而も尙且つ家
が足りない、という今日の様子でこ
ざいまして、この家の問題と木材、こ
の木材林野行政と國民の住宅の問題、
このことの關連性から見ましても深く
考えなければならぬこととございま
す。衣料と燃料と住宅、これは實に生
活の全面的重要な部面でございます
が、それらを木材へのこの大きな關連
で生活しておりますところの日本の國
は、本當に世界に比類のないものであ
りまして、これは實に日本趣味、日
本的特色というように高揚していた向
きもありましたが、これこそ、日本の
政治、經濟、文化、生活文化のアジヤ
的低きを物語るものであります。(拍
手)それはとにかくといたしまして、
木材を欠いては日本の國民大衆の日常
生活は一刻も支持され得ないというこ
とは事實でございます。而も又精神文
化の面におきまして、大衆を啓蒙し
鎮ましますところの新聞、雜誌、書
籍、教科書等々の一切の印刷文化、出
版文化を担う用紙は、曾ての日本紙か
ら今は九九%まで洋紙で賄われており
ますが、そのために年間十億五千三百
万ポンドの用紙、バルブにしまして十
九万トンの木材を二十三年度は必要と
して來たのであります。先年來の教科

書不足、良書、良雜誌の不足、新聞紙
の縮紙等々は、外にも理由はございま
すが、主として用紙の絶対量の不足、
従つてバルブの不足、木材の不足に基
因していたのでございました。(拍手)
バルブなくして、木材なくしては、日
本の精神文化、出版文化さへ脅かされ
るようなところの關係があるのでござ
います。このように木材と日本大衆の
日常生活は關連がございまして、従
つて適正なる林野行政を大衆は切望し
て止まないものであります。

然るに皆さんどうでしやう、先日
來、日本の經濟資源の實態調査をした
アツカーマン博士は「日本が現在のご
とき森林の育成管理であり、現在のご
とき野放図な消費の仕方である限り、
その山林樹木は三十年にして盡きるで
あらう」という意味の警告をしており
ます。農林省林野局でも、日本が今の
ような需要と伐採であり、管理育成の
第一線に立つ指導員、実行者の手不足
と過勞である限り、五ヶ年にして我が
國有林は丸坊主になると言つており
ます。然らばこの木材問題と日本大
衆の生活安定のために、如何なる政策
を採るべきでありましようか。曾ての
日本の指導者たちは、資源獲得をその
一つの理由とし、植民地への侵略戰に

突入して、一挙にしてその解決をしようとしたものであります。そのためには大衆は、父を、兄を、夫を、息子を、それ／＼の沢山の人々を失ひ、沢山の家は焼かれ、沢山の人は、その營々辛苦の畢生の事業を放棄して帰つて来た。又そのために、日本は世界の信を失墜したのであります。併しこれは平和國家を宣言したこれからの日本の探るべき政策でないことは論を俟ちません。他の一つの方策、それはアツカーマン博士も指示しておりますように、「先ず日本人みづからがその國土において合理的なる消費と、科学的、企画的な造林の育成管理による森林の培養」を先ず対策されなければなりません。山藪に、谷藪に、雨の日も、風の日も、我々黙々として働いておられますところの、営林管理を現にやつております職員の人たちの地味な、絶えざるこの働き、そういう人たちに働いて貰うこと、そこから先ず始めて行くところに、私が新らしく、而も平凡であつて、そうして三好さんの修正に賛成して、そこから出発すべき最初の踏み出す一歩といたしましての強い賛成に結ばれているところでございます。こういうふうにしてこそ、日本の國民大衆の日常生活が木材にしっかりと支えら

れまして安定する日が来るのであります。よう。営林署の關係の人たちのこの尊い実践者の手というものは、多きに過ぎて決して困ることはないのです。以上が私が三好議員の提案に賛成をいたす理由でございます。(拍手)どうか多数の方々が御賛同下さいますように、最後にお願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本修正案の採決をいたします。本修正案の表決は記名投票を以て行います。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反對の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願ひます。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松平恒雄君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔参事投票を計算〕

○議長(松平恒雄君) 投票の結果を御報告いたします。投票総数七百七票、白色票即ち本修正案を可とするもの九十三票、(拍手)青色票即ち本修正案を否とするもの七十七票、よつて本修正案は可決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 九十三名

小川 友三君	宇都宮 登君
江熊 哲翁君	加賀 操君
西郷吉之助君	東浦 庄治君
松井 道夫君	松村眞一郎君
山崎 恒君	飯田精太郎君
伊藤 保平君	岡部 常君
岡本 愛祐君	木下 辰雄君
楠見 義男君	島津 忠彦君
島村 軍次君	下條 康廣君
徳川 宗敬君	藤野 繁雄君
總横眞六郎君	紅澤 みつ君
木内キヤウ君	石川 一徳君
仲子 隆君	境野 清雄君
淺井 一郎君	木村三四郎君
木内 四郎君	鬼丸 義賢君
田中 信儀君	油井賢太郎君
星 一君	小畑 哲夫君
高橋 啓君	小林 勝馬君
内村 清次君	門屋 盛一君

天田 勝正君	金子 洋文君
下條 恭兵君	門田 定蔵君
小泉 秀吉君	山下 義信君
中井 光次君	大野 幸一君
原 虎一君	伊藤 修君
赤松 常子君	岩崎正三郎君
河崎 ナツ君	島 清君
カニエ邦彦君	細川 嘉六君
中野 重治君	中西 功君
岩間 正男君	兼岩 傳一君
鈴木 清一君	千葉 信君
木村睦八郎君	堀 眞琴君
梅津 錦一君	原口忠次郎君
星野 芳樹君	太田 敏兄君
塚本 重蔵君	齋 武雄君
村尾 重雄君	千田 正君
國井 淳一君	藤田 芳雄君
羽仁 五郎君	山田 節男君
渡多野 鼎君	岡田 宗司君
若木 勝蔵君	川上 嘉君
丹羽 五郎君	吉川末次郎君
河野 正夫君	田中 利勝君
三好 始君	米倉 龍也君
佐々木良作君	和田 博雄君
三木 治朗君	木下 源吾君
森下 政一君	青山 正一君
駒井 藤平君	岩男 仁蔵君
鈴木 憲一君	

反對者(青色票)氏名 七十七名

阿竹齊次郎君	井上なつゑ君
岩本 月洲君	小野 哲君
柏木 康治君	河井 彌八君
來馬 琢道君	高良 とみ君
小杉 イ子君	小宮山常吉君
小林米三郎君	新谷寅三郎君
鈴木 直人君	竹下 豐次君
高瀬莊太郎君	高田 寛君
高橋龍太郎君	中川 以良君
早川 慎一君	久松 定武君
坂井 伊介君	藤井 丙午君
村上 義一君	矢野 西雄君
赤木 正雄君	岡元 義人君
植竹 泰彦君	大屋 晋三君
中山 壽彦君	宿谷 榮一君
松嶋 喜作君	遠山 丙市君
小林 英三君	玉屋 喜章君
水久保甚作君	徳川 頼貞君
一松 政二君	田口政五郎君
岡田喜久治君	小野 光洋君
團 伊能君	結城 安次君
寺尾 豊君	大野木秀次郎君
川村 松助君	加藤常太郎君
城 義臣君	淺岡 信夫君
池田宇右衛門君	堀 末治君
西川甚五郎君	大島 定吉君
鈴木 安孝君	黒田 英雄君
平沼彌太郎君	草葉 隆圓君
石坂 豊一君	柴田 政次君

板谷 順助君 今泉 政喜君

松野 喜内君 黒川 武雄君

藤井 新一君 深水 六郎君

平岡 市三君 中川 幸平君

左藤 義詮君 西山 亀七君

橋本萬右衛門君 佐々木鹿藏君

重宗 雄三君 廣瀬與兵衛君

小串 清一君 山田 佐一君

大隅 憲二君 櫻内 辰郎君

稻垣平太郎君

○議長(松平恒雄君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百七十二票、白色票百十四票、青色票五十八票、よつて残り全部は衆議院送付案の通り可決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百十四名

阿竹齋次郎君 井上なつゑ君

岩本 月洲君 宇都宮 登君

江藤 哲翁君 小野 哲君

加賀 操君 柏木 康治君

河井 彌八君 來馬 琢道君

高良 とみ君 小杉 イチ君

小宮山常吉君 小林米三郎君

西郷吉之助君 新谷寅三郎君

鈴木 直人君 竹下 豊次君

高瀬莊太郎君 高田 寛君

高橋龍太郎君 中川 以良君

早川 慎一君 東浦 庄治君

久松 定武君 堀井 伊介君

藤井 丙午君 松井 道夫君

松村眞一郎君 村上 義一君

矢野 西雄君 山崎 恒君

赤木 正雄君 飯田精太郎君

伊藤 保平君 岡部 常君

岡本 愛祐君 岡元 義人君

木下 辰雄君 楠見 義男君

大屋 晋三君 植竹 春彦君

中山 静彦君 島津 忠彦君

島村 軍次君 下條 康廣君

宿谷 榮一君 松嶋 喜作君

遠山 丙市君 小林 英三君

徳川 宗敬君 玉屋 喜章君

水久保基作君 徳川 綱貞君

一松 政二君 藤野 繁雄君

穂積眞六郎君 田口政五郎君

岡田喜久治君 小野 光洋君

國 伊能君 結城 安次君

寺尾 豊君 大野木秀次郎君

川村 松助君 加藤常太郎君

城 義臣君 浅岡 信夫君

池田宇右衛門君 堀 末治君

西川甚五郎君 大島 定吉君

鈴木 安孝君 黒田 英雄君

平沼彌太郎君 草葉 隆圓君

石坂 豊一君 柴田 政次君

板谷 順助君 今泉 政喜君

松野 喜内君 黒川 武雄君

紅露 みつ君 木内キヤウ君

藤井 新一君 深水 六郎君

平岡 市三君 北村 一男君

石川 一衛君 仲子 隆君

中川 幸平君 左藤 義詮君

西山 亀七君 橋本萬右衛門君

佐々木鹿藏君 境野 清雄君

浅井 一郎君 重宗 雄三君

廣瀬與兵衛君 小串 清一君

山田 佐一君 大隅 憲二君

木村三四郎君 木内 四郎君

鬼丸 義齋君 櫻内 辰郎君

田中 信儀君 油井賢太郎君

星 一君 小畑 哲夫君

門屋 盛一君 林屋龜次郎君

中井 光次君 稻垣平太郎君

小川 友三君 内村 清次君

梅津 錦一君 齋 武雄君

村尾 重雄君 門田 定藏君

塚本 重藏君 河野 正夫君

田中 利勝君 山田 節男君

カニエ邦彦君 和田 博雄君

森下 政一君 青山 正一君

若木 勝藏君 吉川末次郎君

天田 勝正君 板野 勝次君

細川 嘉六君 中野 重治君

中西 功君 岩間 正男君

兼岩 傳一君 鈴木 清一君

千葉 信君 木村晴八郎君

堀 眞琴君 原口忠次郎君

星野 芳樹君 太田 敏兄君

金子 洋文君 小泉 秀吉君

大野 幸一君 赤松 常子君

千田 正君 國井 淳一君

藤田 芳雄君 羽仁 五郎君

伊藤 修君 岩崎正三郎君

河崎 ナツ君 川上 嘉君

丹羽 五郎君 原 虎一君

下條 恭兵君 島 清君

中村 正雄君 三好 始君

米倉 龍也君 佐々木良作君

波多野 鼎君 三木 治朗君

木下 源吾君 山下 義信君

岡田 宗司君 駒井 藤平君

岩男 仁藏君 鈴木 憲一君

○議長(松平恒雄君) 次に行政機關職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。明日は午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十六分散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 議員星野芳樹君懲罰
事犯の件

一、日程第二 國立病院特別會計法
案

一、日程第四 國家行政組織法の一
部を改正する法律案

一、日程第五 國家行政組織法の一
部を改正する法律案

一、日程第六 行政機關職員定員法
案

一、日程第七 行政機關職員定員法
の施行に伴う關係法令の整理に關
する法律案

出席者は左の通り。

議員

議長 松平 恒雄君
副議長 松嶋 喜作君
小川 友三君 阿竹彌次郎君
井上なつゑ君 岩本 月洲君
宇都宮 登君 江熊 哲翁君
小野 哲君 加賀 操君
柏木 庫治君 河井 彌八君
來馬 琢道君 高良 とみ君
小杉 イ子君 小宮山常吉君
小林米三郎君 西郷吉之助君
新谷寅三郎君 鈴木 直人君
竹下 豐次君 高瀬莊太郎君
高田 寛君 高橋龍太郎君

中川 以良君 早川 慎一君
東浦 庄治君 久松 定武君
姫井 伊介君 藤井 丙午君
町村 敬貴君 松井 道夫君
松村眞一郎君 宮城タマロ君
村上 謙一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 赤木 正雄君
安部 定君 飯田精太郎君
伊藤 保平君 大山 安君
奥 むめお君 岡部 常君
岡本 愛祐君 岡元 義人君
尾崎 行雄君 木下 辰雄君
九鬼紋十郎君 楠見 義男君
大屋 晋三君 植竹 春彦君
中山 壽彦君 島津 忠彦君
島村 軍次君 下條 康廣君
宿谷 榮一君 大野木秀次郎君
遠山 丙市君 小林 美三君
徳川 宗敬君 玉屋 喜章君
徳川 頼貞君 一松 政二君
藤野 繁雄君 鶴橋眞六郎君
田口政五郎君 岡田喜久治君
小野 光洋君 岡 伊能君
山本 勇造君 結城 安次君
渡邊 甚吉君 山田 佐一君
大隅 憲二君 北村 一男君
加藤常太郎君 川村 松助君
淺岡 信夫君 池田宇右衛門君
堀 末治君 西川甚五郎君

大島 定吉君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 寺尾 豊君
草葉 隆圓君 石坂 豊一君
柴田 政次君 小杉 繁安君
板谷 順助君 今泉 政喜君
松野 喜内君 黒川 武雄君
石川 準吉君 紅澤 みつ君
木内キヤウ君 藤井 新一君
深水 六郎君 平岡 市三君
城 義臣君 石川 一衛君
仲子 隆君 左藤 義詮君
重宗 雄三君 西山 亀七君
橋本萬右衛門君 伊東 隆治君
佐々木鹿蔵君 渡野 清雄君
淺井 一郎君 廣瀬與兵衛君
中川 幸平君 小串 清一君
水久保基作君 平沼綱太郎君
尾形六郎兵衛君 太極三四郎君
木内 四郎君 鬼丸 義廣君
櫻内 辰郎君 田中 信儀君
谷口彌三郎君 油井賢太郎君
小畑 哲夫君 星 一君
入交 太蔵君 高橋 啓君
小林 勝馬君 内村 清次君
梅津 錦一君 大隈 信幸君
門屋 盛一君 齋 武雄君
村尾 重雄君 門田 定蔵君
堀本 重蔵君 岩本 哲夫君
河野 正夫君 田中 利勝君

山田 節男君 林屋龜太郎君
中井 光次君 稻垣平太郎君
カニエ邦彦君 和田 博雄君
森下 政一君 青山 正一君
若木 勝蔵君 吉川末次郎君
天田 勝正君 板野 勝次君
細川 嘉六君 中野 重治君
中西 功君 岩間 正男君
兼岩 傳一君 鈴木 清一君
千葉 信君 木村禮八郎君
堀 眞琴君 原口忠次郎君
星野 芳樹君 太田 健兒君
金子 洋文君 小泉 秀吉君
大野 幸一君 赤松 常子君
千田 正君 岡井 淳一君
藤田 芳雄君 羽仁 五郎君
伊藤 修君 大島農夫雄君
岩崎正三郎君 河崎 ナツ君
川上 嘉君 丹羽 五郎君
原 虎一君 島 清君
中村 正雄君 三好 始君
米倉 龍也君 佐々木良作君
渡多野 照君 三木 治朗君
木下 源吾君 山下 義信君
岡田 宗司君 駒井 藤平君
岩男 仁藏君 鈴木 憲一君
内閣総理大臣 吉田 茂君
外務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君
國務大臣 植田 俊吉君
文部大臣 高瀬莊太郎君
厚生大臣 林 謙治君
農林大臣 森 幸太郎君
通商産業大臣 稻垣平太郎君
運輸大臣 大屋 晋三君
通信大臣 小澤佐重喜君
労働大臣 鈴木 正文君
建設大臣 益谷 秀次君
國務大臣 本多 市郎君
國務大臣 山口喜久一郎君
政府委員

内閣官房長官 増田甲子七君
内閣官房次長 郡 祐一君
人事院總裁 淺井 清君
人事官 山下 興家君
厚生政務次官 淺岡 信夫君
運輸事務官(鉄道局長) 牛島 辰彌君
通信事務官(郵務局長) 浦島喜久衛君

〔参照〕
五月二十六日議長において、議席を左
の通り変更した。

七三 松嶋 喜作君
八二 水久保基作君
一〇一 寺尾 豊君
一〇二 大野木秀次郎君

一〇三	川村 松助君
一〇六	城 義臣君
一一五	平沼彌太郎君
一二一	北村 一男君
一三六	中川 幸平君
一三七	左藤 義詮君
一四四	重宗 雄三君
一四五	廣瀬與兵衛君
一四七	山田 佐一君
一四八	大隅 憲二君

定價 一部 四円五十銭
送料実費

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一〇
振替東京一九〇〇 圖書課